

第三者評価共通評価基準（児童養護施設版）

I 養育・支援の基本方針と組織¹

I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

I-2 経営状況の把握

I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

I-3 事業計画の策定

I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

III 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定し

ている。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

第三者評価内容評価基準（児童養護施設版）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-（1）子どもの権利擁護

A① A-1-（1）-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

A-1-（2）権利について理解を促す取組

A② A-1-（2）-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

A-1-（3）生い立ちを振り返る取組

A③ A-1-（3）-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

A-1-（4）被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-（4）-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

A-1-（5）支援の継続性とアフターケア

A⑤ A-1-（5）-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

A⑥ A-1-（5）-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリーピングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-（1）養育・支援の基本

A⑦ A-2-（1）-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

A⑧ A-2-（1）-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

A⑨ A-2-（1）-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

A⑩ A-2-（1）-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。

A⑪ A-2-（1）-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

A-2-（2）食生活

A⑫ A-2-（2）-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

A-2-（3）衣生活

A13 A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

A-2-(4) 住生活

A14 A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

A-2-(5) 健康と安全

A15 A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

A-2-(6) 性に関する教育

A16 A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

A17 A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

A18 A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

A-2-(8) 心理的ケア

A19 A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等

A20 A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

A21 A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

A22 A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり

A23 A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

A24 A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

第三者評価共通評価基準

判断基準、評価の着眼点、

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童養護施設解説版)

目 次

I 養育・支援の基本方針と組織	1
I-1 理念・基本方針.....	1
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。	1
1 I-1-（1）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。.....	1
I-2 経営状況の把握.....	5
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。	5
2 I-2-（1）-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。.....	5
3 I-2-（1）-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。.....	7
I-3 事業計画の策定.....	9
I-3-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	9
4 I-3-（1）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。...9	
5 I-3-（1）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。... 12	
I-3-（2） 事業計画が適切に策定されている。	14
6 I-3-（2）-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。.....	14
7 I-3-（2）-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。.....	17
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組.....	19
I-4-（1） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	19
8 I-4-（1）-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。.....	19
9 I-4-（1）-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。.....	22
II 施設の運営管理	24
II-1 施設長の責任とリーダーシップ.....	24
II-1-（1） 施設長の責任が明確にされている。	24
10 II-1-（1）-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している。.....	24
11 II-1-（1）-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。.....	26
II-1-（2） 施設長のリーダーシップが発揮されている。	28
12 II-1-（2）-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。.....	28

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	30
	Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	32
	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	32
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	32
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	34
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	36
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	36
	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	39
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	39
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	41
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	43
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	46
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	46
	Ⅱ-3 運営の透明性の確保	48
	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	48
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	48
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	50
	Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	53
	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	53
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	53
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	55
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	57
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	57
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	60
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	60
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われて	

いる。	63
Ⅲ 適切な養育・支援の実施	66
Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援	66
Ⅲ-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	66
28 Ⅲ-1-1 (1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	66
29 Ⅲ-1-1 (1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	68
Ⅲ-1-1 (2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	70
30 Ⅲ-1-1 (2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	70
31 Ⅲ-1-1 (2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	72
32 Ⅲ-1-1 (2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	74
Ⅲ-1-1 (3) 子どもの満足の向上に努めている。	76
33 Ⅲ-1-1 (3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	76
Ⅲ-1-1 (4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	79
34 Ⅲ-1-1 (4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	79
35 Ⅲ-1-1 (4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	81
36 Ⅲ-1-1 (4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	83
Ⅲ-1-1 (5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	85
37 Ⅲ-1-1 (5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	85
38 Ⅲ-1-1 (5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	88
39 Ⅲ-1-1 (5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	90
Ⅲ-2 養育・支援の質の確保	92
Ⅲ-2-1 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	92
40 Ⅲ-2-1 (1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援	

が実施されている。	92
41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	94
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	96
42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	96
43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	99
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	101
44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	101
45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	103

I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

【判断基準】

- a) 法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。
- b) 法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく養育・支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。
- 法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

【理念と基本方針】

- 養育・支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、養育・支援する法人、施設の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。
- 理念は、法人、施設における施設経営や養育・支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、養育・支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。
- 基本方針は、理念に基づいて施設の子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、養育・支援への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、養育・支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。
- 理念や基本方針は、職員の理解はもとより、子どもや保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。
- 理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。
- 本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

【職員の理解】

- 理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

(社会的養護共通)

- 社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

【子どもや保護者等への周知】

- 理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、子どもや保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、養育・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

(3) 評価の留意点

- 複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に応じた施設ごとに理念を掲げていても構いません。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したのものとして「基本方針」を位置づけています。
- 職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによりその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 子どもや保護者等への周知については、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある子どもなど、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。
- 理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。
- 理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに養育・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

(5種別共通)

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。
- 「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号 平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。
- 法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

《注》

*本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

【判断基準】

- a) 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と施設（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な養育・支援に努めることが求められます。

○社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・子ども像の変化、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。

○施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。養育・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

(社会的養護共通)

○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「**4** I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 2** I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。
- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

(3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。
- 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (**2** I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。
- 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、**4** I-3-(1)-①で評価します。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

評価の着眼点

中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。

中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。
- 中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

(社会的養護共通)

- 施設長等の管理職のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的の中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

(社会的養護共通)

- 都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

(児童養護施設)

- 施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、里親の支援（里親への研修の実施や里親からの相談の受付、週末里親の調整等）、一時保護委託の体制整備、地域の子育て支援（在宅支援やショートステイ、トワイライトステイ等）、退所児童の自立支援等が考えられます。

【中・長期の事業計画】

- 「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。養育・支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。
- 中・長期計画については、以下を期待しています。
 - i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
 - ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、入所する子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「Ⅰ－2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

(児童養護施設)

- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
- 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、養育・支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長等から聴取して確認します。
- 中・長期計画が策定されていない場合（[4](#) I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に
行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。
- 事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子ども等の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

(社会的養護共通)

- 勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

(3) 評価の留意点

- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。
- 職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。
- 中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子どもや保護者等に周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、事業計画が、子どもや保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

(5種別共通)

- 事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。
- 事業計画の主な内容とは、養育・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。
- 子どもや保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。
- また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、子どもや保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

(児童養護施設)

- たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料の作成、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。
- 子どもや保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。
- 保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。
- 「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断基準】

- a) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。
- 養育・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。
- 養育・支援の質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、養育・支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。
- 施設においては、計画策定（P）→実行（D）にとどまり、評価（C）が十分になされていないことが課題とされています。養育・支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。
- 自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。
- 養育・支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。
- 養育・支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。
- 本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に養育・支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

(3) 評価の留意点

- 日常的な養育・支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。
- 例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な養育・支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

(児童養護施設)

- 企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。日ごろの養育・支援の質の向上に関する取組やしくみを確認して総合的に評価します。

- I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、
計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。
- 改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。
- 中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を
図っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価の着眼点

- 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い養育・支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。
- 施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。
- 施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。
- また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。
- 施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

(3) 評価の留意点

- 施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。
- 施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(社会的養護共通)

- 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が養育・支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。
- 社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な養育・支援を提供するよう努めなければならない」とされています。
- 施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における養育・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

(5種別共通)

- 社会的養護関係施設は、子どもが選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

(3) 評価の留意点

- 施設長が養育・支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(社会的養護共通)

- 本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い養育・支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な養育・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長は、施設の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設長の自らの具体的な取組と、施設内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
- 施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

（社会的養護共通）

- 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い養育・支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。
- 計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。
- また、社会福祉士、心理職等の養育・支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

(社会的養護共通)

- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として養育・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

(児童養護施設)

- そのため、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。
- 採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

(児童養護施設)

- 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしているか確認します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人、施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については17 II-2-(3)-①、教育・研修制度については18 II-2-(3)-②、19 II-2-(3)-③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。
- 「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。
- 職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

(社会的養護共通)

- 特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

- 福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

- 働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

(3) 評価の留意点

- 把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設としてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。
- 相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

(社会的養護共通)

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。
- 職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、養育・支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

(社会的養護共通)

- 職員一人一人が目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

- 目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、養育・支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。
- 設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。
- 目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。
- 目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。
- 中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

(3) 評価の留意点

- 職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。
- 評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 養育・支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。

(3) 評価の留意点

- 施設が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、養育・支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 施設による養育・支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の養育・支援技術の向上等に取り組んでいる状況の評価します。

(2) 趣旨・解説

- 職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。
- 教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。
- 教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが重要です。
- 養育・支援に関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。
- 必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。
- 施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制として、
 - ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
 - ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
 - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
 - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させるといった取組が考えられます。

(児童養護施設)

- 小規模化や地域分散化に伴い、施設本体と各拠点（グループ）等との連携・調整が重要になるため、そこでスーパーバイザーが果たす役割も必要となります。

(3) 評価の留意点

- 研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。

- 研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。
- 「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(社会的養護共通)

- 階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。
- スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

Ⅱ－２－（４） 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
- c) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉の人材を育成すること、また、養育・支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。
- 実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の養育・支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

(3) 評価の留意点

- 受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。
- さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

Ⅱ－3 運営の透明性の確保

Ⅱ－3－（1） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ－3－（1）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【判断基準】

- a) 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。

評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
- 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設においては、養育・支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による養育・支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 養育・支援を実施する施設に対する、子どもや保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの養育・支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26)(27)で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援に関わる施設においては、質の高い養育・支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、養育・支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。
- 施設（法人）の経営・運営は、養育・支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。
- 具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。
- さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。
- なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。
- 特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。
- このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

(3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
- また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

- 小規模な施設（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

(児童養護施設)

- 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。
- 施設においては、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

(社会的養護共通)

- 子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や子ども会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)

(児童養護施設)

- 施設の養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々が、法人や施設を支える会、後援会等を組織している場合もあります。

(児童養護施設)

- 子どもの地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動への参加を支援することも大切です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

(5種別共通)

- 本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。
- 施設の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。
- 多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。
- ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、ボランティアの受入れや、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。
- マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、子どもや保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。
- 原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。
- 評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、子どもや保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

(児童養護施設)

- 施設の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに施設をより深く理解してもらう取組をしているか確認します。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設として、子どもによりよい養育・支援を実施することと、退所後の養育・支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもによりよい養育・支援を実施し、退所後も養育・支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。
- ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの養育・支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する養育・支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。

(児童養護施設)

- 児童相談所と施設は子どもや保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

(児童養護施設)

- 幼稚園、学校との連携を図るために、役員等をしてPTA活動に参加する、学校や幼稚園の行事に積極的に参加する、施設での行事に招待するなどの取組が大切です。

(3) 評価の留意点

- 社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

(社会的養護共通)

- 退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、養育・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、養育・支援の記録や聞き取りなどから確認します。

- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（5種別共通）

□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

(社会的養護共通)

- 国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

- 施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、養育・支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。

- また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。

- さらに、日常的な養育・支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。

- このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

(児童養護施設)

- 施設の職員が積極的に地域に出向く取り組みを通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や退所した子どもの支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。

(3) 評価の留意点

(5種別共通)

- 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。

- 施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした施設（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混雑が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

(社会的養護共通)

- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

(3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。

- 施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)-①で評価します。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。
- 施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、養育・支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

(3) 評価の留意点

- 施設の種別や子どもの年齢の違いによって、子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。
- 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した養育・支援における重要事項です。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子ども尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な養育・支援においては、施設の子どもや養育・支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子どもや保護者等に周知することも求められます。

(児童養護施設)

- 規程・マニュアル等に基づいた養育・支援と合わせて、居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行うことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 子どものプライバシーに配慮した養育・支援の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。
- 養育・支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- 入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、養育・施設の子どもや支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。
- 個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。[45](#) Ⅲ-2- (3) -②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。
- 見学等の希望に対応している。
- 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援を必要とする子どもや保護者等が、養育・支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。
- 資料は、子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。
- 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にでない説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。
- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、子どもや保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

(3) 評価の留意点

- 養育・支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、子どもや保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 養育・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の子どもや保護者等に対して、パンフレットを渡すだけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
- 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。
- 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、養育・支援の開始及び過程において、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援の開始や過程においては、子どもや保護者等の自己決定に十分に配慮し、養育・支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。
- 養育・支援の開始や過程における説明は、子どもや保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。
- 説明にあたっては、前評価基準（30 Ⅲ-1-(2)-①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

(社会的養護共通)

- 子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

(3) 評価の留意点

- 施設における説明は、どの子どもや保護者等に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。
- また、書面を確認することとあわせて、子どもや保護者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。
- b) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、子どもへの養育・支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、子どもや保護者等の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の施設への情報提供が必要な場合には、子どもや保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 施設を退所した後も子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、子どもや保護者等に伝えておくことも養育・支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

(社会的養護共通)

- 社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

(児童養護施設)

- 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。

(児童養護施設)

- 里親、児童自立支援施設などへ措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応することも大切です。また18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応する必要があります。

(3) 評価の留意点

- 措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない養育・支援の提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。
- 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
- 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。
- 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども本位の養育・支援は、施設が一方向的に判断できるものではなく、子どもや保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。養育・支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを養育・支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

(社会的養護共通)

- 施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、養育・支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

(社会的養護共通)

- 施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

(社会的養護共通)

- 施設における満足は、養育・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において養育・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

- 子どもの満足に関する調査の結果は、具体的な養育・支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

- 養育・支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。

- 組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

- このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

(3) 評価の留意点

- 施設の事業種別や養育・支援の内容の違いによって、子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に養育・支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

(5種別共通)

- 保護者等の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。

- 具体的には、子どもの満足に関する調査、子どもへの個別の聴取、子ども懇談会における聴取等があります。子どもの満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。

- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、子どもや保護者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、子どもや保護者等からの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、養育・支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり養育・支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて養育・支援の質の向上を図る必要があります。

(3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出した子どもや保護者等への経過や結果の説明、申出した子どもや保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、養育・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

【判断基準】

- a) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

- 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもが相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を子どもに伝えるための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもが必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、子ども本位の養育・支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。
- 相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 意見については、子どもや保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

(3) 評価の留意点

- 子どもの相談、意見に関する取組については、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。

(社会的養護共通)

- 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 子どもからの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、子どもからの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、養育・支援の内容や生活環境の改善等に関する子どもからの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、子どもからの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、養育・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、子どもの意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、養育・支援の質と子どもからの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、子どもからの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、子どもの意見や要望、提案等にもとづく養育・支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、子どもへの経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

(3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に養育・支援の改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組みと一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう子どもの意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。

(社会的養護共通)

- 意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

- リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し養育・支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設におけるリスクマネジメントの目的は、養育・支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、養育・支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 養育・支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した養育・支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には養育・支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

(児童養護施設)

- 施設では、虐待を受けた子ども等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

(社会的養護共通)

- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。
- 感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

（社会的養護共通）

- 保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。
- 感染症の予防・対応についても、養育・支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- 感染症については、季節、養育・支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。
- 対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に
行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、施設に入所（利用）している子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの安全を確保するためには、養育・支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
- 施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに養育・支援を継続することが求められます。「事業（養育・支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。
- 通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

(3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

(児童養護施設)

- グループホームを含め立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じているか確認します。

Ⅲ－２ 養育・支援の質の確保

Ⅲ－２－（１） 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ－２－（１）－① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

【判断基準】

- a) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。
- b) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。
- c) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設における養育・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて養育・支援が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援の実践は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、養育・支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な養育・支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な養育・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準化とは、各施設における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による養育・支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に見現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、養育・支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、養育・支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない養育・支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

(社会的養護共通)

- 養育・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

(3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた養育・支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった養育・支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが実施されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 標準的な実施方法については、子どもが必要とする養育・支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、養育・支援の質の向上にとって必要です。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、養育・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

(社会的養護共通)

- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別的な自立支援計画が策定されているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた養育・支援において、子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（子ども一人ひとりについてニーズと具体的な養育・支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような養育・支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 養育・支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①養育・支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から子どものより良い状態を検討する必要があります。

(社会的養護共通)

- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

(社会的養護共通)

- 児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。

(社会的養護共通)

- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決めます。

(5種別共通)

- 発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生リスクやメカニズム等の知見に基づいて、子どもの抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

(社会的養護共通)

- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

- 子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子どもの希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく養育・支援がなされているか、養育・支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。
- 自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状況に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。
- アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。
- 子どもの意向の反映については、自立支援計画に子どもの意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。
- 施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。
- 子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する養育・支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、養育・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での養育・支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、養育・支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

(社会的養護共通)

- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

(社会的養護共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

(3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な養育・支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する子どもの意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する養育・支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような養育・支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。
- 子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、養育・支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や養育・支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

(社会的養護共通)

- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

(社会的養護共通)

- 記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

(3) 評価の留意点

- 引継ぎや送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、子どもや保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもへの配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童養護施設版)

目 次

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援	1
A-1-(1) 子どもの権利擁護	1
A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	1
A-1-(2) 権利について理解を促す取組	4
A② A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	4
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組	6
A③ A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	6
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等	8
A④ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	8
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア	10
A⑤ A-1-(5)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	10
A⑥ A-1-(5)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	12
A-2 養育・支援の質の確保	14
A-2-(1) 養育・支援の基本	14
A⑦ A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	14
A⑧ A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	16
A⑨ A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	18
A⑩ A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	20
A⑪ A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	22
A-2-(2) 食生活	24
A⑫ A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	24
A-2-(3) 衣生活	27
A⑬ A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	27

A-2-(4) 住生活	29
A ¹⁴ A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	29
A-2-(5) 健康と安全	31
A ¹⁵ A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	31
A-2-(6) 性に関する教育	33
A ¹⁶ A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	33
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応	35
A ¹⁷ A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	35
A ¹⁸ A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	37
A-2-(8) 心理的ケア	39
A ¹⁹ A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	39
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等	41
A ²⁰ A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	41
A ²¹ A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	43
A ²² A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	45
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり	47
A ²³ A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	47
A-2-(11) 親子関係の再構築支援	49
A ²⁴ A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	49

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。
- 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
- 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの権利条約に謳われている、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した養育・支援への取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取組は重要です。
- 子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- また、子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。
- マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

(3) 評価の留意点

- 子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。
- 権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。

○児童養護施設では宗教の理念を施設の理念として運営されていることがあります。その結果、宗教行事等への参加や宗教的行為を日常生活の中で奨励している施設もあります。しかし、これらのことは強制してはならず、子どもや保護者等の信教の自由は保障されなければなりません。

A-1-(2) 権利について理解を促す取組

A② A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

【判断基準】

- a) 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。
- b) 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施していない。

評価の着眼点

権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。

子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。

職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。

子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。

年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもが有するさまざまな権利や人間の尊厳について、生活やさまざまな学習機会を通じて理解を促す取組がなされていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの中には、自分がさまざまな権利を有していることを理解できないままに、あるいは大切にされた経験がないままに入所してくる子どもがいます。権利ノートやそれに代わる資料などを使用して、生活の中で守られている具体的な権利について、分かりやすく、随時説明がなされることが重要です。

○子どもの年齢や状態に応じて、権利と義務・責任の関係について理解できるように説明し、話し合う機会をもつ取組が求められます。

○子どもが自己評価を高めて成長していくためにも、自分の権利について理解していることが必要です。

○特に、不適切な養育を受けた子どもは、権利について意識することは少ないと思われるので配慮が必要です。

(3) 評価の留意点

○日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深める取組を評価します。

○職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることを評価します。

A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組

A③ A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。
- b) 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。
- c) 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っていない。

評価の着眼点

子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。

事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。

伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。

事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。

子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。

成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子ども本人の出生や家族の状況等に関する情報提供や成長の過程を職員と一緒に振り返る取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの成長や自立、また、自己形成の視点からも、自分自身の出生や生い立ち、家族の状況等を把握できていることは重要であり、それらの情報や認知について、子どもが職員と共に把握できるように努める必要があります。
- 子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等は慎重な検討が必要です。また、職員及び組織としての専門性やチームでの対応が求められます。
- 親をはじめとする家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることや親の意向も十分考慮する必要があり、児童相談所との十分な連携と親や家族との協働作業で進められることが求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設に来てからの成長の記録にとどまらず、保護者等や過去に養育にあたった人に協力を求め、生まれてから現在までの成長の記録が整理されており、子どもが見たい時にいつでも見ることができる環境にあるかを確認します。

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。

不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。

子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。

被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。

被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設における体罰や子どもの人格を辱めるような行為も含み、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 身体的暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、ハラスメント等、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。
- 児童養護施設においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 不適切なかかわりに迅速に対処できるように、子どもからの訴えには組織的な対応を図るとともに、サインを見逃さないよう留意していることが重要です。また、不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにすることが必要です。
- 被措置児童等虐待の届出・通告制度について、研修会などで職員に周知をしていることが重要であり、子どもの権利を擁護する風土が施設全体に行きわたっていることが重要です。
- また、子ども間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止・早期発見しなければなりません。
- 被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努めることが求められます。

(3) 評価の留意点

- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っていることを評価します。
- 被措置児童等虐待対応ガイドラインについて施設長や職員が十分知っていることを確認します。

A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア

A⑤ A-1-(5)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。
- b) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視しておらず、不安の軽減に配慮した移行期の支援を行っていない。

評価の着眼点

子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。

入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。

子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。

家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、入・退所に際して揺れる子どもの気持ちを汲み取り、不安の軽減を図ることや、子どもの生活の連続性を大切に、ケースに応じて必要と思われる取組がなされていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもにとって生活場所が変わることは大きな負担を強いられる出来事です。その不安を一つでも解消するためにも、温かく迎える準備をしているなどさまざまな工夫を凝らし、受け入れについてホーム全体また、施設全体で歓迎する姿勢を示すことが重要です。
- 受け入れの準備として、一時保護所への面会訪問や乳児院等との連絡調整、子どもに関わる職員との人間関係づくりを始めることなど、入所前から不安を軽減するための具体的な取組を行うことも重要です。
- また家庭復帰後や施設変更後も、子どもの状況の把握に努め、子どもの気持ちに寄り添った支援をしていくことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 入・退所に際して、子どもの不安を理解し受け止めてサポートしますが、人的な環境の変化にも留意して、人間関係の継続性を担保できているかを確認します。

A⑥ A-1-(5)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。
- c) 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っていない。

評価の着眼点

- 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。
- 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。
- 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。
- 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。
- 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。
- 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、退所した子どもが安定した社会生活を送ることができるようになるための、リービングケアとアフターケアについて、施設の支援体制と内容や関係機関との協力がどのように構築され実践されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもは、施設を退所し社会的自立すると、仕事とその人間関係、一人暮らし、金銭管理など、未経験の体験を強いられ悩みます。より家庭的支援を必要とする子どもにとって頼りになるのは今まで暮らしてきた施設であり職員です。

○退所後の社会生活を想定した自立支援であるリービングケアと退所後のアフターケアは施設にとって重要な業務として捉え、施設の支援体制を整え、必要に応じて関係機関や支援団体との協力関係を構築し実践する必要があります。

○施設が退所者の相談に応じることは、特別な配慮ではなくて施設の業務であることを退所者に説明します。また、退所者からの相談が関係の深かった職員に寄せられる個人的相談にとどまることなく、施設が組織として情報を共有し対応するためにも、その記録を整備し活用する必要があります。

○相談には、金銭、住居、就労などや各種トラブルなど、施設で支援できる範囲を超えるものもあります。そのような場合は、行政機関や福祉機関等と連携を図りながら支援を行うことが大切です。

○生活に本当に困った段階になって相談が寄せられても、有効な手立てが見当たらないこともあります。小さな問題でも気軽に相談できることが大切です。そのためにも、OB会のように退所者が集まれる機会を設けるなどの取組等も有効です。

○自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報提供することも大切です。

(3) 評価の留意点

○個別ニーズに沿った自立の目標に向けての養育の一環として、退所後の社会生活を想定したリービングケアが行われているかを、児童生活記録および自立支援計画を確認します。

○近年、施設等の退所者が中心となって組織をつくり、退所者を支援する活動が見られるようになりました。こうした活動に協力し、退所者に参加を促す取組も評価します。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

A⑦ A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。

【判断基準】

- a) 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。
- b) 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めようとしているが、十分ではない。
- c) 子どもを理解しようしていない。

評価の着眼点

- 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。
- 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。
- 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。
- 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
- 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員が子どもを理解しようとする態度、又は職員が受容的・支持的な態度で寄り添っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援は、子どもとの信頼関係を基盤に行われなければなりません。信頼関係を築いていくうえで前提となるのが、子どもの理解です。
- 子どもの存在そのもの（ありのままの姿）を受け入れ、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止め、その理由や背景を理解することが大切です。そうすることで子どもに「自分のことがわかってもらえている」という信頼の気持ちが芽生えていきます。
- 子ども一人ひとりが抱える課題は個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもの理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合う姿勢が大切です。
- 「受容的・支持的な態度」とは、職員が子どもを都合のいい理論にあてはめて無理に理解しようとするのではなく、「その子の人生に何があったのか」に思いを馳せながら寄り添い、時間をかけ、理解できる部分を増やしていこうとすることです。

(3) 評価の留意点

- 養育・支援にかかわるケース会議の記録や自立支援計画を確認します。

A⑧ A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

【判断基準】

- a) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。
- b) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。
- c) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援していない。

評価の着眼点

- 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。
- 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。
- 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。
- 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。
- 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。
- 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、日常生活のいとなみを通して基本的欲求の充足がなされているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 食事、睡眠、排泄といった生理的欲求（一次的欲求）と、所属と愛情・承認といった心理的欲求（二次的欲求）を総称して基本的欲求と言います。
- 子どもは、基本的欲求の充足を通して、養育者との間に基本的信頼感を獲得します。児童養護施設でも、基本的欲求の充足のプロセスにおいて子どもと職員との関係性が深まっていくことが大切です。
- 基本的欲求の充足は、ルーティンワークに沿って進めていくのではなく、子どもが信頼を寄せる職員によってなされるとともに、子どもと職員が共に作り出す日常生活の中で自然な形でなされることが大切です。
- 安全の欲求、承認の欲求など、子どもの発達段階やそのときどきの状況によって充足すべき基本的欲求は異なるため、子ども一人ひとりの基本的欲求を把握していることが大切です。
- 子どもが生活力を高めていくためには、その欲求を自主的に充足できる環境が必要です。その意味では、高齢児の生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものであることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 「生活の決まり」を確認するとともに、身近な職員が一定の裁量権を有し、柔軟に対応できる体制となっているかどうかを確認します。

A⑨ A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。
- b) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にせず、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。

評価の着眼点

- 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。
- 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。
- 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
- 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
- つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、日常生活において職員が子どもの力を信じて見守る姿勢を大切に、子どもが主体的に生活を営むことができるように支援が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもが主体的に自分たちの生活について検討する意識を持つ事ができるように、日ごろから定期的に話し合いの機会を持ち、話し合いの風土の定着に心がけておく必要があります。
- 余暇時間の過ごし方を子ども自身が選択し、子どもの興味や趣味に合わせて自発的活動ができるよう、新しい体験や世界を広げるような活動への参加の機会を提供することも大切です。
- 子どもが自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験するさまざまなつまずきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。
- 施設では一般家庭と比して、一人の職員が掌握、援助しなければならない子どもの数が多いことも一因となって、子どもが、つまずいたり失敗したりしないように過干渉になってしまうことがあります。子どもは、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感し、またそのことを職員が気づき認めてあげることで自己肯定感を高めていきます。
- こうした体験を日常生活の中で数多く経験することが大切です。そのためにも、子どもの力を信じて見守るという姿勢が大切です。子どもは職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準については、直接養育の場面に立ち会って評価することが重要です。
- 「見守り」、「放任」、「管理」、「過干渉」の意味について、評価者は理解しておく必要があります。
- 子どもからの要望等十分に聞く姿勢を持ちつつも、実施困難な事項については十分な説明をする機会を設けているかを確認します。
- 余暇時間の過ごし方においても、子どもの主体性を尊重しつつ支援していることを評価します。

A⑩ A-2-(1)-④ 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障している。

【判断基準】

- a) 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障している。
- b) 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。
- c) 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障していない。

評価の着眼点

- 施設内での養育が、年齢や発達の状態、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。
- 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに答えている。
- 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。
- 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。
- 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。
- 幼稚園等に通わせている。
- 子どもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○子どもはそれぞれ、その年齢や発育状況に応じた発達的な課題を有しています。本評価基準では、施設が子どもの発達の状況に応じた適切な環境を用意しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの発達保障は養育の目的としてとても重要なことです。子どもの権利に関する条約では「第27条 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する」と明記されています。

○児童養護施設に入所してくる子どもの多くが、さまざまな要因で自らの能力を発揮、伸ばすことができない場合もあります。子どもの背景や年齢・発達状態により、子どもに必要な学びや遊びへのニーズは異なります。固定概念に捉われず、子どもがこれまで満たされなかったニーズを充足していくことで、学力やコミュニケーションスキルの習得につながります。

○特に、子どもにとって、好きなものや打ち込めるものができるると精神的にも安定しやすくなります。自分から中々見つけられない子どもには、様々な機会を提供してみるのが大切です。

(3) 評価の留意点

○子どもは自ら環境に働きかけて発達の課題をクリアしていきます。児童養護施設では入所している子どもの年齢幅が大きいので、それぞれの年齢段階にあった学びや遊びの環境が用意、利用されているかを確認します。

○発達保障のために社会資源を積極的に活用されているかを確認します。

A⑪ A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

【判断基準】

- a) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。
- b) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。
- c) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。

評価の着眼点

- 子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。
- 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。
- 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。
- 発達状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。
- 発達状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、子どもと共に日常生活をいとなむことを通して、基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、さまざまな生活技術が習得できるよう養育・支援しているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○そのような学びの根幹は、職員との関係性を基盤にした生活にあります。穏やかで安全性や快適さに配慮された生活によって、子ども自身が決まりや約束を守ることと施設生活そのものを守ろうとする意識が醸成されることが大切です。

○日頃から職員がその振る舞いや態度で模範を示すことが大切ですが、入所して短い時間で子どもが基本的生活習慣等を習得するのは難しいと思われるので、子どもたちの状況を把握することが大切です。また、外来者へ常識ある対応がとれることも重要です。

(3) 評価の留意点

○基本的生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、様々な生活技術の習得のために、どのような工夫がなされているかを評価します。部屋の飾り付けや家電、家具の配置等の生活感のある雰囲気にも目を向けることも重要です。

○健康の保持や衛生管理、安全（事故防止）について子どもが理解し、その方法を身につけることができるような支援が行われていることを評価します。

○SNS やインターネットの知識や実体験を得る取組が行われているかを聞き取りなどから確認します。

A-2-(2) 食生活

A⑫ A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

【判断基準】

- a) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。
- b) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。
- c) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。

評価の着眼点

楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。

食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。

食事場所は明るく楽しい雰囲気です、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。

定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。

基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、評価者は食事の時間を共有し、食事をおいしく楽しく食べることができるよう工夫等について施設における取組を評価します。
- 食事が、変化に富んだ献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量が確保されていることはもちろんのこととして、子どもの嗜好や子ども一人ひとりの健康状態に配慮した食事を提供するための取組や食育の取組についても評価します。

(2) 趣旨・解説

- 食事は、単に空腹を満たし栄養を摂取するためだけのものではありません。おいしく楽しく食べることにより、幸福感や精神的な充足を得ることができ、心の安定のために重要な役割を果たします。
- 児童養護施設では、日々の生活援助と食事の提供とを別々の職員が担ってきました。家庭的養護の推進の中、これらを同一の職員が行う取組が増えてきています。例えば地域小規模児童養護施設では、献立について子どもの状況に応じて柔軟に対応できるのですが、そうした場合であっても、配慮のこもった食事を提供するとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を勘案する必要があります。
- 発育に必要な栄養をしっかりと摂るためには、食事が楽しい時間であること、年齢等にあった調理方法や味付けに配慮すること、そして子どもの嗜好を考慮した食事を提供することが必要です。
- 児童養護施設では、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達状況に応じた食習慣が身につけていない子どもも少なくありません。ここでの食習慣は食事の場面にまつわるだけでなく、食材の買い出しから後片付けに至るまで食事に関わるすべてのことが含まれます。
- 日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進することが求められます。発達の状況に応じて、調理方法や買い物を手伝って材料の選び方等を知る機会を設けたり、食器洗いや配膳等を習慣化したり、また職員が範を示すことで、基本的な食習慣の習得に向けた支援が行われることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 食卓に、人間関係などその生活集団の雰囲気や関係性が反映されることを踏まえれば、食事の時間が、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場として機能し、和やかな雰囲気となっているかどうかを確認します。

○児童養護施設では子どもの年齢幅も大きく、食物アレルギーを持つ子など食事に特別な配慮が必要な子が増えています。病気の時など健康状態に配慮した食事を含めて、子ども一人ひとりの状況に応じた食事の提供が行われているかを確認します。

A-2-(3) 衣生活

A⑬ A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

【判断基準】

- a) 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- b) 衣類が十分に確保されているが、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるような支援は十分ではない。
- c) 衣類が十分に確保されていない。

評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
- 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。
- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。
- 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。
- 発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子ども一人ひとりの身だしなみが配慮の届いたものとなっているのか、また子どもが衣習慣を習得し、衣服を通して自己表現できるよう支援がなされているのかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○衣類は、子ども一人ひとりに対して量的に十分確保され整理整頓されていることが大切です。そのうえで TPO に合わせた適切な身だしなみ、服装ができること、自己表現の手段として個性が尊重されることが大切です。

○あわせて、子ども自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが必要です。

(3) 評価の留意点

○画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給ではなく可能な限り子どもの個性に合ったもの、子どもの好みに合ったものを購入するような配慮が行われているかも確認します。

○高年齢児においては、衣類を自分自身で選び、購入できるような機会が確保されていることを確認します。

A-2-(4) 住生活

A⑭ A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。
- b) 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保しているが、十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの居場所が確保されていない。

評価の着眼点

子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。

小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。

中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。

身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。

食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。

設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。

発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設の中に子ども一人ひとりの居場所が確保され、安心して生活できる場所となるように配慮しているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもは、自身が所属するグループの一員であることが実感できるような住環境の中で安心して生活することで、自己肯定感を育むことができ、そのことが自己アイデンティティの確立へとつながっていきます。

○子ども一人ひとりの居場所が確保され、「自分が大切にされている」と感じる場所があり、帰るとほっとできる家庭的な空間が用意されていることは大切なことです。

○食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいでありたいものです。そのために職員が率先して美化に努める必要があります。一方、居室については、きれいに保つことができない子どももいますが、発達状況や子どもの状況に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくように支援することが大切です。

(3) 評価の留意点

○子ども一人ひとりに個室を提供することが物理的に難しい場合であっても、大切な人の写真を遠慮なく飾ることができるなど、個人の空間が確保されていることを評価します。

○子どもを取り巻く住環境が、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などにいたるまで、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるように工夫されていることを評価します。

○破損箇所をそのままにしたり、壊れた物が放置されていたりすることで、生活の潤いがなくなり、子どもの心がすさんでしまいます。不適切な環境を放置し、その環境が当たり前になってしまわぬよう、速やかな修繕が行われていることを確認します。

A-2-(5) 健康と安全

A⑮ A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価の着眼点

子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。

健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。

受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。

職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な子どもの健康状態の把握状況や、医療機関との連携等について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設入所前の不適切な養育環境により、心身の健全な発達上、課題のある子どもたちが多くいます。職員は一人ひとりの状態を常に把握し、健康な生活を送ることができるよう、支援をすることが求められます。

○子どもの健康状態は、日々変化します。病気やケガだけでなく、心の悩みや友人関係のつまずきや家族関係等で健全な状態が急変することもあります。健康管理は、日頃から注意深く観察することで適時に適切な対応が求められます。

○子どもの体調に変化のあった時は、職員間で情報交換をし、職員の勤務の交替（あるいは担当者の交替）があっても、確実に継続して支援を行える体制を整えなければなりません。

(3) 評価の留意点

○身体的な健康だけでなく、心理・情緒面での健康にも配慮した支援が行われているかを確認します。

○子どもが自分の体調や病気、障害についてことばで表現でき、必要な治療や服薬についても理解できるよう支援が行われているかにも留意します。

○また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑯ A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価の着眼点

他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。

性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。

性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。

必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。性をめぐる諸課題について正しい理解を糸口にして、自分自身のいのちと向き合うことは重要な意味を持ちます。そしてそのことを大前提として、他者のいのちも尊重できるようになる支援が求められます。

○児童養護施設における性をめぐる諸課題への支援は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達状況に応じて性についての正しい知識、理解が持てるよう支援していくことが求められます。

○また、実生活のうえでも年齢にふさわしい関係において他者の性を尊重し、思いやりのある心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けることが必要です。

○日頃から職員の間でも性をめぐる諸課題への支援のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要です。

(3) 評価の留意点

○集団生活において、年長の子どもから年少の子どもへの性的な加害・被害関係が起こることのないよう、異性間のみならず、同性間においても日常生活場面での十分な注意が行われているかを確認します。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

A⑰ A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。
- b) 子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。
- c) 子どもの行動上の問題及び問題状況に対応できていない。

評価の着眼点

□施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。
また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。

□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。

□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。

□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけて出そうと努力している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、行動上の問題をとった子どもへの対応だけでなく、損なわれた秩序の回復、一緒に暮らす成員間の関係修復、生活環境の立て直し、暴力を受けた職員への配慮など子どもの行動上の問題により引き起こされる状況への対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもたちは人間不信に陥っていたり、それにより他の子どもとの関係を築いていくことが困難な場合があります。家庭的養護が推進され職員の存在が身近になる中で、子どもは抱え込んでいた感情や心理的なストレスを問題行動として、ときに暴力という形で職員に表出することもあります。

○子どもが訴えたいことの受容と、行動上の問題の表出を許容してしまうことを混同しないことに留意が必要です。

○暴力や不適切な行動をとる子どもの要因や課題を分析し、支援するとともに、一緒に生活して被害を受けた子どもへの対応も同時にすることが必要です。とくに、守られるはずの施設で暴力にさらされてしまうダメージは深いからです。また、被害を受けた子どもの保護者等への説明も必要です。

○パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合には、タイムアウトを行うなどして子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を守ることも必要です。

○子どもの暴力が自分自身に向かってくることも職員にとってはとても辛いことであり、大きな無力感に職員がさいなまれることもあります。適切な対応のためには、子どもを理解するとともに職員相互の支援体制が求められます。

(3) 評価の留意点

○行動上の問題を生じやすい子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしておくことや、くり返し児童相談所、専門医療機関等と協議を行うなどの対応を、自立支援計画や記録等からも確認して評価します。

A⑱ A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。

評価の着眼点

- 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
- 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。
- 課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
- 大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
- 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。
- 子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子ども間の暴力、いじめ、差別などが施設内で生じないようにするための予防策や、発生した場合の要因の把握、その後の対応策や問題克服に向けた施設の取組などを評価します。

(2) 趣旨・解説

○暴力や不適切な行動をとる子どもへの対応として、「悪いことは悪い！」と毅然と伝え、そうした行動を起こすに至った心情にも目を向けます。子どもにとって信頼できる職員は、悪いことは悪いと言い、守るべき時は守り、子どもの心情をしっかり受けとめてくれる職員です。

○小規模化が進む中では、職員一人で小規模グループ全体の生活援助を担う場面が多くあるため、子どもが暴れだし対応に苦慮するとき、どのようにSOSを出すのか、またSOSを受けて、誰がどのように対応するのかなど、職員間の協力体制を築いておくことが求められます。

○ケアニーズの高いケースが増え、その子自身・周囲の子への個々の支援が必要となります。児童相談所・病院・学校・市町等の関係機関との連携や活用を積極的に展開し、予防も事後の対応も速やかに行える体制があることが求められます。

○子どもは周囲の大人の関係から人との関係性を学ぶため、職員間の人間関係や情報の共有とともに、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことも必要です。

(3) 評価の留意点

○子ども間の暴力（性的暴力を含む）やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底しているかを評価します。

○子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入することができるかも確認します。

A-2-(8) 心理的ケア

A⑱ A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。
- b) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。

評価の着眼点

- 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。
- 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。
- 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。
- 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。
- 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。
- 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、虐待体験、分離体験などによる心理的ケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく心理支援プログラムの策定とそのプログラムに基づく実施状況等を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 心理的支援の実施に当たっては、子どもの自立支援計画に明確に位置づけること、児童相談所等と連携しその指導・助言に基づくことに努めること、専用の部屋および設備を用意すること等が要件となっています。また、職員間の連携、ケース会議への出席、相談や助言、研修、さらに保護者等への心理的支援も求められています。
- 施設では、虐待等により心的外傷等を受けた子どもに、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を行い、心理的困難を改善し、安心・安全感の再形成、人間関係の修正等を図る目的で、心理療法担当職員を配置することができます。
- 心理療法担当職員は任意配置であり、心理療法を行う必要のある10人以上の子どもがいることとされ、毎年実施計画書および報告書の提出が義務付けられています。
- 心理療法担当職員は、大学で心理学を専修する学科等の課程を修め、心理療法の技術を有する者である必要があります。勤務形態は、常勤あるいは常勤的非常勤、非常勤いずれでもよいとされています。

(3) 評価の留意点

- 心理療法担当職員を核とし、施設全体で心理的支援の目的が共有され機能しているかを評価します。
- 子どもが落ち着いて心理的ケアを受けられる環境が確保されているかを確認します。

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等

A⑳ A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価の着眼点

静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。

学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。

学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。

忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。

障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○学習支援において、物理的な学習環境ばかりに注目するのではなく、その子とその子らしく力が発揮できる事を願うかがわりが大切です。

○学力が低かったり、本来持っている能力を十分発揮できていない子どもがについては、潜在的可能性を引き出していけるように学習環境を整備していくことが求められます。

○低学力の原因は、自己肯定感の低さが一因として考えられ、落ち着いた生活環境の中で、職員や家族から共感され「大切にされている」と安心感を抱くことで、自己肯定感は育まれていきます。この育みは、自分の将来に希望を持ち、目標を立てて努力していく力の源となります。

○子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが求められます。

(3) 評価の留意点

○学習環境の整備として、一人ひとりのニーズに応じて、学習ボランティアや、家庭教師、地域の学習塾等を活用することも評価します。

○公立・私立にかかわらず高校、大学進学について子どもの学習権が保障されているかを確認します。

A⑳ A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが進路の自己決定ができるように支援している。
- b) 子どもが進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが進路の自己決定ができるように支援はしていない。

評価の着眼点

- 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。
- 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。
- 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。
- 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。
- 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。
- 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。
- 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、学校を卒業する子どもの最善の利益にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもにとっての「最善の利益」を考え、子どもの希望と可能性、能力を把握したうえで、進路選択への支援を考えることが大切です。
- 特に、進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて親、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった援助が必要です。
- 通学手段や、学費の支援、アルバイトの奨励など、子どもの学習権を保障することが大切です。さらに高校卒業後も大学等へ進学を希望する子どもたちに進学の実現へ向け、特に資金面と生活面の支援が必要です。そのために、奨学金の活用や、保護者等への働きかけ、支援者を募るなど、施設としての取組が求められます。
- 大学等や専門学校に進学あるいは就職または福祉的就労をした後に生活が不安定であったり、障害や疾病等の理由により進学や就職がままならないため継続的な支援が必要であったりする子どもは少なくありません。このような場合は、18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができるとされているため、子どもの自立支援のために積極的な活用が望まれます。
- 原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」等の活用も考えられます。
- また、中学校卒業後就職する子どもや高等学校等の中退し就職する子どもについては、卒業、就職を理由に安易に措置解除することなく継続的な養育を行う必要性の有無で判断することが重要です。(平成23年12月28日厚児1228第2号、厚労省雇用均等・児童家庭局通知)
- 進路決定後のフォローアップや退学・就職等の進路変更等についての対応も必要です。

(3) 評価の留意点

- 子どもの適切な自己決定を確保するため、十分な情報提供が行われているかを確認します。
- 継続・延長事例が多いか少ないかではなく、事例の個別性、多様性を聞き取り、判断が適正か否かを確認します。

A(22) A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。
- b) 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 社会経験の拡大に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。
- 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。
- 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
- 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。
- アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた施設による社会経験の拡大に向けた取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 職場体験や実習は、子どもが仕事の内容を知る意味でも、また自分の適性を知る意味でも大切な機会となります。
- アルバイトはお金を稼ぐ大変さを知る機会となり、責任が発生し自分の姿勢態度が問われます。また、遅刻、早退無断欠勤などをすれば、信頼を失いアルバイトの継続ができなくなります。アルバイトはそうした社会の仕組みやルールを実感する意味でも大切な機会となります。
- 仕事を通して、人間関係や責任を果たすことなど、今までにないストレスを抱える子どもに寄り添い、社会の中で自己肯定感を保てるよう、精神的な支えとなることが求められます。

(3) 評価の留意点

- 子どもは、施設を巣立つことに大きな不安を抱えています。自立へ向けて、計画的な準備が行われているかを評価します。
- 社会経験の拡大に向けた取組を自立支援計画等で確認します。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり

A②③ A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

【判断基準】

- a) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。
- b) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。
- c) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。

評価の着眼点

- 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。
- 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。
- 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。
- 外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。
- 子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立しているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○親、家族と子どもの関係調整には、支援方針を明確にし、家庭支援専門相談員を要にした相談窓口を設けて支援体制を整える必要があります。そして家族には子どもの成長をともに考え協力し合い常に相談に応じることを伝え、日常的に信頼関係づくりに努めます。そして、児童相談所等とも情報の共有化を図り、連携して家族と子どもとの関係調整に取り組みます。

(3) 評価の留意点

○家庭支援専門相談員の役割が明確にされ、家族関係調整や相談受付が重要な機能として位置づけられているか、児童相談所や保護者等の居住する市町村との連携の状況を確認します。

○個別の事例を参考にして、具体的な取組を記録や聴取で確認します。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

A⑭ A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

□家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。

□面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。

□児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、親子関係の再構築のために家族支援を積極的に行っているか。また、支援にあたって児童相談所等の関係機関と密接に連携して取り組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設の最も重要な目標として親子関係の再構築が挙げられます。施設入所は子どもの最善の利益を念頭に置いた関係再構築の出発点であることを認識して、ケースの見立て、改善すべき課題は何かを絞り込み、児童相談所等との合意形成と連携を行い、多面的に家族支援を行うこととなります。また家族支援の核として家庭支援専門相談員を位置づけ、施設全体で取り組む必要があります。

○ただし、保護者等の「不当に妨げる行為」があるケースでは、「親子関係の再構築」よりも「入所している子どもの安定した監護」の確保が優先となる場合があるので、こうしたケースには留意が必要です。

(3) 評価の留意点

○個別の事例を参考にして、具体的な取組を聴取や記録で確認をします。

○家庭支援専門相談員を核とした再構築に向けた支援計画が明確であり、施設全体で共有化され取り組まれているか評価します。

○支援内容の共有が、児童相談所や保護者等の居住する市町村と図られ、連携して家族支援に取り組んでいるか評価します。

○必置ではありませんが、家族交流・宿泊施設があり、積極的な活用をされているかを参考にします。また、家族療法事業に取り組んでいるかも参考にします。

第三者評価共通評価基準（乳児院版）

I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

I-2 経営状況の把握

I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

I-3 事業計画の策定

I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 II-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮してい

る。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

第三者評価内容評価基準（乳児院版）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-（1）子どもの権利擁護

A① A-1-（1）-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

A-1-（2）被措置児童等虐待の防止等

A② A-1-（2）-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-（1）養育・支援の基本

A③ A-2-（1）-① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。

A④ A-2-（1）-② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。

A-2-（2）食生活

A⑤ A-2-（2）-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。

A⑥ A-2-（2）-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。

A⑦ A-2-（2）-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

A⑧ A-2-（2）-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。

A-2-（3）日常生活等の支援

A⑨ A-2-（3）-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

A⑩ A-2-（3）-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。

A⑪ A-2-（3）-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

A⑫ A-2-（3）-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

A⑬ A-2-（3）-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

A-2-（4）健康

A⑭ A-2-（4）-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

A⑮ A-2-（4）-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。

A-2-（5）心理的ケア

A⑯ A-2-（5）-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。

A-2-（6）親子関係の再構築支援等

A⑰ A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

A⑱ A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

A⑲ A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。

A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備

A⑳ A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。

A-2-(9) 一時保護委託への対応

A㉑ A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

A㉒ A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

第三者評価共通評価基準

判断基準、評価の着眼点、

評価基準の考え方と評価の留意点

(乳児院解説版)

目次

I 養育・支援の基本方針と組織	1
I-1 理念・基本方針.....	1
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。	1
1 I-1-（1）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。.....	1
I-2 経営状況の把握.....	5
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。	5
2 I-2-（1）-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。.....	5
3 I-2-（1）-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。.....	7
I-3 事業計画の策定.....	9
I-3-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	9
4 I-3-（1）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。...9	9
5 I-3-（1）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。...12	12
I-3-（2） 事業計画が適切に策定されている。	14
6 I-3-（2）-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。.....	14
7 I-3-（2）-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。.....	17
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組.....	19
I-4-（1） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	19
8 I-4-（1）-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。.....	19
9 I-4-（1）-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。.....	22
II 施設の運営管理	24
II-1 施設長の責任とリーダーシップ.....	24
II-1-（1） 施設長の責任が明確にされている。	24
10 II-1-（1）-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している。.....	24
11 II-1-（1）-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。.....	26
II-1-（2） 施設長のリーダーシップが発揮されている。	28
12 II-1-（2）-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。.....	28
13 II-1-（2）-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮してい	

る。	30
Ⅱ－2 福祉人材の確保・育成	32
Ⅱ－2－(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	32
14 Ⅱ－2－(1)－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	32
15 Ⅱ－2－(1)－② 総合的な人事管理が行われている。	34
Ⅱ－2－(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	36
16 Ⅱ－2－(2)－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	36
Ⅱ－2－(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	39
17 Ⅱ－2－(3)－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	39
18 Ⅱ－2－(3)－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	41
19 Ⅱ－2－(3)－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	43
Ⅱ－2－(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	46
20 Ⅱ－2－(4)－① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	46
Ⅱ－3 運営の透明性の確保	48
Ⅱ－3－(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	48
21 Ⅱ－3－(1)－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	48
22 Ⅱ－3－(1)－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	50
Ⅱ－4 地域との交流、地域貢献	53
Ⅱ－4－(1) 地域との関係が適切に確保されている。	53
23 Ⅱ－4－(1)－① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	53
24 Ⅱ－4－(1)－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	55
Ⅱ－4－(2) 関係機関との連携が確保されている。	57
25 Ⅱ－4－(2)－① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	57
Ⅱ－4－(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	60
26 Ⅱ－4－(3)－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	60
27 Ⅱ－4－(3)－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	63

Ⅲ 適切な養育・支援の実施	66
Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援	66
Ⅲ-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	66
28 Ⅲ-1-1 (1) -① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	66
29 Ⅲ-1-1 (1) -② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	68
Ⅲ-1-1 (2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	70
30 Ⅲ-1-1 (2) -① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	70
31 Ⅲ-1-1 (2) -② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	72
32 Ⅲ-1-1 (2) -③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	74
Ⅲ-1-1 (3) 子どもの満足の向上に努めている。	76
33 Ⅲ-1-1 (3) -① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	76
Ⅲ-1-1 (4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。	79
34 Ⅲ-1-1 (4) -① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	79
35 Ⅲ-1-1 (4) -② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	81
36 Ⅲ-1-1 (4) -③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	83
Ⅲ-1-1 (5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	85
37 Ⅲ-1-1 (5) -① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	85
38 Ⅲ-1-1 (5) -② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	88
39 Ⅲ-1-1 (5) -③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	90
Ⅲ-2 養育・支援の質の確保	92
Ⅲ-2-1 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	92
40 Ⅲ-2-1 (1) -① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	92

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	94
	94
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	96
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	96
	96
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	99
	99
	Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	101
	101
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	101
	101
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	103
	103

I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

【判断基準】

- a) 法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく養育・支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。
- 法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

【理念と基本方針】

- 養育・支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、養育・支援する法人、施設の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。
- 理念は、法人、施設における施設経営や養育・支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、養育・支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。
- 基本方針は、理念に基づいて施設の子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、養育・支援への具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、養育・支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。
- 理念や基本方針は、職員の理解はもとより、保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。
- 理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。
- 本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

【職員の理解】

- 理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

(社会的養護共通)

- 社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

【保護者等への周知】

- 理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、養育・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

(3) 評価の留意点

- 複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に応じて施設ごとに理念を掲げていても構いません。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものととして「基本方針」を位置づけています。
- 職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 保護者等への周知については、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。
- 理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。
- 理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに養育・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

(5種別共通)

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。
- 「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号 平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。
- 法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

〈注〉

*本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

【判断基準】

- a) 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と施設（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な養育・支援に努めることが求められます。
- 社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・子ども像の変化、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。
- 施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。養育・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

(社会的養護共通)

- 都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「**4** I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 2** I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。
- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

(3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。
- 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (**2** I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。
- 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、**4** I-3-(1)-①で評価します。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

評価の着眼点

中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。

中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。
- 中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

(社会的養護共通)

- 施設長等の管理職のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

(社会的養護共通)

- 都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

(乳児院)

- 施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、フォスタリング機能の拡充（里親への研修の実施や里親からの相談の受付、週末里親の調整等）、親子関係の再構築支援、一時保護委託の体制整備、地域の子育て支援（在宅支援やショートステイ、トワイライトステイ等）、等が考えられます。

【中・長期の事業計画】

- 「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。養育・支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。
- 中・長期計画については、以下を期待しています。
 - i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
 - ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、入所する子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「Ⅰ－2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

(乳児院)

- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
- 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、養育・支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長等から聴取して確認します。
- 中・長期計画が策定されていない場合（4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に
行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。
- 事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては保護者等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や保護者等の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

(社会的養護共通)

- 勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

(3) 評価の留意点

- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。
- 職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。
- 中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、事業計画が、保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

(5種別共通)

- 事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。
- 事業計画の主な内容とは、養育・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。
- 保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。
- また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。
- 保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。
- 保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。
- 「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断基準】

- a) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。
- 養育・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。
- 養育・支援の質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、養育・支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。
- 施設においては、計画策定（P）→実行（D）にとどまり、評価（C）が十分になされていないことが課題とされています。養育・支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。
- 自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。
- 養育・支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。
- 養育・支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。
- 本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に養育・支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

(3) 評価の留意点

- 日常的な養育・支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。
- 例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な養育・支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

(乳児院)

- 企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。日ごろの養育・支援の質の向上に関する取組やしくみを確認して総合的に評価します。

- I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、
計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。
- 改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。
- 中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を
図っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価の着眼点

- 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い養育・支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。
- 施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。
- 施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。
- また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。
- 施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

(3) 評価の留意点

- 施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。
- 施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(社会的養護共通)

- 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が養育・支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。
- 社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な養育・支援を提供するよう努めなければならない」とされています。
- 施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における養育・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

(5種別共通)

- 社会的養護関係施設は、子どもが選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

(3) 評価の留意点

- 施設長が養育・支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(社会的養護共通)

- 本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い養育・支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な養育・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長は、施設の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設長の自らの具体的な取組と、施設内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
- 施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

（社会的養護共通）

- 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い養育・支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。
- 計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。
- また、社会福祉士、心理職等の養育・支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

(社会的養護共通)

- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として養育・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

(乳児院)

- そのため、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。
- 採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

(乳児院)

- 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしているか確認します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人、施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については¹⁷ II-2-(3)-①、教育・研修制度については¹⁸ II-2-(3)-②、¹⁹ II-2-(3)-③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。
- 「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。
- 職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

(社会的養護共通)

- 特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。
- 福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。
- 働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

(3) 評価の留意点

- 把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設としてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。
- 相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

(社会的養護共通)

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。
- 職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、養育・支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

(社会的養護共通)

- 職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

- 目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、養育・支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。
- 設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。
- 目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。
- 目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。
- 中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

(3) 評価の留意点

- 職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。
- 評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 養育・支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。

(3) 評価の留意点

- 施設が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、養育・支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 施設による養育・支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の養育・支援技術の向上等に取り組んでいる状況の評価します。

(2) 趣旨・解説

- 職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。
- 教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。
- 教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが重要です。
- 養育・支援に関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。
- 必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。
- 施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制として、
 - ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
 - ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
 - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
 - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させるといった取組が考えられます。

(3) 評価の留意点

- 研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- 研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。
- 「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(社会的養護共通)

- 階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。
- スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
- c) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉の人材を育成すること、また、養育・支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。
- 実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の養育・支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

(3) 評価の留意点

- 受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。
- さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

Ⅱ－3 運営の透明性の確保

Ⅱ－3－（1） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ－3－（1）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【判断基準】

- a) 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。

評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
- 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設においては、養育・支援を必要とする保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による養育・支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 養育・支援を実施する施設に対する、保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの養育・支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26)(27)で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援に関わる施設においては、質の高い養育・支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、養育・支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。
- 施設（法人）の経営・運営は、養育・支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。
- 具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。
- さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。
- なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。
- 特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。
- このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

(3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
- また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

- 小規模な施設（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。
- 施設においては、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

(社会的養護共通)

- 子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や子ども会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)

(乳児院)

- 施設の養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々が、法人や施設を支える会、後援会等を組織している場合もあります。

(乳児院)

- お祭りなど地域社会の活動への参加を支援することも大切です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。
- 施設の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。
- 多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。
- ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、ボランティアの受入れや、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。
- マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。
- 原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。
- 評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

(乳児院)

- 施設の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに施設をより深く理解してもらう取組をしているか確認します。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設として、子どもによりよい養育・支援を実施することと、退所後の養育・支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもによりよい養育・支援を実施し、退所後も養育・支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。
- ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの養育・支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する養育・支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り養育・支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。

(乳児院)

- 児童相談所と施設は保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

(3) 評価の留意点

- 社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

(社会的養護共通)

- 退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、養育・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について養育・支援の記録や聞き取りなどから確認します。

- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（5種別共通）

□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

(社会的養護共通)

- 国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

- 施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、養育・支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。

- また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。

- さらに、日常的な養育・支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。

- このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

(乳児院)

- 施設の職員が積極的に地域に出向く取り組みを通じて地域住民が施設を身近に感じることで、地域住民の施設への理解が深まり、入所児や退所した子どもの支援に対し、住民から理解を得ることにつながります。

(3) 評価の留意点

(5種別共通)

- 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。

- 施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした施設（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混雑が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

(社会的養護共通)

- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

(3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。

- 施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)-①で評価します。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。
- 施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、養育・支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

(3) 評価の留意点

- 施設の種別や子どもの年齢の違いによって、子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。
- 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した養育・支援の実施における重要事項です。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子ども尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な養育・支援においては、施設の子どもや養育・支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を保護者等に周知することも求められます。

(3) 評価の留意点

- 子どものプライバシーに配慮した養育・支援の実施の前提として、職員が、プライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。
- 養育・支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- 入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、施設の子どもや養育・支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。
- 個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ-2- (3) -②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 施設に入所予定の保護者等については、個別にていねいな説明を実施している。
- 見学等の希望に対応している。
- 保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援を必要とする保護者等が、養育・支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。
- 資料は、子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。
- 施設に入所予定の保護者等については、個別に丁寧な説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。
- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

(3) 評価の留意点

- 養育・支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 養育・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の保護者等に対して、パンフレットを渡すだけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- 保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
- 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。
- 養育・支援の開始・過程においては、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、養育・支援の開始及び過程において、保護者等にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援の開始や過程においては、保護者等の自己決定に十分に配慮し、養育・支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。
- 養育・支援の開始や過程における説明は、保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。
- 説明にあたっては、前評価基準（30）Ⅲ-1-(2)-①と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

(社会的養護共通)

- 保護者等の自己決定にあたっては、必要に応じて保護者等の気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

(3) 評価の留意点

- 施設における説明は、どの保護者等に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。
- また、書面を確認することとあわせて、保護者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。
- b) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 施設を退所した後も、施設として保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 施設を退所した時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、子どもへの養育・支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、保護者等の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の施設への情報提供が必要な場合には、保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 施設を退所した後も保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、保護者等に伝えておくことも養育・支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

(社会的養護共通)

- 社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

(乳児院)

- 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。

(乳児院)

- 措置変更先の施設や里親等と連携を密に行い、新しい施設環境に慣れるための具体的なプログラムを考え実行することや、措置変更先の施設や里親と子どもの保護者等との顔合わせ等の配慮を行います。

(3) 評価の留意点

- 措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない養育・支援の提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

(乳児院)

子どもとの日々の関わりのなかで、子どもの満足を把握するように努めている。

(乳児院)

職員等が、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、定期的に保護者等の満足を把握している。

把握した子どもの満足を集約する担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために検討会議の設置等が行われている。

分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども本位の養育・支援は、施設が一方向的に判断できるものではなく、保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。養育・支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを養育・支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

(社会的養護共通)

- 施設における満足の把握は、保護者等の視点から施設を評価するもので、養育・支援を向上するために必要なプロセスです。保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

(社会的養護共通)

- 施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

(社会的養護共通)

- 施設における満足は、養育・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において養育・支援の基本方針や保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

- 子どもの満足に関する調査の結果は、具体的な養育・支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

- 養育・支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。

- 子どもとの日々の関わりなどから継続的に把握した結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

- このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

(3) 評価の留意点

- 施設の事業種別や養育・支援の内容の違いによって、子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足を把握した結果を活用し、組織的に養育・支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

(5種別共通)

○保護者等の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。

○具体的には、子どもとの日々の関わりのなかでの満足の把握、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、満足を定期的に把握すること等があります。子どもの満足に関する把握等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。

○評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、保護者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、保護者等からの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、養育・支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり養育・支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて養育・支援の質の向上を図る必要があります。

(3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た保護者等への経過や結果の説明、申出た保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、養育・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

【判断基準】

- a) 保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者等に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者等に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者等が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、保護者等が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を保護者等に伝えるための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 保護者等が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、子ども本位の養育・支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。
- 相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 意見については、保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

(3) 評価の留意点

- 保護者等の相談、意見に関する取組については、保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。

(社会的養護共通)

- 保護者等が自由に意見を表明できるよう、保護者等と職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを保護者等が理解していることを確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 保護者等からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者等からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者等からの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の養育・支援の実施において、保護者等が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者等の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、保護者等からの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、養育・支援の内容や生活環境の改善等に関する保護者等からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、保護者等からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、養育・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、保護者等の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、養育・支援の質と保護者等からの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、保護者等からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、保護者等の意見や要望、提案等にもとづく養育・支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、保護者等への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

(3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に養育・支援の改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう保護者等の意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。

(社会的養護共通)

- 意見、要望、提案等への対応は、保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

- リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し養育・支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設におけるリスクマネジメントの目的は、養育・支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、養育・支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 養育・支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した養育・支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には養育・支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

(乳児院)

- 施設では、虐待を受けた子ども等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

(社会的養護共通)

- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。
- 感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

（乳児院）

- 窒息等の睡眠時の事故への対策について確認をします。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、内容評価基準「A¹⁵ A-2-(4)-①」で取り扱います。

（社会的養護共通）

- 保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。
- 感染症の予防・対応についても、養育・支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- 感染症については、季節、養育・支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。
- 対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に
行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、施設に入所（利用）している子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの安全を確保するためには、養育・支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
- 施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに養育・支援を継続することが求められます。「事業（養育・支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。
- 通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

(3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

Ⅲ－２ 養育・支援の質の確保

Ⅲ－２－（１） 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ－２－（１）－① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

【判断基準】

- a) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。
- b) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。
- c) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設における養育・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて養育・支援が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援の実践は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、養育・支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な養育・支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な養育・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準化とは、各施設における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による養育・支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常にも実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、養育・支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、養育・支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない養育・支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

(社会的養護共通)

- 養育・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

(3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた養育・支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった養育・支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 標準的な実施方法については、子どもが必要とする養育・支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、養育・支援の質の向上にとって必要です。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や保護者等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、養育・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

(社会的養護共通)

- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別的な自立支援計画が策定されているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた養育・支援において、子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（子ども一人ひとりについてニーズと具体的な養育・支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような養育・支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 養育・支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①養育・支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から子どものより良い状態を検討する必要があります。

(社会的養護共通)

- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

(社会的養護共通)

- 児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。

(社会的養護共通)

- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、保護者等に理解できる目標として、表現し、努力目標として保護者等に説明し、合意と納得を得て決まります。

(5種別共通)

- 発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生リスクやメカニズム等の知見に基づいて、子ども等の抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

(社会的養護共通)

- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

- 子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、保護者等の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく養育・支援がなされているか、養育・支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。
- 自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状態に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。
- アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。
- 保護者等の意向の反映については、自立支援計画に保護者等の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。
- 施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。
- 子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する養育・支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、養育・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での養育・支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、養育・支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

(社会的養護共通)

- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

(社会的養護共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

(3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な養育・支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する保護者等の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する養育・支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような養育・支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。
- 子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、養育・支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や養育・支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

(社会的養護共通)

- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

(社会的養護共通)

- 記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

(3) 評価の留意点

- 引継ぎや送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子ども等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子ども等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもへの配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

(乳児院版)

目次

A-1	子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援	1
A-1-(1)	子どもの権利擁護	1
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	1
A-1-(2)	被措置児童等虐待の防止等	4
A②	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	4
A-2	養育・支援の質の確保	6
A-2-(1)	養育・支援の基本	6
A③	A-2-(1)-① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	6
A④	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	8
A-2-(2)	食生活	11
A⑤	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	11
A⑥	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	13
A⑦	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	15
A⑧	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	17
A-2-(3)	日常生活等の支援	19
A⑨	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	19
A⑩	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	21
A⑪	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	24
A⑫	A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	26
A⑬	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	28
A-2-(4)	健康	30
A⑭	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	30
A⑮	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	32
A-2-(5)	心理的ケア	34
A⑯	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	34
A-2-(6)	親子関係の再構築支援等	36

A⑰	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	36
A⑱	A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	38
	A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア	41
A⑲	A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	41
	A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備	43
A⑳	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	43
	A-2-(9) 一時保護委託への対応	45
A㉑	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	45
A㉒	A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	47

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した支援への取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取組は重要です。
- 子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

(3) 評価の留意点

- 子どもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。
- 権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 子どもの最善の利益を目指した養育に関する理念を職員が共通理解するための取組として、「乳児院倫理綱領(全国乳児福祉協議会作成)」を活用している場合には、本項目で評価します。

○子どもの最善の利益を目指した、具体的な職員のかかわりや姿勢について理解し、日頃の養育を振り返るための取組として、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

A② A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 不適切なかかわりについて、具体的な例を示し職員に徹底している。
- 会議等で取り上げる等により、不適切なかかわりが行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。
- 不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。
- 被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設において子ども的人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設は、子どもへの不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。
- 研修等においては、不適切なかかわりの具体的な例を示して職員にその防止を徹底するとともに、実際に行われていないことを施設として確認していることが必要です。
- また、不適切なかかわり防止の視点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、職員体制（配置や担当の見直し等）の検討等を行うことも大切な取組です。
- 不適切なかかわりの具体例を示し、子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、子どもからの訴えを受け止める体制整備等も求められます。
- 不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や子どもの対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。
- なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知することが求められます。

(3) 評価の留意点

- 日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じている具体的な内容を確認します。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

A③ A-2-(1)-① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。

【判断基準】

- a) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制を整備している。
- b) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるように努めているが、十分ではない。
- c) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制がない。

評価の着眼点

- 乳幼児に対する受容的・応答性の高いかかわりを心がけている。
- 子どもと養育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時など、いつでも応じられるように養育者が側にいるよう配慮されている。
- どの乳幼児も保護者等、あるいは担当養育者、里親等、特定のおとなと個別のかかわりを持つことができる体制が整備されている。
- 特別な配慮が必要な場合を除いては、基本的に入所から退所まで一貫した「担当養育制」をとっている。
- 担当養育者と個別のかかわりを持つことができる時間を確保している。
- 語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体のふれあいを通して心の安定を図り、心地よい状態を共有できるよう努めている。
- 被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、一人ひとりの乳幼児が特定のおとなと個別のかかわりを持ち、愛着関係を築くことができるようにするための体制整備について評価を行います。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児期は、身体的発達、人格形成においても、その基盤が形成される重要な時期です。この時期の不適切な養育がもたらす心身への影響は極めて大きいものです。そのため、乳幼児には、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかかわりが必要であり、そのための養育環境を十分に整備しておく必要があります。中でも、被虐待経験のある乳幼児は、適切な愛着関係や母子関係など人との信頼関係の構築がなされないことから、一般的に養育者との間に問題が生じやすく、将来の人格形成にも極めて深刻な影響を及ぼす恐れがあります。そのため、早期からの適切な養育支援により、虐待の影響からの回復と健全な育ちを保障していく体制づくりが必要です。

○保護者等から離れて暮らす乳幼児にとって、個別のかかわりを持つことができるおとなの存在は、心身の成長発達に欠かせないものです。特定のおとなと愛着関係を築くことで、乳幼児は他人に対する信頼感と自己肯定感を育てることができるのです。

(3) 評価の留意点

○基本理念や職員体制、職員による乳幼児との愛着関係を育むための取組、被虐待児童への特別な配慮等を評価します。

○乳幼児の愛着行動の発達過程において、月齢 6 ヶ月以降は特定のおとなとの愛着関係を深める時期であることから、乳児から幼児への発達段階などによってそれまでの担当養育者が別の担当養育者に交代することは、極力避けなければなりません。愛着の対象者を保障するために、施設として、入所から退所まで基本的に一貫した「担当養育制」をとるなどの工夫が行われているかを評価します。

○ただし、担当養育者の退職や休職、あるいは担当児との間でより良い関係性を築くことが難しい場合などには、担当養育者の交代も止むを得ない場合もあることに留意します。

A④ A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。

【判断基準】

- a) 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。
- b) 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整える取組が十分ではない。
- c) 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えていない。

評価の着眼点

- 日々の生活リズムは発達や子どもの気持ちに沿いながら一人ひとりにあった形で進められている。
- 入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。
- 一人ひとりの子どもの欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。
- 子どもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをしている。
- 安定した環境の中、おもいおもいに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具などがあり、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。
- 他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚などの個別化が図られている。
- 自然と触れ合える外遊びが養育者との十分なやりとりを交え提供されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、日々のいとなみを通し、子どもを主体とした育ちが豊かに保障されているか、子どもの発達を支援する環境が整えられているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○発達を支援する環境を作り出すためには、乳幼児が安全であると感じ、安心感を持てるようにすることが大切です。子どもが何かをしたときに、適切な応答があれば、子どもは自分に対する自信を持つことができるようになり、周囲への信頼感を高めます。このような応答的な環境を整えるとともに、入所前の子どもの生活状況や月齢の違いによる発達特性を考慮して、その時に必要な対応をするように努めることが大切です。

○子どもを主体とした育ちを保障するためには、安全に配慮しながら、子どもが好奇心を刺激され、充実した遊びや生活体験を積み重ねるための取組が重要です。その際、自然にふれあいながら、豊かな体験を心に取り入れる工夫も大切です。また、そうした生活環境の中では、自分が所有するものを意識できるようにする取組も重要となります。

(3) 評価の留意点

○乳児院における養育の基本は、子どもが養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることです。個々に応じて日々のいとなみが柔軟に遂行されるよう心がけられているかを確認します。

○子どもは、安全で安心感のある環境のもと、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかかわりを通しておとなや社会に対する絶対的な信頼を獲得していきます。養育者が子どもの情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく仕草や言葉で応答することにより、子どもが自分の思いを共有してもらい他者の存在を獲得できるように心がけているかを確認します。

○子どもへの働きかけや言葉かけが適切であるかを確認する体制として、自らの養育の振り返りが出来るシステム(自己評価、カンファレンス、スーパービジョンなど)や適切なツール(チェック項目)などの体制が整備され、それらを活用して実施できているかを確認します。

○戸外遊びや買い物、畑での野菜や果物を育て収穫する体験など、その施設独自の「豊かな生活」を保障している内容を確認します。

○安全面の配慮として、一般家庭では低い位置に設けられるコンセントが高い位置に置かれているなどの配慮も確認します。

- 「家庭的養護」が推進されていることを考慮し、「小規模グループケア」を実施している施設以外でも子どもが生活する場を一般家庭のそれに近づけるような工夫がなされているかを確認します。

A-2-(2) 食生活

A⑤ A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて、適切な授乳を行っている。
- b) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて授乳を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせた授乳を行っていない。

評価の着眼点

- 授乳は、自律授乳を基本としつつ、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を工夫している。
- 授乳時は、乳幼児を抱いて、目を合わせ、やさしく言葉をかけ、ゆったりとした気持ちで飲めるように配慮している。
- 授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。
- 一人飲みをさせていない。
- 生体リズムの乱れなどで自律授乳や自発的意思の授乳が難しい乳幼児には、その子の状態に応じた授乳を工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、乳幼児に対して適切な方法により授乳が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児期の栄養は、もっとも基本的な命の保障のために必要であり、順調な発育・発達に大きく影響します。まず、基本的な月齢別栄養所要量(水分量も含め)を知ることが大切であるとともに、ミルクの必要量、授乳間隔については個人差が大きく、授乳は乳幼児が欲しいときに欲しいだけという自律授乳が一般的な考え方の基本であることを認識します。ただし、調節能力の不十分な乳幼児にはミルクの量、時間をコントロールする必要があります。

○乳幼児は、栄養だけでなく養育者のやさしくあたたかい心も同時に飲んでいきます。養育者はしっかり乳幼児と目を合わせ、呼吸を合わせながら集中して心をこめた対応を心がけることも重要です。

(3) 評価の留意点

○授乳は乳幼児の成長の基本となります。まず、発達に応じた量や時間の間隔、排気のさせ方などの基本的な援助方法が、マニュアル等によって施設内で共通理解されていることを確認します。

○その上で、一人ひとりの乳幼児の個性やその日の体調などに合わせた個別の対応、授乳中乳幼児が安心した状態でいられるような配慮などについて、具体的な工夫や取組を評価します。

A⑥ A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて十分な配慮をしている。
- b) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて配慮しているが、十分ではない。
- c) 離乳食を進めるに際し、その意義や留意点に基づいた配慮をしていない。

評価の着眼点

- 在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人ひとりに合わせた食の取組が行われている。
- 個々の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物や味に慣れさせている。
- 食事をいやがったり遊びだしてしまう場合にも、時間をかけてゆったりとした気持ちで与えている。
- 噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫している。
- 栄養士や調理員等は養育者とともに、咀嚼や嚥下の状況を確認し発育状況や体調を考慮しながら離乳食を進めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、離乳食を進める際の基本的な留意点などに関する援助内容を具体的に評価します。

(2) 趣旨・解説

○離乳を進めるにあたっては、基本的な栄養摂取量と進度に関する知識を共有しながら、開始時期やすすめ方、量などは個人差があることに留意し、無理をせずに養育者と栄養士等の担当者が密に連携しながら調整していくことが大切です。

○離乳食には、①エネルギーや栄養素の補給 ②咀嚼（噛むこと）の発達 ③味覚の発達 と大きく3つの目的があります。離乳とは乳をやめることではなく、母乳やミルクの液体から一般的な食事、固形食に移行していくことです。

①栄養補給 乳児は成長（発育・発達）するにつれて、母乳やミルクだけでは不足するエネルギーや鉄分等の栄養素を補っていく必要があります。乳児の成長に見合った食品を使い、その時期にふさわしい形態に調理して提供します。

②咀嚼機能 乳首から吸って飲む（吸綴）活動から、離乳食を与えることで食べ物を「飲み込む」「舌と上あごでつぶす」「歯ぐきでかみつぶす」と発達していきます。また、食べさせてもらっていた乳児も次第に自分の手で食べ物を口に運べるようになります。

③味覚の発達 母乳やミルク以外の味を知るということは、乳児の味覚の幅をぐっと広げます。食べる楽しみも増え食べる喜びを親と共有することができるようになることが、心の豊さにつながります。

○離乳食開始にあたっては、医師（嘱託医）と相談の上、食物アレルギーへの対応も必要です。

(3) 評価の留意点

○離乳食について、マニュアル等によって施設内で基本的な知識、離乳食の意義、具体的な援助方法などが共通理解されていることを確認します。

○離乳食が養育者と栄養士等の連携のもとにすすめられていることを確認します。

○ネグレクトなどの虐待や発達の遅れにより、咀嚼できずに丸呑みしていたり、味への抵抗をしめしたりする子どもには、その子に応じて、形態をもどして咀嚼機能を促すなどの治療的対応についても評価します。

○食物アレルギーへの対応については、A⑧ A-2-(2)-④栄養管理で評価します。

A⑦ A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるような工夫に配慮を払っていない。

評価の着眼点

- 食事場所は清潔に保たれ、明るく楽しい雰囲気でき食事ができるよう工夫している。
- 子どもが食べやすいように、身体に合わせてテーブルと椅子の高さを適切に調整している。
- 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすいものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。
- 食前の手洗い、食前食後のあいさつ、食後の歯磨きなどが定着するよう支援している。
- 養育者や他児と一緒に食事を楽しんでいる。
- 食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、おいしく楽しく食べられるように、子どもと視線を合わせ、様子をみながら言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。
- 日々の食生活を通じて食べたいものや好きなものが増える工夫がされている。
- お腹がすくリズムが持てるよう、朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。
- 栄養士、調理員等が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理を工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○食事は、乳幼児の身体的成長の基本であることから、年齢等に合った調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの乳幼児に配慮することが大切です。

○また、食事は心を育てるうえでも重要な意味があります。食事がおいしく楽しいものであるという共感を持ちながら、子どもの食事への意欲を育てることが大切です。

○食堂の雰囲気や食器類は、食事を楽しめるようにするための工夫がなされていることが大切です。また、食器類は個人用のものを用意したり、食材の種類が分かるような調理方法を工夫したり、さらに、子どもと養育者等と一緒に調理を行ったり、テーブルでおかずをお互いによそうといったことも、食事に関わる大切な取組といえます。

○食物アレルギーを持つ子どもは、成長にそって長い治療が必要になる場合もあります。医師の指示に基づきアレルゲンの除去食の実施、除去食の解除など治療という観点を持ち対応を行います。

(3) 評価の留意点

○乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取組が行われているかを確認します。

○離乳食から幼児食へ移行期は、食事の摂取量や嗜好などの個人差がはっきりしてくる時期でもあります。小食児や食べ方の遅い子どもなどに対し、個別の対応がどのように行われているかを確認します。

○食育に関する取組は A⑧ A-2-(2)-④栄養管理で評価します。

○食物アレルギーへの対応については、A⑧ A-2-(2)-④栄養管理で評価します。

A⑧ A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。

【判断基準】

- a) 適切な栄養管理が行われている。
- b) 栄養管理を行っているが、十分ではない。
- c) 栄養管理を行っていない。

評価の着眼点

十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。

栄養だけではなく季節感を取り入れた食事が提供されている。

乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に個別に対応した食事を提供している。

乳幼児の嗜好や栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。

さまざまな「食育」への取組を行っている。

発達に応じて、食事の準備や食事作りを見たり、かかわる機会を持ち、食べることに興味関心を持つことができるよう工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、栄養管理の実施状況について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児の栄養は、基本的な命の保障のために必要なものであり、順調な発育・発達に大きく影響します。基本的な月齢別栄養所要量（水分量を含む）をもとに栄養摂取を進めることが不可欠です。また、食を通して子どもの心と身体の成長を支えるためには、個人の体調変化や食物アレルギーへの適切な対応を検討し、実行する栄養士・調理師・保育士等の連携体制が必要です。

○食をとおして子どもの心身の健全育成を図る取組を意図的に行っていくことを「食育」といいます。「食を営む力」は生涯にわたって育成されていくものです。乳幼児期は「豊かな人間関係のなかで食を楽しむことができる」その基礎を培う大切な時期であり、意識的に取り組むことが大切です。

(3) 評価の留意点

○身体的発達が著しい乳幼児期に適切な栄養を摂取することは、その後の成長にもかかわる重要なファクターです。専門的知識に基づいた献立の作成、実際の摂取量の把握、アレルギーや疾病への配慮などを基本とし、一日一日の乳幼児の体調や様子に合わせた栄養管理が行われているかを確認します。

○食物アレルギーへの対応については、離乳食開始期のアレルギーの有無のチェックや、その後のアレルギー除去食の提供の実態を確認し評価します。

○食事への興味関心を育てるために、食事を一緒に作ったり、野菜を育てたりする体験も大切な取組です。「食育」への取組（栄養指導や食事作り野菜づくり）を確認し評価します。

A-2-(3) 日常生活等の支援

A⑨ A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

【判断基準】

- a) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意し、状況に応じて適切に使用している。
- b) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意しているが、状況に応じた使用が十分ではない。
- c) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類が十分に用意されていない。

評価の着眼点

衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。

乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用している。

気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。

寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中が出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。

衣類は個別化し、個人別に収納している。

子どもが好きな衣類を選択できるよう配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、衣類の準備や管理等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○衣類は、寒暖の状態に適した枚数と厚さを考慮し、活動を阻害せず、清潔を保ち、肌に刺激のない素材を選択する等の対応が必要です。また、衣類は個別化し、個人別に収納するなど自分で好きな衣類を出して着替えたり片付けたりすることを楽しめる工夫も大切です。

(3) 評価の留意点

○衣類管理の基本である清潔さに加えて、気候や場面の变化、心身の発達に応じて、乳幼児が常に快適な状態でいられるような具体的な援助が行われているかを確認します。

○材質、サイズ、動きやすさ、着脱のしやすさなどに配慮した衣類が、一人ひとりの乳幼児に個別に用意されていることを確認します。

○一日の中でも天候や気温の変化、乳幼児の活動状況などに応じて適宜着替えを行うなど、生活場面での個別の援助が、職員全体の共通理解のもとに行われているかを確認します。

○衣類管理・援助に関する取組を、訪問調査によって具体的に確認して評価を行います。

A⑩ A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、具体的な工夫を行っている。
- b) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、工夫を行っているが、十分ではない。
- c) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいない。

評価の着眼点

- 室内の環境として、温・湿度、換気、明るさ、静かさ、音楽などを快適に保っている。
- 寝具の環境として、肌に触れる素材は綿素材を用い、広さ、形状、硬さなどを快適に保っている。
- 睡眠時の状況を観察している。
- 快適に十分な睡眠をとれるよう、個々の乳幼児の発達・心理に配慮した職員の対応など具体的な独自の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、睡眠を快適に十分にとることができるようにするための環境整備や、工夫等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児にとって睡眠は、心身の発達に重要な影響を与えます。本評価基準では、安定した睡眠のための支援について、環境整備や個々の乳幼児の発達・心理に配慮した具体的な職員の対応などの取組について評価を行います。

○快適な睡眠環境を確保するためには、室温や湿度に配慮し、静かで適度に暗く眠りやすい環境や雰囲気を整えることが必要です。見回りの際に、表情や呼吸の確認ができる程度の照明を使うことができること、さらに気候に適した快適な寝具を用意することも大切です。

○心地よい眠りが機嫌のよい目覚めをもたらし、生き生きとした心の働きが外界へ向かって活動をはじめるといえます。こうした安定した睡眠が、発達に応じて十分に確保できるように、個々の乳児の気持ちに配慮し、快く就眠できるように工夫することが求められます。

○寝ている時間の長い乳幼児にとって、環境面での不備は皮膚疾患や呼吸器系の疾病など直接健康を害する原因となり、心身の発達を妨げる要因となります。

(3) 評価の留意点

○ベッド、寝具、照明、換気、室内の温度・湿度などの状況を、訪問調査によって確認します。

○入所前に乳幼児に適切な養育環境が提供されなかったことにより、良好な睡眠のリズムが獲得できていないこともあります。良い眠りにつくための入眠時の支援など、リズムを獲得させるための工夫が行われているかについても確認を行います。

○着眼点の具体例として、環境面では湿温計を備え付け、乾燥時には加湿器、多湿期には除湿器などを使用し、適温・適湿を保っているなどの取組、また、職員の対応としては、安心して心地よい眠りにつけるように、入眠時に子守唄を歌う等工夫している、さわやかな目覚めになるように、目覚めたときに視線を合わせてやさしく声をかけている、一時的に覚醒したときには迅速かつ穏やかに再入眠できるような工夫をしているなどが考えられます。施設独自の工夫・取組があれば評価の対象となります。

○環境面については施設内の見学などで確認し、また、職員の対応については、マニュアルや自立支援計画、養育計画等の計画票、会議録等で確認します。

○乳幼児突然死症候群（SIDS）については、A¹⁴ A-2-(4)-①で、窒息等の睡眠時の事故については、37 Ⅲ-1-(5)-①で取り扱います。

A⑪ A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

【判断基準】

- a) 快適な入浴・沐浴支援を行っている。
- b) 快適な入浴・沐浴支援を行っているが、十分ではない。
- c) 快適な入浴・沐浴支援を行っていない。

評価の着眼点

- 入浴・沐浴を毎日している。
- 浴室・沐浴槽などの設備やタオル・バスタオルなどの備品は常に清潔が保たれている。
- 乳幼児の年齢、発達、発育等、個々の状況に応じた入浴方法がとられている。
- 安心して、心地よく、楽しい入浴・沐浴になるような言葉掛けなどの配慮がなされている。
- 入浴・沐浴に際し、おもちゃ等を用意し、心地よい体験になるよう工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、乳幼児の快適な入浴・沐浴を実行するための環境整備や、工夫等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○入浴・沐浴は、清潔を保つため、感染予防の観点から欠かすことができないものです。また、入浴・沐浴は、子どもと大人のスキンシップの場でもあり、ゆっくりと遊びながら、楽しく入浴することによって、子どもたちの歓声と笑い声があふれる場にすることが大切です。

○適切な入浴・沐浴によって清潔を保つことは、乳幼児の健康維持の基本です。また、養育者（担当職員）とのふれあいや楽しく心地よい体験は、基本的な信頼関係を育み精神的安定・成長へとつながるものです。

(3) 評価の留意点

○入浴とするか沐浴とするかなど、入浴方法を決める際には、単に年齢で判断するだけでなく、乳幼児一人一人の発達、発育等、個々の状況を的確に把握しながら、最適な入浴方法が個別に採用されているかを確認します。

○入浴・沐浴を単に健康・清潔の視点だけでとらえるのではなく、乳幼児の心の安定・成長にも目を向けた工夫、取組を評価します。着眼点以外にも施設独自の取組があれば、評価の対象となります。

○安全管理は前提となりますが、援助方法や設備面などで独自の取組(職員と一緒に入浴する等)があれば評価の対象となります。

A⑫ A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

【判断基準】

- a) 乳幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫している。
- b) 乳幼児が排泄への意識を持てるように、援助方法を工夫しているが十分ではない。
- c) 乳幼児が排泄への意識を持てるような、具体的な援助方法を工夫していない。

評価の着眼点

- おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をマッサージなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝えるように心がけている。
- 発達段階に応じて、排泄への興味が持てるように配慮している。
- 発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便座に誘導するなどして自分から便座に座る意欲を持てるように配慮している。
- 発達段階に応じて、個々の幼児のリズムや気持ちに合わせて誘導を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、排泄援助に関する具体的な援助方法を、マニュアルや実施記録などの確認と訪問調査によって評価します。

(2) 趣旨・解説

○おむつ交換等の排泄援助では、乳幼児の快適な気持ちを引き出すとともに、健康状態の把握のためにも便の性状、回数、尿の状態等を観察することが大切です。排泄の自立は、自分で尿意や便意を感じ、自分から排泄を予告し、決まった場所で排泄することを、正しい知識に基づきステップを踏みながら進めることが大切です。

(3) 評価の留意点

○排泄の自立は乳幼児の成長過程の中で重要なポイントとなります。一人ひとりの乳幼児の発達状況や個性に合わせて適切な排泄の援助を行うことは、乳幼児の自信や自分への信頼感を育てることにつながります。こうした乳幼児の発達過程についての正しい知識に基づき、適切な援助が行われているかを確認します。

○入所年齢が高くなってきている乳児院においては、性別による排泄の違いが考慮されているかを確認します。

A⑬ A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。
- b) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるような工夫を行っていない。

評価の着眼点

- 玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫している。
- 戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。
- 模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかわりができるように配慮している。
- 養育者や他の子どもと楽しく遊ぶことができるよう心がけている。
- 子どもの五感を育てる遊びが提供できるよう工夫している。
- 月齢により、収納場所を設け、玩具の個別化をし、自分の物という喜びや認識ができるよう工夫している。
- 子どもの手の届く所に玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れして遊べるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるようにするための工夫について、各種取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもは遊びを通じて、運動能力、知的発達、手指の操作等を高めていきます。また、探索心、好奇心を満ち、生き生きと充実して遊ぶことは、精神の健康の維持にも大切です。発達段階の初期から遊びを豊かにするためには、養育者が対応できる機会を逃さず、適切なはたらきかけを行ったり、環境的刺激（遊具、玩具等）を工夫するなど、意図的に遊びの機会や素材を準備していく取組が必要です。

○乳幼児は遊びを通じて、好奇心を育てたり身体機能の発達を促したりし、自分の世界を広げていきます。それぞれの時期に応じた遊びについて適切な援助が行われることにより、他人との豊かな交流を経験したり社会性を育てていくことにもつながります。

(3) 評価の留意点

○それぞれの乳幼児の発達状況や個性に配慮し、専門的視点からの計画や玩具の用意をするなど、具体的な援助が行われているかを確認します。

○また、一部の玩具については個別化するなど、家庭と異なる環境にある乳幼児に対しての細やかな配慮が行われているかどうかも評価の対象となります。

A-2-(4) 健康

A⑭ A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康管理が行われていない。

評価の着眼点

- 健康観察記録を作成し、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。
- 日常的に医療機関等と適切に連携するよう努めている。
- 嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察を行っている。
- 乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。
- 異常がある場合には、医療機関を受診するなど適切に対応している。
- ミルクや離乳食を開始した当初は、発疹などアレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談し対応策を講じている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、日々の乳幼児の健康管理を目的とした、日常的な医療機関との連携や、一人ひとりに対する健康状態の把握等の取組、また、異常がある場合には適切に医療機関を受診することなどの具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの健康状態の把握については、まず入所時において子どもの健康状態を観察することはもとより、日々、適宜、子どもの状態を観察し、病気の早期発見に努める必要があります。また、何らかの異常が発見された場合には、嘱託医など医師と相談し、適切な処置をとるとともに、必要に応じ保護者等や児童相談所などの関係機関に連絡することも必要となります。

(3) 評価の留意点

- 医療機関などに対し、常日頃から乳児院への理解を求めていくことが大切です。そのために、乳児院による努力の積み重ねが行われているかを確認します。
- 健康状態の把握方法として、体温や鼻汁、咳、喘鳴、便の回数や性状、機嫌などについて、1か月にわたる健康観察記録を記録するようにし、日々の症状の変化が一目で健康状態の流れとして把握できるように工夫するなどの取組が行われているかを確認します。
- 体温測定とその測定結果の活用方法などの内容を含む、日常的な健康管理に関する対応、異常が見受けられた際の医療機関受診等の対応、また、救命処置が必要な場合などの緊急を要する対応などについて、施設としての方針を明確にしているかどうかをマニュアルや熱型表等で確認します。
- 保護者等、児童相談所等への連絡方法について、確実に実施できるようにする工夫が行われているかを確認します。
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）については、本評価基準で取り扱います。
- 日常的な連携のために、小児科医、耳鼻科医、外科医、皮膚科医、小児神経科医や療育機関、児童精神科医などの地域医療機関や専門機関などをリストアップしておく必要がありますが、リストの有無については、Ⅱ-4-(2)-①で評価します。
- また、医療機関のほか、児童発達支援センター等との日常的な連携も考えられます。

A⑮ A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。

【判断基準】

- a) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。
- b) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で対応策をとっているが十分ではない。
- c) 病・虚弱児等の健康管理について、特別な対応策をとっていない。

評価の着眼点

病・虚弱児等個々の健康状態の変化が、常に把握できるように工夫している。

服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っている。

専門医や主治医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じた療育計画や発達支援計画などを含む支援のプログラム等を作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。

専門医や主治医による定例的な診断を受けている。

異常所見がみられた場合には、速やかに専門医や主治医に相談できる連絡体制をとっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、病・虚弱児等の健康管理について、健康観察記録や服薬管理表などの管理ツールの活用状況や、医師との連携体制の構築状況など、具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 病・虚弱児等への対応では、まずその症状を的確に観察、把握することからはじまり、ついでその症状を起こすであろう病気の原因を考え、実際的な対応を行うことが大切です。
- 体調が急激に変化する乳幼児の場合、病・虚弱児等の健康管理には特に注意を払う必要があります。日常的には、日々の健康状態の把握や、服薬、定期的な医療機関の受診その他の留意すべき事項の確実な実施が不可欠であり、状態が変化した場合には速やかに対応できる体制の整備が求められます。また緊急時に限らない専門医や主治医との連携体制を確立する必要があります。
- 病・虚弱児等への適切な対応のため、日頃より施設内の嘱託医や看護師等の専門職の連携、外部の関係機関としての専門医や主治医と嘱託医を含めた施設職員との連携が密に行われている必要があります。

(3) 評価の留意点

- 単にいつも注意している、というような抽象的な方法ではなく、リハビリテーション等の特別対応や声のかけ方の工夫、行動を促すための視覚的な提示方法の工夫など、具体的な支援・取組について評価を行います。
- 本評価基準で述べる「病・虚弱児等」は、その児に特化した支援が必要な乳幼児と捉え、身体障害児、知的障害児、発達障害児等も含まれます。

A-2-(5) 心理的ケア

A⑯ A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的ケアが必要な乳幼児に対して必要な心理的支援を行うとともに、保護者等への心理的支援も行っている。
- b) 必要な心理的ケアを行っているが、十分ではない。
- c) 心理的ケアが必要な乳幼児と保護者等に対して、支援を行っていない。

評価の着眼点

- 心理的支援を必要とする乳幼児について、保護者等への支援も視野に入れた自立支援計画や養育計画に基づき、心理支援内容が明示されている。
- 心理支援内容には、個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。
- 心理職をおき、乳幼児にも保護者等にも心理的援助を行える体制が整っている。
- 必要に応じて外部の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 心理的ケアが必要な乳幼児や保護者等への対応に関する職員研修やコンサルテーションが行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、自立支援計画や養育計画に基づく心理的支援内容の明示と支援の実施状況、心理的支援を行うための体制整備の状況等について、評価します。

(2) 趣旨・解説

- 入所する乳幼児と家族の状況が複雑化・深刻化する中で、心理的支援の重要性が高まっています。日常生活の様子から、愛着関係の構築や発達状況などの課題を把握し、個別的な支援を行うことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 「乳児院における心理職のガイドライン」（全国乳児福祉協議会出版）を参照し、乳児院における心理職の業務内容について理解がなされているかを確認します。
- 本評価基準の評価対象となる取組には、施設で生活する乳幼児への心理的ケアだけでなく、親子関係の構築、家族との再統合・家庭復帰を視野に入れた、保護者等への心理的支援等も含まれます。

A-2-(6) 親子関係の再構築支援等

A⑰ A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

【判断基準】

- a) 施設は家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。
- b) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。
- c) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。

評価の着眼点

- 家庭支援専門相談員が中心となって施設と家族との信頼関係を構築するように努めている。
- 施設が家族と共に子どもの成長を喜び合う雰囲気大切にしている。
- 面会時に必要に応じて保護者等の養育スキルの向上を支援している。
- 保護者等の相談に積極的に対応するための保護者等面接の設定等、専門的なカウンセリング機能の充実に努めている。
- 家庭支援専門相談員は、家族に寄り添い、保護者等の言葉を傾聴する役割を担っている。
- 乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子を写真やお手紙に書いて家族に伝えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立しているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設は、家族関係の調整のために、まず家族との信頼関係作りを行わなければいけません。
- 家庭との関係調整には、平成11年から配置されている家庭支援専門相談員の活用が重要です。
- 職員は、子どもの日常生活の様子や幼稚園、地域、施設行事等の予定や情報を、家族に随時知らせる必要があります。その際に子どもの協働養育者としての視点に立つことが大切です。
- 保護者等と子どもの愛着関係の確立や保護者等の養育意欲の形成を促すためには、専門的な見地からのサポートが必要です。施設の職員は、家族の不安や抱えた心理課題を受けとめ、寄り添い、課題に向けた具体的な示唆ができるよう、専門性を高めることが求められます。
- 家庭との調整のためには児童相談所との連携は不可欠です。家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議が行われる必要があります。
- 児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、保護者等の相談に積極的に応じることのできる専門的なチームを作るように心がけることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 施設が家族に積極的に働きかけを行っているかどうかを記録等で確認します。
- 施設と家族との信頼関係を構築するためには、家族の現状を細かく理解することが重要です。施設と児童相談所との情報交換の状況を記録等で確認します。

A(18) A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 家庭支援に関する具体的なプログラムや配慮事項が明記されている。
- 入所理由の理解とケアの方向性についてアセスメントしている。
- 子どもと家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- 面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者等との関係性が好転し、保護者等の養育意欲が向上するよう支えている。
- 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかわりがあった場合には、その発見ができるように努めている。
- 課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相談のできる機関を十分に把握し、連携をとっている。
- 児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生、親子関係の再構築に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、親子関係再構築のための家族への支援の取組状況等について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第23条により、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図ることが規定されています。また第25条には児童相談所等の関係機関と密接に連携して家庭環境の調整に当たらなければならないと規定されています。

○親子関係の再構築のためには、児童相談所との連携や協働が大切です。児童相談所の作成した援助指針をもとに支援方針を作成し、支援を展開します。支援を展開する上では、子どもと家族との関係性の現状を丁寧にアセスメントし、そのアセスメントを基に、より具体的な支援方針を策定し、実践し、評価し、再アセスメントするシステムを構築しておくことが大切です。

○特に入所時の保護者等と話し合いにおいて「親子関係再構築」が目標となるケースにあっては、そのプロセスづくりに、面会・外出・一時帰宅が重要な要素となります。取組にあたり、施設職員が親子関係の再構築にあたっての留意点や保護者等の課題に対する認識を十分に持っていることが大切です。

○支援する際に、施設は保護者等とともに子どもを養育するという立場を明確にし、具体的な家庭支援計画を立案し、保護者等と共に実践することが大切です。

○面会・外出・一時帰宅などの際に、保護者等の不適切なかかわりや、強引な引取り（施設からの強引な連れ出しや外出から施設に戻さない等）があった場合には、子どもの命と安全・安心を守ることを最優先にし、関係機関との連携によって適切な対応をとることが必要です。

○取組には、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。

(3) 評価の留意点

○親子関係再構築の評価を行なう場合、以下のようなケースがあることにも留意しておく必要があります。

- ① 養育拒否等の理由により、特別養子縁組が前提となる支援を行う場合の取組評価
- ② 養育里親への措置変更が前提となるケースの評価

- ③ 保護者等の精神疾患等の理由により家庭引取りは困難だが、子どもとのかかわりは面会等の機会を通して継続するケースの評価（児童養護施設への措置変更が考えられるケース）
 - ④ 入所の際の課題が克服され、家庭引取りが可能なケースの評価
 - ⑤ 社会資源を利用することにより家庭引取りを促進するケースの評価
- 面会、外出、一時帰宅の際に、施設が子どもや保護者等と協議の上で目標を立てているかどうか確認します。
- 一時帰宅の際に児童相談所と協議を行い連携し、家庭訪問等を実施しているか確認します。
- 施設内において、家庭支援専門相談員、個別担当職員、心理療法担当職員、担当養育者、里親支援専門相談員、施設長等の中で、ケース会議が定期的実施され、記録を残しているか確認します。
- 児童相談所との間において親子の関係性についての具体的な情報交換の記録を確認します。

A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

A⑱ A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。
- b) 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるような取り組みはしていない。

評価の着眼点

- 子どもの退所先に応じて、退所後の生活に向けて必要な支援を行っている。
- 退所後、施設に相談できる窓口（担当者）がある等、必要に応じた支援をするための体制を整えている。
- 児童相談所や関係機関、民間団体等と連携を図りながら退所後の支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、退所した子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所に向けた支援と退所後の支援（アフターケア）について、施設における体制や関係機関との協力等がどのように構築され、具体的に実践されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもは、自分の家と家族から分離され、乳児院での養育・支援を受け、そして退所によってまた新たな生活を送ることは、とくに乳児にとっては大きな影響を受けることとなります。
- そのため、言葉では表現できない子どもの気持ちを受け止めて配慮をする必要があり、退所先に応じて新しい生活に移ることもとって大きな影響を与えないように努めなければなりません。
- できる限り養育・支援の一貫性を確保しつつ、新しい生活へのスムーズな移行とその後の安定した生活を送ることができるよう、退所に向けた支援と退所後の支援は施設にとって重要な業務として捉え、支援体制を整え、必要に応じて関係機関や支援団体との協力関係を構築しながら実践していく必要があります。

(3) 評価の留意点

- 一人ひとりの子どもの状況に即して、退所後の生活を見越した取組が行われているかを、自立支援計画や記録により確認します。

A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備

A⑳ A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。

【判断基準】

- a) 継続的な里親支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいる。
- b) 里親支援の取り組みは行っているが、十分ではない。
- c) 里親支援の取り組みは行っていない。

評価の着眼点

- 家庭的養護を推進し、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進している。
- 里親委託の推進に当たり、里親支援機能の充実などの中・長期計画を明確にしている。
- 里親支援専門相談員を配置するなど、里親委託の推進、地域の里親及びファミリーホームに対する継続的な支援の体制を整備している。
- 里親委託に当たり、委託に至るまでに里親・児童相談所等と丁寧な連携を行っている。
- 里親を希望する地域の人を対象に相談を行うなど、支援の取り組みを行っている。
- 相談支援のほか研修、レスパイトを行うなど、里親の状況に応じた取り組みを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、継続的な里親支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいるかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 乳児院は、里親支援の拠点としての地域支援機能が期待されています。
- 里親支援には、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）のほか、里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）の活用が重要です。
- 自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、里親を希望する地域の人たちを対象に相談を行ったり、専門里親・未委託里親等の研修を受け入れたり、里親のレスパイトを行うなどの継続的な支援体制を整備すること等が求められます。
- 里親支援専門相談員の業務内容には、里親の新規開拓、里親候補者の週末里親等の調整、里親への研修、マッチング、里親委託の推進、里親家庭への訪問及び電話相談、レスパイト・ケアの調整、里親サロンの運営、里親会の活動への参加勧奨及び活動支援、アフターケアとしての相談等があげられます。
- 児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、里親等の相談に積極的に応じることのできる専門的なチームづくりを図ることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 施設が里親委託・継続的な里親支援の体制を整備し積極的に取り組んでいるかどうかを記録等で確認します。

A-2-(9) 一時保護委託への対応

A(21) A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

【判断基準】

- a) 一時保護を受け入れる体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。
- b) 一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れ体制が十分ではない。
- c) 一時保護を受け入れる体制が整わず、受け入れを行っていない。

評価の着眼点

- 児童相談所と連携して、初期の情報共有とアセスメントに努めている。
- 一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。
- 入所時の健康管理に努めている。
- 感染症やアレルギー等の観察と配慮に努めている。
- 多様な職種が連携・協同し、一時保護後の養育環境（家庭復帰・里親、児童福祉施設等）の確保に向けてアセスメントに基づく支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 乳児院は、乳児について児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能が期待されています。
- 「養育保障のための子どものアセスメント」、「家族再構築のための親子の関係性アセスメント」、「養育の場をつなぐための社会資源アセスメント」など、児童相談所との連携の下で、乳児院のアセスメント機能の充実を図る必要があります。
- 乳児が一時保護になる理由はさまざまです。一時保護後の養育環境（家庭復帰・里親・他の児童福祉施設等）の確保に向けては、多様な職種が連携・協働した、アセスメントに基づく支援が求められます。
- 入所時の健康診断については、原則児童相談所が実施することを乳児院は求めています。場合によっては健康診断を未実施のまま入所することも考えられます。その場合には、速やかに医療機関と連携してその対応を図ることが求められます。
- 受け入れに当たって、事業計画等への記載とともにマニュアルが整備されていることが求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設が一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかどうかを、事業計画等への記載とともに記録等で確認します。

A(2) A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

【判断基準】

- a) 緊急一時保護を受け入れる体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。
- b) 緊急一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れ体制が十分ではない。
- c) 緊急一時保護を受け入れる体制が整わず、受け入れを行っていない。

評価の着眼点

- 児童相談所から緊急一時保護を受け入れている。
- 緊急一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。
- 観察室での「観察期間」の実施を順守して対応を行っている。
- 入所時に、必要に応じて医療機関との連携をはかる等の対応を行っている。
- 感染症や潜伏期間等への対応が十分にできている。
- 受け入れ後の多職種による連携したアセスメントが実施されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○児童虐待に係る児童相談所への通告には、事例によっては直ちに安全の確認、緊急保護の必要な場合もあります。子ども虐待対応の手引き（厚生労働省）では、生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進めるうえで、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応する事を原則とすべきとしており、乳児や重度の障害を有する子ども等は、児童相談所における一時保護が困難な場合があり、その子どもに対応できる施設への委託一時保護を検討するとしています。

○乳児院は、乳児について児童相談所から緊急一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能が期待されています。

○子どもの生命を守るための緊急一時保護の場合、子どもの情報がほとんどない場合もあり、受け入れに当たってのマニュアルが整備されていることが求められます。

○緊急一時保護委託の場合は、夜間・休日等に入所してくる場合があります。その場合健康診断等を受けてこられないこともあることから、入所後速やかに医療機関と連携して対応を図ることが求められます。

(3) 評価の留意点

○施設が緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかどうかを、事業計画等への記載とともに記録等で確認します。

第三者評価共通評価基準（児童心理治療施設版）

I 治療・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

I-2 経営状況の把握

I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

I-3 事業計画の策定

I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 II-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮してい

る。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

Ⅲ 適切な治療・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の治療・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。

Ⅲ-1-(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-(2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

Ⅲ-2 治療・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

第三者評価内容評価基準（児童心理治療施設版）

A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

A-1-（1）子どもの尊重と最善の利益の考慮

A① A-1-（1）-① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。

A② A-1-（1）-② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。

A③ A-1-（1）-③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。

A④ A-1-（1）-④ 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。

A-1-（2）子どもの意向への配慮や主体性の育成

A⑤ A-1-（2）-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。

A⑥ A-1-（2）-② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。

A-1-（3）子どもの権利擁護・支援

A⑦ A-1-（3）-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。

A⑧ A-1-（3）-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。

A-1-（4）被措置児童虐待の防止等

A⑨ A-1-（4）-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

A-2 生活・健康・学習支援

A-2-（1）食生活

A⑩ A-2-（1）-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

A-2-（2）衣生活

A⑪ A-2-（2）-① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

A-2-（3）住生活

A⑫ A-2-（3）-① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

A⑬ A-2-(3)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

A-2-(4) 健康と安全

A⑭ A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

A⑮ A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

A-2-(5) 性に関する支援等

A⑯ A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。

A-2-(6) 学習支援、進路支援等

A⑰ A-2-(6)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

A-3 通所支援

A-3-(1) 通所による支援

A⑱ A-3-(1)-① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

A-4 支援の継続性とアフターケア

A-4-(1) 親子関係の再構築支援等

A⑲ A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。

A⑳ A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

第三者評価共通評価基準

判断基準、評価の着眼点、

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童心理治療施設解説版)

目 次

I 治療・支援の基本方針と組織	1
I-1 理念・基本方針.....	1
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。	1
1 I-1-（1）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。.....	1
I-2 経営状況の把握.....	4
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。	4
2 I-2-（1）-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。.....	4
3 I-2-（1）-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。.....	6
I-3 事業計画の策定.....	8
I-3-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	8
4 I-3-（1）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。...8	
5 I-3-（1）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。... 11	
I-3-（2） 事業計画が適切に策定されている。	13
6 I-3-（2）-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。.....	13
7 I-3-（2）-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。.....	15
I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組.....	18
I-4-（1） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	18
8 I-4-（1）-① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。.....	18
9 I-4-（1）-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。.....	21
II 施設の運営管理	23
II-1 施設長の責任とリーダーシップ.....	23
II-1-（1） 施設長の責任が明確にされている。	23
10 II-1-（1）-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している。.....	23
11 II-1-（1）-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。.....	25
II-1-（2） 施設長のリーダーシップが発揮されている。	27
12 II-1-（2）-① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。.....	27

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	29
	Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	31
	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	31
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	31
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	33
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	35
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	35
	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	38
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	38
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	40
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	42
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	45
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	45
	Ⅱ-3 運営の透明性の確保	47
	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	47
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	47
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	49
	Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	52
	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	52
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	52
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	54
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	56
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	56
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	59
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	59
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われて	

いる。	61
Ⅲ 適切な治療・支援の実施	64
Ⅲ-1 子ども本位の治療・支援	64
Ⅲ-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	64
28 Ⅲ-1-1 (1)-① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	64
29 Ⅲ-1-1 (1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	66
Ⅲ-1-1 (2) 治療・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	68
30 Ⅲ-1-1 (2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	68
31 Ⅲ-1-1 (2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	70
32 Ⅲ-1-1 (2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	72
Ⅲ-1-1 (3) 子どもの満足の向上に努めている。	74
33 Ⅲ-1-1 (3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	74
Ⅲ-1-1 (4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	77
34 Ⅲ-1-1 (4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	77
35 Ⅲ-1-1 (4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	79
36 Ⅲ-1-1 (4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	81
Ⅲ-1-1 (5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	83
37 Ⅲ-1-1 (5)-① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	83
38 Ⅲ-1-1 (5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	86
39 Ⅲ-1-1 (5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	88
Ⅲ-2 治療・支援の質の確保	90
Ⅲ-2-1 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。	90
40 Ⅲ-2-1 (1)-① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援	

が実施されている。	90
41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	92
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	94
42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	94
43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	97
Ⅲ-2-(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。	99
44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	99
45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	101

I 治療・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

【判断基準】

- a) 法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。
- b) 法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、施設が実施する治療・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく治療・支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。

○法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎とした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

【理念と基本方針】

○治療・支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、治療・支援する法人、施設の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。

○理念は、法人、施設における施設経営や治療・支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、治療・支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。

○基本方針は、理念に基づいて施設の子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。

○基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、治療・支援への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、治療・支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。

○理念や基本方針は、職員の理解はもとより、子どもや保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。

○理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。

○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

【職員の理解】

○理念や基本方針は、施設の治療・支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

(社会的養護共通)

○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

【子どもや保護者等への周知】

○理念や基本方針は、施設の治療・支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、子どもや保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、治療・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

(3) 評価の留意点

○複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に応じて施設ごとに理念を掲げていても構いません。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものと「基本方針」を位置づけています。

○職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○子どもや保護者等への周知については、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある子どもなど、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。

○理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。

○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに治療・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

(5種別共通)

○児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。

○「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号 平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。

○法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

《注》

*本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

【判断基準】

- a) 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

評価の着眼点

社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。

地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。

子どもの数・子ども像等、治療・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。

定期的に治療・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と施設（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な治療・支援に努めることが求められます。

○社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・子ども像の変化、治療・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。

○施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。治療・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

(社会的養護共通)

○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や治療・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 2** I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。
- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

(3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。
- 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (**2** I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。
- 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、**4** I-3-(1)-①で評価します。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 経営や治療・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や治療・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や治療・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

評価の着眼点

- 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

○「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。

○中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

(社会的養護共通)

○施設長等の管理者のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

(社会的養護共通)

○都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に依拠して、施設が促える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

(児童心理治療施設)

○施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応に向けた心理治療的ケア体制の充実、児童養護施設や里親等のもとで暮らす子どもへの支援、外来相談機能の充実などの地域の子育て支援等が考えられます。

【中・長期の事業計画】

○「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。治療・支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。

○中・長期計画については、以下を期待しています。

- i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
- ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、治療・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
- iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
- iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、入所する子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

(児童心理治療施設)

- 公立施設などをはじめ、中・長期的な計画を施設ごとに定めることが難しいと判断される場合には、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
- 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、治療・支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。

○単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

○単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長等から聴取して確認します。

○中・長期計画が策定されていない場合 4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。

○事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子ども等の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。

○事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

(社会的養護共通)

○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

(3) 評価の留意点

○事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。

○職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。

○中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子どもや保護者等に周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、事業計画が、子どもや保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

(5種別共通)

○事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

(児童心理治療施設)

○事業計画の主な内容とは、治療・支援（提供される生活や教育、アフターケアなどの具体的な支援内容や行事計画等）、施設・設備を含む居住環境の整備（施設の改修や備品購入の予定等）等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。

○子どもや保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。

○また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、子どもや保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

(児童心理治療施設)

○たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料を作成するなど、障害特性や発達段階、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。

○子どもや保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。

(児童心理治療施設)

○被虐待児の保護者など関係構築が難しいケースもあるため、保護者すべてに周知されているかを評価するのではなく、子どもの家庭環境等を考慮した範囲内での適切な周知がなされているかを評価します。

(児童心理治療施設)

○保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。

○「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断基準】

- a) 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく治療・支援の質の向上に関する取組を実施している。
- 治療・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、治療・支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○治療・支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。

○治療・支援の質の向上は、P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、治療・支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。

○施設においては、計画策定 (P) →実行 (D) にとどまり、評価 (C) が十分になされていないことが課題とされています。治療・支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。

○自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく治療・支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。

○治療・支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。

○治療・支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。

○本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に治療・支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

(3) 評価の留意点

○日常的な治療・支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく治療・支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。

○例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な治療・支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

(児童心理治療施設)

○児童心理治療施設の治療・支援は、子どもや親との治療的なかわりの中で、アセスメントが改定され治療的介入を修正するというプロセスが大切です。

○企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。

○明確な形で各段階を評価することは難しいことが多く、日ごろの治療・支援に関する検討の取組やしぐみを確認して総合的に評価します。

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。

○改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。

○課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

(3) 評価の留意点

○改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。

○課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。

○中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価の着眼点

- 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い治療・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い治療・支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。
- 施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。

○施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。

○また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。

○施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

(3) 評価の留意点

○施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。

○施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。

○遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、治療・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、治療・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、治療・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、治療・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(社会的養護共通)

- 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、施設長が治療・支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設における治療・支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。

○社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な治療・支援を提供するよう努めなければならない」とされています。

○施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における治療・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

(5種別共通)

○社会的養護関係施設は、子どもが選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

(3) 評価の留意点

○施設長が治療・支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(社会的養護共通)

○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い治療・支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な治療・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長は、施設の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設長の自らの具体的な取組と、施設内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 治療・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
- 施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

（社会的養護共通）

- 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い治療・支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。

○計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。

○また、社会福祉士、心理職等の治療・支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

(社会的養護共通)

○職員が、各職種専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として治療・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

(児童心理治療施設)

○そのため、基幹的職員、家庭支援専門相談員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。

○採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

(児童心理治療施設)

○基幹的職員、家庭支援専門相談員等の専門職員等の機能を活かしているか確認します。

(児童心理治療施設)

○児童心理治療施設においては、心理士が家族支援の担当を担っていることが多く、家庭支援専門相談員は家族支援のバックアップやスーパーバイズなど、施設により担う役割は異なります。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人、施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については¹⁷ II-2-(3)-①、教育・研修制度については¹⁸ II-2-(3)-②、¹⁹ II-2-(3)-③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○治療・支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。

○「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、かなされている職場をいいます。

○職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

(社会的養護共通)

○特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

○福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

○働きやすい職場づくりに向け、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

(3) 評価の留意点

○把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設としてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。

○相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

(社会的養護共通)

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。

○職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、治療・支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

(社会的養護共通)

○職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

○目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、治療・支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。

○設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。

○目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。

○目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行います。施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。

○中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

(3) 評価の留意点

○職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。

○評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 施設が目指す治療・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している治療・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 治療・支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画の策定に反映することが必要です。

(3) 評価の留意点

- 施設が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、治療・支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 施設による治療・支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の治療・支援技術の向上等に取り組んでいる状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

○職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。

○教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。

○教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経歴や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが必要です。

○治療・支援に関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。

○必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。

○施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

(社会的養護共通)

○スーパービジョンの体制として、

- ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
 - ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
 - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
 - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の治療・支援の質を向上させる
- といった取組が考えられます。

(3) 評価の留意点

○研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。

○研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

○「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(社会的養護共通)

- 階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。
- スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

(児童心理治療施設)

- 児童心理治療施設では、外部の専門家に個々の職員が指導を受けたり、カンファレンスにおいて助言を受けることが多くあります。その場合もスーパービジョンという言葉を使いますが、ここでいうスーパービジョンは、施設内のことをさします。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
- c) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の治療・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種種ごとの特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉の人材を育成すること、また、治療・支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。

○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の治療・支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

(3) 評価の留意点

○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。

○さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【判断基準】

- a) 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。

評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、治療・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
- 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設においては、治療・支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による治療・支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 治療・支援を実施する施設に対する、子どもや保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの治療・支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26 27) で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○治療・支援に関わる施設においては、質の高い治療・支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、治療・支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。

○施設（法人）の経営・運営は、治療・支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。

○具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。

○施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。

○さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。

○なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。

○特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。

○このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

(3) 評価の留意点

○公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。

○また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

○小規模な施設（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることなどで定期的に確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。

○評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることが目的とした施設の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。

○施設においては、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。

○子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。

○子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

(社会的養護共通)

○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることが目的とした施設の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

(児童心理治療施設)

○児童心理治療施設には、報道された事件の関係者や、住民票を移さず居所を隠しているなど、入所していることを知られないようにする必要がある子どもが多くいます。

(児童心理治療施設)

○また、不特定多数の見知らぬ人とのかわり目で心理的に混乱してしまう子どもも多くいます。

(児童心理治療施設)

○そのため、地域とのかわり目を治療的観点からあえて行っていない施設も多くあります。評価にあたっては、地域との交流に関する施設の考え方を考慮する必要があります。

○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

(2) 趣旨・解説

○地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。

○施設の特長や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。

○多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。

○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、ボランティアの受入れや、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。

○マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、子どもや保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。

○原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特長や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。

○評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、子どもや保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

(児童心理治療施設)

○児童心理治療施設においては、慣れない人とのかかわりが子どもたちの混乱を生むこともあり、ボランティアの受け入れは慎重に行う必要があります。

○そのため、ボランティアの受け入れに関する各施設の方針を考慮したうえで評価します。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもによりよい治療・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい治療・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい治療・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、施設として、子どもによりよい治療・支援を実施することと、退所後の治療・支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもによりよい治療・支援を実施し、退所後も治療・支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。

○ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの治療・支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。

○また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。

○取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する治療・支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。

○築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。

○地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。

(児童心理治療施設)

○児童相談所と施設は子どもや保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

(児童心理治療施設)

○通所機能や短期入所機能等を活用し、心理的問題を起している子どもの一時的な支援など、社会的養護の分野における心理的ケアのセンター的な役割として他施設等への支援が大切です。

(3) 評価の留意点

○社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

(社会的養護共通)

○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、治療・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、治療・支援の記録や聞き取りなどから確認します。

- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（5種別共通）

□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

(社会的養護共通)

○国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いの配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

○施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、治療・支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。

○また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。

○さらに、日常的な治療・支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。

○このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

(3) 評価の留意点

(5種別共通)

○社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。

○施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 施設（法人）が有する治療・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした施設（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

(社会的養護共通)

- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

(3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。
- 施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

- 地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)-①で評価します。

Ⅲ 適切な治療・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の治療・支援

Ⅲ-1-1 (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-1-1-① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した治療・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した治療・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した治療・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の治療・支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもを尊重した治療・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○治療・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。

○施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、治療・支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

(3) 評価の留意点

○施設の種別や子どもの年齢の違いによって、子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した治療・支援が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した治療・支援が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した治療・支援が実施されている。
- 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した治療・支援が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した治療・支援における重要事項です。

○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子ども尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

○日常的な治療・支援においては、施設の子どもや治療・支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこころよい環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。

○プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子どもや保護者等に周知することも求められます。

(児童心理治療施設)

○規程・マニュアル等に基づいた治療・支援の実施と合わせて、居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行うことが重要です。

(3) 評価の留意点

○子どものプライバシーに配慮した治療・支援の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。

○治療・支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。

○入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、治療・施設の子どもや支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ-2-(3) ②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等が治療・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 子どもや保護者等が治療・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等が治療・支援を利用するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

理念や基本方針、治療・支援の内容や施設の特徴等を紹介した資料を準備している。

施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。

施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。

見学等の希望に対応している。

子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、治療・支援を必要とする子どもや保護者等が、治療・支援を利用するために必要な情報提供が積極的にに行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。

○資料は、子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。

○施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。

○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、子どもや保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

(3) 評価の留意点

○治療・支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、子どもや保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。

○治療・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の子どもや保護者等に対して、パンフレットを渡しただけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 治療・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 治療・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 治療・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- 子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う治療・支援について納得し主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
- 治療・支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。
- 治療・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、治療・支援の開始及び過程において、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○治療・支援の開始や過程においては、子どもや保護者等の自己決定に十分に配慮し、治療・支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。

○治療・支援の開始や過程における説明は、子どもや保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。

○説明にあたっては、前評価基準(30)Ⅲ-1-(2)-①と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

(社会的養護共通)

○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

(3) 評価の留意点

○施設における説明は、どの子どもや保護者等に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。

(児童心理治療施設)

○説明と同意は、治療・支援においてめざすべきものですが、保護者の状況によっては難しいことがあります。実際にできているか、ということだけではなく、説明と同意に向けた過程を考慮する必要もあります。

○評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

○また、書面を確認することとあわせて、子どもや保護者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮している。
- b) 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 治療・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、治療・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、子どもへの治療・支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、子どもや保護者等の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の施設への情報提供が必要な場合には、子どもや保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 施設を退所した後も子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、子どもや保護者等に伝えておくことも治療・支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

(社会的養護共通)

- 社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

(児童心理治療施設)

- 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。

(3) 評価の留意点

- 措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない治療・支援の提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。
- 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
- 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。
- 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子ども本位の治療・支援は、施設が一方向的に判断できるものではなく、子どもや保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。治療・支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを治療・支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

(社会的養護共通)

○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、治療・支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

(社会的養護共通)

○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

(社会的養護共通)

○施設における満足は、治療・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において治療・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

○子どもの満足に関する調査の結果は、具体的な治療・支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

○治療・支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。

○組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

○このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

(3) 評価の留意点

○施設の事業種別や治療・支援の内容の違いによって、子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に治療・支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

(5種別共通)

○保護者等の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。

- 具体的には、子どもの満足に関する調査、子どもへの個別の聴取、子ども懇談会における聴取等があります。子どもの満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 治療・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情相談内容にもとづき、治療・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、子どもや保護者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、子どもや保護者等からの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、治療・支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり治療・支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて治療・支援の質の向上を図る必要があります。

(3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出した子どもや保護者等への経過や結果の説明、申出した子どもや保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、治療・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

【判断基準】

- a) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

- 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもが相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を子どもに伝えるための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもが必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、子ども本位の治療・支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。

○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。

○意見については、子どもや保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

(3) 評価の留意点

○子どもの相談、意見に関する取組については、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。

(社会的養護共通)

○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

(社会的養護共通)

○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

(社会的養護共通)

○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

(社会的養護共通)

○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 子どもからの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の治療・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、治療・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、子どもからの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、治療・支援の内容や生活環境の改善等に関する子どもからの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、子どもからの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、治療・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、子どもの意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、治療・支援の質と子どもからの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、子どもからの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、子どもの意見や要望、提案等にもとづく治療・支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、子どもへの経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

(3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に治療・支援の改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう子どもの意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。

(社会的養護共通)

- 意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。

事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。

子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。

収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。

職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。

事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し治療・支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設におけるリスクマネジメントの目的は、治療・支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。

○また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。

○ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、治療・支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。

○治療・支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した治療・支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特성에応じて検討・対応します。

○リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には治療・支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

(児童心理治療施設)

○施設では、虐待を受けた子ども等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

(社会的養護共通)

○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

(3) 評価の留意点

○事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

○感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

（社会的養護共通）

○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。

○感染症の予防・対応についても、治療・支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。

○感染症については、季節、治療・支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。

○対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

災害時の対応体制が決められている。

立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても治療・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。

子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。

食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、施設に入所（利用）している子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの安全を確保するためには、治療・支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
- 施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに治療・支援を継続することが求められます。「事業（治療・支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。
- 通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

(3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

Ⅲ-2 治療・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。

4Q Ⅲ-2-(1)-① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。

【判断基準】

- a) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた治療・支援が実施されている。
- b) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた治療・支援の実施が十分ではない。
- c) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

標準的な実施方法が適切に文書化されている。

標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。

標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。

標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設における治療・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて治療・支援が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における治療・支援の実践は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、治療・支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な治療・支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な治療・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準化とは、各施設における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による治療・支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、治療・支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、治療・支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない治療・支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

(社会的養護共通)

- 治療・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

(3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた治療・支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった治療・支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 治療・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 治療・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○標準的な実施方法については、子どもが必要とする治療・支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、治療・支援の質の向上にとって必要です。

○標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。

○標準的な実施方法を定期的に見直すことは、治療・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

(社会的養護共通)

○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な治療・支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な治療・支援が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別な自立支援計画が策定されているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた支援において、子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別な自立支援計画（子ども一人ひとりについてニーズと具体的な治療・支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような治療・支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 治療・支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①治療・支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっては、総合的な視点から子どもより良い状態を検討する必要があります。

(社会的養護共通)

- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

(社会的養護共通)

- 児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっていきます。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。

(社会的養護共通)

○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。

(5種別共通)

○発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生のリスクやメカニズム等の知見に基づいて、子どもの抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

(社会的養護共通)

○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

○子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子どもの希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく治療・支援がなされているか、治療・支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。

○自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状況に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていることを評価します。

○アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。

○子どもの意向の反映については、自立支援計画に子どもの意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていることを評価します。

○評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。

○施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。

○子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画どおりに治療・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、治療・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、治療・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する治療・支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、治療・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しを実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、治療・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、治療・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、治療・支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

(社会的養護共通)

- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

(社会的養護共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

(3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な治療・支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する子どもの意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづく治療・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する治療・支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような治療・支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。
- 子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、治療・支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や治療・支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

(社会的養護共通)

- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

(社会的養護共通)

- 記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

(3) 評価の留意点

- 引継ぎや申送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、子どもや保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもへの配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされる必要があります。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童心理治療施設版)

目 次

A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援	1
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	1
A① A-1-(1)-① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	1
A② A-1-(1)-② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	4
A③ A-1-(1)-③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	6
A④ A-1-(1)-④ 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	8
A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成	10
A⑤ A-1-(2)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	10
A⑥ A-1-(2)-② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	13
A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援	15
A⑦ A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	15
A⑧ A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	18
A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等	21
A⑨ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	21
A-2 生活・健康・学習支援	23
A-2-(1) 食生活	23
A⑩ A-2-(1)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	23
A-2-(2) 衣生活	26
A⑪ A-2-(2)-① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	26
A-2-(3) 住生活	28
A⑫ A-2-(3)-① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	28
A⑬ A-2-(3)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	30

A-2-(4) 健康と安全	32
A⑭ A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	32
A⑮ A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	34
A-2-(5) 性に関する支援等	36
A⑯ A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	36
A-2-(6) 学習支援、進路支援等	38
A⑰ A-2-(6)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	38
A-3 通所支援	41
A-3-(1) 通所による支援	41
A⑱ A-3-(1)-① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	41
A-4 支援の継続性とアフターケア	43
A-4-(1) 親子関係の再構築支援等	43
A⑲ A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	43
A⑳ A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	46

A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

A① A-1-(1)-① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。
- b) 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されていない。

評価の着眼点

- 自立支援計画に、子どもの課題の解決に向けて福祉、心理、医療、教育の連携による総合的治療・支援方針が策定され、支援が行われている。
- 職員が日々の治療・支援について振り返り、子どもの最善の利益の観点から、必要に応じて助言を受けられる環境や相互研鑽ができる体制が整っている。
- 個々の子どもに心理治療担当を配置し、必要に応じて個別心理療法および集団によるコミュニケーション活動及び表現活動を実施している。
- 精神科的医療ケアの必要な子どもに対して必要に応じて、児童精神科医等の診療を実施している。
- 重篤なケースについては、入院治療が必要になる場合に備え、外部の医療機関と連携し、必要に応じて話し合い等を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、児童心理治療施設の特徴である総合環境療法（日常生活、学校生活、個人心理治療、集団療法、家族支援、施設外での社会体験などを有機的に結びつけた総合的な治療・支援）を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○運営指針の総論「2. 社会的養護の基本理念と原理」に照らした評価です。子どもの最善の利益を目指した治療・支援を行うために、職員一人一人が倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持たねばなりません。

○受容的・支持的かわりを基本としながらも、子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらない場合があることも踏まえ、場面に応じて毅然とした対応をとり、適切な方向に導くことが大切です。

○児童心理治療施設の役割は、治療・支援であり、自立支援計画には基本的に治療計画を含みます。児童心理治療施設における治療は総合環境療法に基づいて行われるため、心理部門だけではなく生活や学校の職員とも密接に連携して方針を策定する必要があります。

○施設の治療・支援の考え方の基本を明示することが必要です。個別心理療法などの特別なかわりだけではなく、日常生活、学校生活等を含めて治療・支援をどのように考えるかは、施設によって異なります。施設の治療・支援の考え方によって、自立支援計画における治療方針の示し方も異なってきます。

○子どもの状態に応じた方法や頻度で治療・支援が行われることが必要です。適切な心理治療とは面接室で行われる狭義の心理面接だけでなく、生活の場での心理的な支援も含まれます。

○衝動性のコントロール不良や解離症状を示す、精神科的治療を必要とする子どもは増えています。医師が子ども集団の様子など施設の状況を十分に把握したうえで、治療することが望まれます。

(3) 評価の留意点

○治療・支援の方針が、具体的に策定されているか自立支援計画から確認します。

○アセスメントや治療・支援の方針及びその変更が、すべての職員に共有されているか記録で確認します。

○子どもの尊重（最善の利益）について、職員の共通理解を確かめたり、意見交換を図る機会や場が持たれているかを、会議録や研修記録、SV（コンサルテーション）の記録等によって確認します。

- 心理治療、集団治療、心理検査などが適切な方法、必要な頻度で行われているか記録や聞き取りなどで確認します。
- 子ども集団の様子など施設の状況をよく理解し、職員と連携をとることができる医師が治療を行っているかを確認します。
- 子どもが精神科等に入院する際の連携や退院後の連携について、確認します。
- 外部の医療機関と連携しているかを聞き取りなどから確認します。
- 治療・支援の方針は、子どもや保護者等に説明して同意を得るよう努力していることが重要です。
- 適切な治療・支援は、面接室で行われる狭義の心理面接だけではなく、生活の場での心理的な支援も当然含まれます。施設の治療・支援の基本的な考え方によって、おのずと自立支援計画の示され方も異なってきます。

A② A-1-(1)-② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。
- b) 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っていない。

評価の着眼点

- 子どもから相談を受けたり生活場面でのことについて、個別に話し合ったりする機会や一緒に活動する時間を確保している。
- 施設生活において多種多様な生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的、総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動が組み込まれている。
- 個々の子どもの発達段階や課題に応じて、日課は出来るだけ柔軟に対応している。
- つまずきや失敗の体験を大切にし、行動上の問題等があった場合も背景にある心理的課題の把握に努め、自己を向上発展させるための態度が身に付けられるよう支援している。
- 問題の解決に当たって、謙虚に他から学び、他と協力していける力量や態度を形成できるようグループ活動などを取り入れ支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもと職員との間での信頼関係の構築に向けたかかわりや、子どもの発達段階や課題を考慮した支援について、具体的な取組とそれらに対する職員のかかわりを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童心理治療施設における生活支援は、心理治療や医療、教育と連動しながら行うことで、総合環境療法の土台をなすものです。
- 施設における支援は、生活する場所が安全であることを子どもが意識できるようにすることが大前提であり、その上で子どもとの信頼関係を構築することが不可欠です。そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的なかかわりや深い洞察力による課題把握と対応が求められることとなります。
- また、支援に当たっては発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個性に十分配慮したかかわりが求められます。
- 子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を高めるためには、施設生活において多様な経験を積むための機会を確保することが必要です。特に自分の意見が認められる体験や大切にされる体験は自己肯定感や意欲を高めます。
- つまずきや失敗を受け止め、子どもとともに解決していこうとする職員の姿勢が大切です。

(3) 評価の留意点

- アセスメントに基づいた具体的な生活支援の目標を把握したうえで、個別な時間をもつなど、信頼関係を構築しようとする職員の姿勢が認められるかを聞き取りなどから確認します。
- 子どもの成長を援助するような多様な体験をする機会が用意されているかを聞き取りを通して確認します。
- 個々の子どもの発達段階や課題を理解したうえで、支援の方法を考えているかを記録や聞き取りなどから確認します。
- 私物の管理や確認について、プライバシーの配慮、子どもの意向を尊重する内容の手続き手順を定めて行っているかを確認します。

A③ A-1-(1)-③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。
- b) 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くような支援を行っていない。

評価の着眼点

大人と一緒に買物をする体験、一人で買物をする体験などを通して、経済観念や店員とのやり取りなど地域生活に必要なスキルが身につくよう支援している。

小遣いの用途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制限を加えず、計画的な使用等金銭の自己管理ができるよう支援している。

発達段階に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。

地域での生活を見据えて、発達段階に応じて一人での受診や、市役所、図書館、郵便局などの公共機関、交通機関を利用するなど、さまざまな生活技術を学ぶプログラムを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地域で生活することを見据えて、子どもの発達段階に応じて金銭の管理や、使い方など経済観念の確立をはじめ、公共機関、交通機関を利用するなどのさまざまな生活技術の習得に向けた支援について、施設の取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童心理治療施設では、ネグレクトの状態で育ったために一般的な生活感覚を身につけられず、金銭の使い方なども身に付いていない子どもが多くいます。
- 職員と一緒に買い物に行き、予算に合わせて良い物を選んだり、欲しいものを我慢したりすることを実際に経験して、生活感覚を身に付けることが必要です。
- 医師に頼れず、自分の状態をうまく訴えられなかったり、医師の説明を理解できない子どもも多い。うまく医療に頼れるように支援することが必要です。
- ネットや SNS などの環境になじみ、被害にあわないように支援することは、現在では必須になっています。

(3) 評価の留意点

- 子どもが社会化していくために、さまざまな生活技術が習得できるような種々の機会を施設が用意しているかを、書面や職員への聞き取りから確認します。
- 経済観念の確立に向けては、それぞれの子どもの発達段階に応じて小遣いの管理や使い方等を具体的な体験をもとに習得していけるように、個別の買い物の機会を設けているか等を、書面や職員への聞き取りから確認します。
- 受診に際して、自分から症状を伝えることができるようになるために、看護師などから受診の様子を確認します。
- SNS やインターネットの知識や実体験を得る取り組みが行われているかを聞き取りなどから確認します。
- 子どもの発達段階や課題に応じて、リーピングケアの段階で自立支援計画に生活技術の習得が盛り込まれているかを確認します。

A④ A-1-(1)-④ 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。
- b) 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、対応しているが十分ではない。
- c) 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応していない。

評価の着眼点

- 行動上の問題がある子どもについては、訴えたいことを受け止めるとともに、問題となる行動を観察・記録し、誘引や刺激等の要因、人的・物的環境との因果関係を分析し治療・支援を行うとともに、自分の意思を伝えるための適切な方法を学ぶ機会を設けている。
- 行動上の問題のある子どもについて、その特性等をあらかじめ職員間で情報の共有化をはかり連携して対応できるようにしている。
- 子どもを心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図っている。
- 自傷他害の危険性が極めて高いと判断されるなど、子どもの安全確保等のために他に取るべき方法がなく、子どもの最善の利益になる場合に限り、マニュアルに基づいて行動等の制限が最小限の範囲で行われ、その記録が残されている。
- 行動等を制限するケアについて、具体的な例を示して職員に周知するとともに、子どもに知らせ、子どもが納得できない場合、苦情解決制度やその他の方法を用いて改善を求めたり意見を述べるができることを知らせている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題がある場合の対応や日常的な取組について評価します。その中でも、子どもの安全を確保する等の理由により、やむを得ず子どもの行動等を制限する場合の施設における取組を、特に意識して評価します。

(2) 趣旨・解説

○さまざまな背景や特性をもつ子どもたちが行動上の問題やトラブルを起こすことは、予め予測しておく必要があり、その予防的支援と共に、起こったときの対応について検討しておくことが重要です。

○行動上の問題は、子どもの入所目的や成長課題と深く関係していることが少なくないため、現象的なとらえ方だけではなく、アセスメントを基に、個別支援計画などを見直しなが、支援を検討することが必要です。

○また、子どもたちの心身が傷つかないように、早期対応や子ども集団の力動を考えて、その場から引き離すなどの物理的対応も必要です。

○子どもの行動の自由等の規制やプライバシーの制約などについては、安全確保上、他に取りべき方策がない場合で、かつ、子どもの最善の利益につながる場合のみに限って、マニュアル等に沿って適切に行われなければいけません。

(3) 評価の留意点

○子どもの行動上の問題に対しては、子どもの状況や背景、問題の原因について十分な検討を行っているか、ケース検討記録などにより確認します。

○また、行動上の問題のある子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化しているか、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行い、自立支援計画や日常的な支援に反映しているかを確認します。

○行動上の問題に対して、子どもの心身を傷つけずに対応するための技術やチームでの対応方法など適切な支援技術を習得できるようにしているかを研修記録などから確認します。

○当該の子どもだけではなく、周囲の子どもの安全を図る具体的な配慮についても職員から聞き取り、評価します。

○行動等の制限がやむを得ず行われた場合には、必要であった事情・状況や、実施した内容、また、子どもの様子等が克明に記録されているかを、記録上で確認します。

○行動等の制限については、その意味や手順、手法、注意点などについて具体的に示されたマニュアルが整えられているか確認し、子どもや保護者にも十分わかるように説明されているかを書面で確認します。

A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成

A⑤ A-1-(2)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。

【判断基準】

- a) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。
- b) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援していない。

評価の着眼点

□子どもが自分および自分たちの生活がより良くなるように考える機会（個人面談、子ども会など）をさまざまに用意している。

□活動、行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重し、自発的な参加となるように支援し、日常生活を含め行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。

□子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の子ども会、ミーティング等）を実施し、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、職員は必要な支援をしている。

□子どもが主体的に小集団活動、行事の企画・運営に関わることができる。

□活動で決定した要望等について、施設や職員は可能な限り応えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの主体性を育てるために、日常生活や活動、行事に関して子どもが考え、それが反映される仕組みがあるか、また、子どもが行事等の企画・運営などの機会を通して、主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童心理治療施設には、自分の思いが大切にされたと思える経験が少なく、自分の思いで生活を変えられると思っていない子どもが多くいます。「どうせ変わらない」と諦めの気持ちが強いため、将来より良く生きていきたいという思いも弱く、治療に対する動機づけや期待も弱い子どもが多くいます。
- その子の思いが大切にされる機会として、活動に参加するかどうかという選択の機会を与えることが大切です。そのような支援を通して、「私が考え、選ぶ」という主体性が育ち、その先に、他の子どもも関わる行事などの企画、生活のルールを考えるような取組が実を結びます。
- 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえ、治療や支援の改善に向けた取組を行うこと。また、子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設生活の改善に向け積極的に取り組んでいくことが求められます。
- 定期的な意向調査のみならず、日常的な何気ない会話の中からも、課題の発見や子どもの意向を汲み取るよう努めることが大切です。
- 評価においては、主体性を育てるためのこのような支援の仕組みができているかを評価することになります。

(3) 評価の留意点

- 子ども自身が生活について考え、活動等の参加を選択する機会として、面談などを行っているかを、記録、職員の聞き取りなどで確認します。
- 子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内の子ども会、ミーティング等）が整備されているか、実際に子どもの意見が反映されているかを、子ども会、自治会、子どもからの要望などに関する規定や記録、聞き取り等で確認します。
- 日常生活上のさまざまなルールについて、子どもの意見がどのように取り入れられているか、その仕組みと過去の具体例の聴取や、検討会議、子ども(自治)会の記録などから確認します。

○子どもの自主的活動では、自己表現力、自律性、責任感などが培われるよう、必要な支援が行われているか確認します。

A⑥ A-1-(2)-② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。
- b) 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援していない。

評価の着眼点

- 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。
- 社会生活の規範等守るべき約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、それらを尊重した行動をとるよう支援している。
- 外出や買い物など社会的ルールを習得する機会を設けている。
- 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための支援について、職員の態度や子どもとのかかわり方のほか、施設のルールづくりへの子どもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

(2) 趣旨・解説

- 適切な養育を受けられず、目の前のことで精一杯の状況で育ってきた子どもは他者への配慮や社会的ルールに対する意識が希薄になりがちです。
- 児童心理治療施設のルールは他の子どもたちと一緒に暮らしていくためだけではなく、その子ども自身の安全・安心感を培うためにも必要です。
- 日々の生活の中で具体的に皆と心地よく過ごすためのマナーや心遣い、社会的ルールを学ぶ必要があります。

(3) 評価の留意点

- 施設内のルールの説明が適切にされているか、ルールに関して子どもたちの話し合いの場が設定されているか記録などで確認します。
- 施設生活のルール等について定めた「生活のしおり」や「ルールブック」等が、子どもの意向を配慮して作成されているか確認します。
- ソーシャルスキルトレーニング等、子どもの発達段階や課題に応じた支援の工夫が行われているか確認します。
- 外出など社会的ルールを習得する機会が十分用意されているかを確認します。

A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援

A⑦ A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- 子どもの権利擁護について、施設としての基本的な考え方や方針が明示され、それに基づく規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 子どもに権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた治療・支援が実施されている。
- 子どもとの関わりが得られない親の対応に、適切な親権の行使として未成年後見制度などの活用を視野に入れた支援を行っている。
- 権利擁護に関する取組について職員が具体的に学習や検討する機会を定期的に設けている。
- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
- 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。
- 子どもの保護のために、児童虐待防止法12条の「面会等の制限等」を適切に行使している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するために施設としての基本的な考え方や方針が明示され、それに基づく規程・マニュアル等に即した子ども自身を権利の主体として尊重した治療・支援への取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取組みは重要です。
- 子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- そのため、子どもの権利擁護について施設としての基本的な考え方や方針が明示されるとともに、それに基づく規程・マニュアル等が整備されていなければなりません。
- また、規程やマニュアルに基づく治療・支援が確実に行われ、そのことを確認することが子どもの権利擁護をはかるためには大切です。
- マニュアルや掲示物等での周知だけでなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討、学習する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

(3) 評価の留意点

- 子どもの権利擁護に関する施設としての基本的な考え方や方針とともに、子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。

- 権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 法人・施設の理念等が特定の宗教に則っている場合などで、定期的な宗教行事・儀式への参加は自由意思によっているかを、職員、子どもの双方から聞き取りにより確認します。
- 子どもが、特定の宗教儀式などを行うことを認めているか。またその場合、他の児童への配慮はどのようにしているかを聴取します。
- 面会等の制限について、自立支援計画から確認します。

A⑧ A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。
- b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援していない。

評価の着眼点

- 定期的に子どもの状態に応じて権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料を使用して日常生活の中で起こる出来事を通して、守られる権利について子どもたちに説明している。
- 日々の生活や行事等で、子どもが助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。
- 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などの問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行うとともに、起こった場合の早期対応について子どもや職員に周知している。
- 施設だけでは暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所の協力を得ながら対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、権利等について、子どもの能力・状態に応じて、理解しやすいように説明する機会を、折に触れて持つよう努めているか、さらに他者への権利侵害であるいじめや暴力等の防止と、発生した場合の対応策について施設で取り組んでいるかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深めていることが必要です。

○不適切な養育を受けた子どもは、権利について意識することは少なく、自己評価を高めて成長していくためにも、子どもが自分の持っている権利について理解していることが必要です。

○職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることが大切です。

○治療・支援を行うには、日常生活の中で安心感を持てることが前提となります。施設の生活が、暴力やいじめ等の人権侵害がない安全な環境を整えるために、大人も子どもも権利侵害をしないこと、させないことを宣言し、共有していることが重要です。

○施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別など職員が把握していない水面下で起きる場合も少なくないことから、日常的に子どもたちの力関係や支配・被支配関係が生じていないか等について注意を払い、早期発見・早期対応が必要です。

○自分の身に起こったり、見たり聞いたりしたときには、躊躇なく相談したり助けを求めることができる窓口や職員、伝えやすい仕組みなど、子どもたちが利用しやすいように工夫されている必要があります。

○特に、被虐待の子どもは、加害を被害として、被害を被害として感じる事が難しくなっている場合もあるため、人権侵害や自分や相手を守ることについての意識化が重要です。

(3) 評価の留意点

○子どもの権利意識を高めるための取組として、どのようなことが行われているか、職員、子ども双方から聞き取りにより確認します。

○子どもの発達段階や課題に応じて、権利等について子どもが理解できるように説明し、話し合う機会が持たれているか、生活記録、子ども会の記録その他で確認します。

- 施設内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないように、他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識について施設全体に徹底するための取組を具体的に評価します。生活のしおりや子どもの権利ノート、ルールブックなどについて確認します。
- 権利ノートの配布・説明は、どのように行われているか。また、どのような形で活用されているか。子ども双方から聞き取りにより確認します。
- 子どもが躊躇なく相談でき、助けを求められる仕組みや相手について、工夫し、周知しているかを聞き取りなどにより確認します。
- 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について点検を行うとともに、起こった場合の早期対応について子どもや職員に周知しているかどうかを確認します。
- 日頃から職員が、人権意識を持ち、子ども一人一人への配慮や丁寧な接し方を行い、子どもたちの模範となる行動を行っているかを聞き取りやアンケート結果などから確認します。

A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等

A⑨ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 不適切なかかわりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 会議等で取り上げる等により不適切なかかわりが行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。
- 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。
- 被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設において子どもの人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設は、子どもへの不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。
- 研修等においては、不適切なかかわりの具体的な例を示して職員にその防止を徹底するとともに、実際に行われていないことを施設として確認していることが必要です。
- また、不適切なかかわり防止の視点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、職員体制（配置や担当の見直し等）の検討等を行うことも大切な取組です。
- 不適切なかかわりの具体例を示し、子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、子どもからの訴えを受け止める体制整備等も求められます。
- 不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や子どもの対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。
- なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知することが求められます。

(3) 評価の留意点

- 日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じている具体的な内容を確認します。

A-2 生活・健康・学習支援

A-2-(1) 食生活

A⑩ A-2-(1)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を行っているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。

評価の着眼点

子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進し、皆と一緒の食卓で楽しく食べられることを目指して一人で食べることから始めるなど、プロセスを踏むことが保障されている。

温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。

子ども年齢や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。

食に関する課題のある子どもへの具体的な取組を行っている。

陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事をおいしく食べられるように工夫している。

定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。

子ども発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。

□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承できるようにしたり、外食の機会を設け、施設外での食事を体験させている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組に加え、子どもの生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活への子どもの参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設としての食育に関する基本的な考え方を確かめます。
- 栄養に配慮されたおいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりがなされているかを聞き取りなどから確認します。
- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。
- 従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てるうえでも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。
- 食事の時間は、子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。
- 児童心理治療施設には、食べ物に対するこだわりがある子どももあり、偏食などへの指導も心理治療的な観点から考慮する必要があります。
- また、食器洗いや配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得することに向けた支援や、施設外での食事など多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに正しい食習慣の習得することに向けた支援を行うことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 食事に関する支援の際に、明るく楽しい食事の雰囲気を壊さない配慮がされているか聞き取りなどから確認します。
- 一覧表やファイルを作成するなど、個々の子どものアレルギーがすぐ分かるようになっているかを確認します。
- 子どもの発達段階や課題を把握したうえで習得すべき食習慣を決め、それが習得できるように支援しているか聞き取りなどから確認します。
- 食に関して課題のある子どもへの支援について、記録などから確認します。
- スーパーやコンビニエンスストアの食材や惣菜類を購入したり、外食などの食の体験を広げている取組も確認します。

A-2-(2) 衣生活

A⑪ A-2-(2)-① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- b) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるような支援をしていない。

評価の着眼点

- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 発達段階に応じて、整理整頓、洗濯やアイロンがけ、衣類の補修等、子ども自身でできるように支援している。
- 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選び、購入できる機会を設け、個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。
- 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保され、常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
- 発達段階や課題に応じて、TPOに合わせた服装や自己表現ができるよう配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、適切な衣服が子どもに提供されているか、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通して自己表現できるための施設による支援について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童心理治療施設では、こだわりが強く同じ服を着続けたり、季節に合わない服を着る子どもや洗濯などにも独特のこだわりがある子どもがいますが、その特性に配慮しながらも、ただ看過することなく、清潔さや季節・場面に相応しい衣服の着用に向けた支援がなされていることが重要です。
- 清潔な衣服に着替え、季節や活動の目的にあった衣服に着替えられるように、体の状況に合わせていつでも着替えられる様に十分用意され、衣服を自分の領域に整理して保つことは、自分を大切にし、自己肯定感を醸成することにつながります。
- 自分に似合う、好みにあった衣服を選んで購入し、TPOにあった服装をすることは、自己を表現し、主体的な生活や豊かな社会関係を作るための力になり、積極的な生き方にもつながることとなります。
- 発達に応じた衣服の選択や管理、適切な購入の方法や予算に合わせた計画的な選び方など、自子どもの成長にとって必要な経験・学習機会でもあります。
- 発達段階に応じて、整理整頓、洗濯やアイロンがけ、衣類の補修等、子ども自身でできるように支援することも大切です。

(3) 評価の留意点

- 衣服にこだわりのある子どもについては、記録などから適切な支援がなされているかを確認します。
- 成長に伴い体にあった衣服が、季節ごとに十分な枚数提供され、発達段階に応じて、衣服の着脱、汚れた物の着替えや天候や季節に合わせた衣服の選び方ができるよう支援しているかを確認します。
- 画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給をやめて可能な限り子どもの個性にあったもの、子どもの好みにあったものを購入するような配慮がされているか聞き取りなどから確認します。
- また年齢に応じて、自分自身で選び、購入できるような機会を確保しているか、聞き取りなどから確認します。
- 清潔が保たれているか、ボタンやホックの欠損、ほつれや穴などへの手当ができていないか、靴下が揃っているかなど、聞き取りなどから確認します。
- 靴は、履き替えや機能別の物が与えられているかを確認します。

A-2-(3) 住生活

A⑫ A-2-(3)-① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。
- b) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮していない。

評価の着眼点

- 居室は、自分の空間であることを認識する場であるとともに、発達段階や課題に合わせた安心できる空間となっており、リビングスペース等くつろげる空間を確保するように努めている。
- 子どもの年齢や発達状況にあった、空間や家具、生活機材が用意されている。
- 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。
- 居室の清掃や補修など、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。
- 防犯のためのオートロックや防犯カメラなどを設置している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの成長発達と権利擁護の視点から、生活の場である建物や設備のあり方を改めて見直してみる必要があります。
- 居住空間は、安心してくつろげる場であると共に、プライバシーに配慮された自分自身を保つ場としても重要です。
- また、清潔で、安全が確保されていること、損壊部分についての補修ができていることは、子どもたちの心の安定にとって重要です。
- 個々の居室を決定する際には、子どもの特性や組み合わせに配慮して、安心できる生活の場となるように配慮することが必要です。
- 児童福祉施設においては、不審者や外部からの不当な侵入者からの防犯のための設備を設置することが求められています。

(3) 評価の留意点

- プライバシーが確保されるよう居室が個人的な空間となるように工夫されているかを確認します。
- 子どもの私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備しているかを確認します。
- くつろげるリビングスペース、学習室、外遊びの空間など、目的にあった多様な場が用意されているかを確認します。
- トイレや洗浄便座、洗面所、風呂等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮しているかを確認します。
- 施設全体が清潔に保たれ、補修や安全管理などが適切に行われているかを確認します。
- 子どもの安全を確保するために、死角となる場所や空き室の管理などへの配慮ができていないかを、確認します。
- 施設の防犯などの日頃の取り組みについて確認します。

A⑬ A-2-(3)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。
- b) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するような支援はしていない。

評価の着眼点

- 居室の整理・整頓、掃除の習慣や洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理などの生活習慣を身につけられるよう支援している。
- 戸締り、施錠の習慣や、電灯、エアコンなどの操作を身につけられるように支援している。
- 自分の部屋や共有空間についての様々な工夫について子どもの意見を取り入れている。
- 掃除機や洗濯機、ドライヤーや電気髭剃り等の生活に関わる機器の使用に配慮している。
- 建物・設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、発達段階や課題に応じた居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するような支援について具体的な取組を通して評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自分の部屋を清潔に保ち、整理整頓することは、自分を大切にし、自分らしさを保つと共に自分の生活を自らのコントロールのもとに行う力を養うことにつながります。また、小さな補修や改善の工夫を職員と共に行うことは、自尊感情や主体性への働きかけともなるとも考えられます。
- 共有空間を清潔に保ち、大切に扱うことは、子どもたちがお互いを尊重し配慮することを醸成すると共に、自分も大切にされていると実感することにつながります。
- 支援に当たっては、職員が子ども一人ひとりの発達状況等を正しく理解した上で、時間をかけて行うことが求められます。あわせて、子どもに可能な限り多様な体験をさせることによって生活技術を高めていくための働きかけも必要となります。

(3) 評価の留意点

- 居室の整理・整頓、掃除・ごみ処理の習慣を身につけられるよう支援しているか、日課などの書面や聞き取りなどから確認します。
- 子どもの発達段階や課題にあわせて、戸締り、施錠の習慣を身につけられるように支援しているか、また電灯のスイッチやエアコンの操作、空気の入換えなど生活技術として必要な支援をしているか聞き取りなどから確認します。
- 居室や共有空間の家具の配置や飾り付け、改善に向けた工夫などについて、できるだけ子どもたちの希望や意見を反映する努力をしているか聞き取りなどから確認します。
- 居住空間など建物や設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮しているか聞き取りなどから確認します。

A-2-(4) 健康と安全

A⑭ A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。
- b) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるような支援をしていない。

評価の着眼点

- 子どもの発達段階や課題に応じて、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員が適切に把握している。
- 洗面、歯磨き、入浴時に体や髪を洗うことなど清潔を保つための支援を行っている。
- 子どもが自分の体調について注意を払うように支援し、体調について相談しやすいように努めている。
- 子どもの発達段階や課題に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。
- 子どもの交通事故防止など、様々な危険から身を守るため、交通ルールや外出時の注意点、緊急時の対応の仕方等について日頃から子どもに教え、準備をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 被虐待の子どもは、自ら体の不調やけがなどについて、自ら訴えることを知らない、できない場合があります。自分の健康についての気づきや相談、訴えなどができるよう日常的に注意深く観察し、支援することが重要です。
- また、感染症の予防や拡大防止に向けた対応や事故防止に向けた対応について子どもと共に学習し、予防するための取り組むことが必要です。
- 身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となります。なお、本評価基準で身体の健康とは、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含むものとしてその取組を評価します。

(3) 評価の留意点

- 排泄等の体調管理や夜尿について、職員は適切に把握し、具体的な支援や対応を行っているかを確認します。マニュアルやチェック表などによる把握や支援、医療機関との連携などについても評価します。
- 発達段階や課題に応じて洗面、歯磨き、入浴、うがいや手洗い、排泄の始末など自らを清潔に保つことについて、個人の日用品の確保や特性に合わせた支援がされているか、日課の中に組み込まれているかなどについて具体的に確認します。
- 子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っているか、交通事故の防止や外出時の緊急対応など、自分を守るための具体的な方法について日頃から子どもと話し合い、ルールを教えているかを確認します。

A⑮ A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人一人の子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価の着眼点

- 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。
- 地域の医療機関との連携により、必要な受診に即応できる体制がある。
- 健康上特別な配慮を要する子どもや服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
- 薬物の管理及び服薬の手順を施設として定めている。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。
- 様々なアレルギーへの対応や、救命救急対策などについて組織的に行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況等について具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 被虐待の子どもは、自ら体の不調やけがなどについて、気づかないことや痛みや傷つきに鈍感であったりします。自ら訴えることを知らない、できないことがあるのだとの認識のもと、日常的に注意深く観察し、早期対応することが必要です。
- 継続的、定期的な健康状態や発育状態の管理、日常的な医療機関との連携や投薬管理が専門的に行われていること、可能な限り保護者等や子ども自身への説明や承認が行われていることが重要です。
- 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をする必要があります。また、AEDの設置と共に、その使い方や救急救命に関する研修が行われていることが必要です。
- 職員は、緊急性の見極めやと同時に、体調を適切に訴えられない場合や手厚いかかわりや注目を望んでいる場合など、隠れたニーズにも対応できるよう普段から研修や検討をする必要があります。

(3) 評価の留意点

- すべての子どもについて、健康状況を把握し、継続的な管理を行うとともに記録として残しているかを確認します。
- 地域の医療機関との連携により、必要な医療については即応できる体制があるかを確認します。
- 服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っているかを確認します。
- 健康状況や医療機関の受診内容については、状況に応じて保護者等や子どもと共有しているかを確認します。
- 様々なアレルギーへの対応や救命救急についての知識を職員が共有しているか研修記録などで確認します。
- また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。

A-2-(5) 性に関する支援等

A⑯ A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。

【判断基準】

- a) 性に関する支援等の機会を設けている。
- b) 性に関する支援等の機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性に関する支援等の機会を設けていない。

評価の着眼点

発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。

性被害、性加害など性に課題のある子どもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。

年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。

性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。

子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組や、性をめぐる不適切行動の予防・早期対応の体制が取られているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童心理治療施設には、性虐待、性被害など不適切な性的扱いを受けた経験があったり、特に厳しい性情報に曝されたりした子どもたちが多く入所しています。中には性加害が問題となっている子どももいます。個々の子どもの状況に合わせて、性被害の悪影響に対する支援等を行い、適切な性の考え方への導きや不適切な性行動の予防・早期対応が重要です。
- 自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として、年齢、発達段階や課題に応じて性についての支援をしていくことが求められます。児童心理治療施設には、性に関する課題を抱えた子どもが多く、より個別的な支援が必要です。
- 実生活のうえでも、性加害や性被害を予防するために、人との距離や相手を尊重する人間関係や行動、プライベートに踏み込まない規範意識、年齢にふさわしい異性とのつき合い等についての日常的な配慮や支援が必要です。
- 児童心理治療施設では、衝動のコントロールがうまくできず些細な身体接触が性的な衝動に結びついてしまう子どもや、他児からの誘いを断れずに不適切な関係に陥ってしまう子どもなどが多く、例えば、「腕一本離れる」というような、より細やかなルール作りなどが必要になります。
- 性をめぐる不適切行動について、支配や暴力的側面が含まれていないかを見極め、適切な指導につなげることが必要です。
- 日頃から職員の間でも性に関する支援等のあり方について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要です。

(3) 評価の留意点

- 発達段階や課題に応じて性に関する支援等の基本的な考え方、方針が定められているか、聞き取りや書面などから確認します。
- 性被害や性加害を経験した子どもなど、個々の状況、課題に合わせた支援が行われているかを記録などから確認します。
- 性をめぐる不適切行動を予防するための生活のルール、配慮などを確認します。
- 性をめぐる不適切行動を予防するために、ヒヤリハットの情報を活用するなど、陰での不適切行動をさせない、または早期対応するための工夫について書面などで評価します。特に、早期の職員の気づきや問題把握・早期対応の手順などについても具体的に確認します。

A-2-(6) 学習支援、進路支援等

A⑰ A-2-(6)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。
- b) 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援していない。

評価の着眼点

- 常に子ども個々の学習に対する構え、学力を把握し、それらに応じた個別的な学習支援を行っている。
- 施設の子どものための分級や分校などの学校教育が用意され、日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保され、個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意したり、学習支援のため、ボランティアの協力を得るなどの配慮をしている。
- 進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 学校で生じた子どもの行動上の問題に対しては、学校に協力して対応し、ケースカンファレンスには原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。
- 退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、個々の子どもの学力、状況に合わせて学習支援が行われているか、学習環境の整備と個別学習支援などについて具体的な施設の取組、「最善の利益」にかなった進路の自己決定の支援の仕組み、学校と連携が取れるような仕組み（申し送りや連絡会など）、及び相互協力の観点から評価します。

(2) 趣旨・解説

○学力は、社会適応を左右する重要なものです。将来の自立の可能性を広げるためにも、子どもたちの自己評価を上げるためにも、学習支援は大切な支援の一つです。

○児童心理治療施設には、軽度の知的障害のある子どもや、学習障害を疑われる子ども、持っている知的能力を十分に生かせない子どもが多く、入所前の学校生活で適応できなかった子どもが多くいます。また、新しいことやできないことに向かうことができない子どもも多く、先生に教えてもらうことをひどく嫌がる子どももいます。

○児童心理治療施設では、学校生活も治療的な経験になることを目指す治療教育を行っています。学習に向かえるように支援することから始めることが必要です。そのために、個別の特別支援ができる様々な機会が必要になります。

○児童心理治療施設の子どもたちは、治療的観点から特別に配慮された生活を送っています。学校生活をはじめとして、施設での生活と地域での生活では大きく異なります。進路選択にあたっては、学力面だけでなく生活でもうまく適応できるような進路を慎重に選び、進路決定後も決めた進路に向かって進めるようにフォローアップしていく必要があります。

○学校と施設の連携は不可欠で、治療目標と生活支援、学習支援の齟齬がないように、相互に補い合って支援できるようにする仕組みが必要です。

○子ども本人だけでなく、家族、児童相談所などが連携して支援していけるように、進路選択の段階から話し合っていく必要があります。

(3) 評価の留意点

○児童心理治療施設では、施設の子どものための分級、分校など学校教育が用意され、個別な支援が行われていることが望まれます。学校教育のあり方や施設での個別学習支援などの取組を、授業参観や学校のカリキュラムなどから確認します。

○子どもの学習権を保障し、適切な学習機会を確保することが、児童心理治療施設には求められます。個々の子どもに合った学習ができるように、施設の中で学習できるような部屋や時間が用意できるか、個別の学習支援の機会があるかなどを、聞き取りなどで確認します。

- 進路に関しては、子どもの適切な自己決定を確保するためには十分な時間と機会が必要になります。時間をかけた支援がなされているかを、記録や職員への聞き取りなどで確認します。
- 進路選択に必要な資料を収集し、必要に応じて保護者等、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。関係者と連携を取る仕組みがあるか、実際に行われているかを、記録や職員への聞き取りなどで確認します。
- 子どもの状況を相互に理解し合うために、申し送りやケースカンファレンスなどが十分に機能するように設定されているかを、会議一覧や会議、カンファレンスの記録などで確認します。
- 学校で起きた問題について、協力して対応する仕組みになっているかを、職員への聞き取りなどで確認します。
- 家庭復帰を目指す場合は、退所後に通う学校と前もって協議を行っているか、試験登校などの仕組みを用意しているかなどを、試験登校に関する書類や聞き取りなどで確認します。

A-3 通所支援

A-3-(1) 通所による支援

A⑱ A-3-(1)-① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

【判断基準】

- a) 生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。
- b) 生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っているが、十分ではない。
- c) -

評価の着眼点

- 様々な通所プログラムを策定し、子どもの自立支援を実施している。
- 在宅の子どもの生活実態を的確にとらえ、それに基づき適切な支援を行っている。
- 在宅の子どもや家族の支援として通所支援を実施している。
- 必要に応じて訪問による支援を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、在宅の子どもや家族の支援として、通所措置による支援の実施状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

○通所による支援は、児童相談所による措置決定が必要となります。施設によって通所による支援を行っている施設と、行っていない施設があります。

○通所は施設に通ってきて支援を受けるもので、地域の子どもたちへの心理支援が行えます。さらに、里親や児童養護施設に措置されている子どもの通所措置も可能になり、社会的養護の下で育つ子どもたちの支援もできます。また、通所による支援ができれば、入所前から退所後まで治療をつなげて行うことができ、入所していた子どもたちへの支援も充実します。このように在宅の子どもたちの支援に限らず、支援の幅を増やすために、通所部門を持つことが望まれます。

(3) 評価の留意点

○通所支援の状況、家庭訪問などについては、通所支援の規定や実施記録などから確認します。

○本評価基準は、行っている場合はa)を、行っているけれども十分でない場合にb)を判断基準として設定しています。現状では、実際に実施している場合を積極的に評価するため作成した基準であるため、実際に実施している場合についてa)又はb)を、実際に実施していない場合は評価外とします。

A-4 支援の継続性とアフターケア

A-4-(1) 親子関係の再構築支援等

A⑱ A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。

【判断基準】

- a) 施設は家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。
- b) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を作っているが、十分ではない。
- c) 施設は家族との信頼関係をつくり、家族関係の再構築に向けて支援していない。

評価の着眼点

- 施設の基本方針等に、家族への支援や家族療法等に関する基本的な考えや姿勢が示されている。
- 個々の子どもに家族担当を設け、日常的な連絡や気軽な相談の窓口として活用できるよう案内し、子どもの日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を定期的に家族に伝えている。
- 家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示している。
- 子どもと家族の関係の再構築、家族再統合が可能となるように、児童相談所と協力して親子関係の修復や保護者等の養育力の向上のためのプログラムを継続的に実施している。
- 子どもと家族との交流について、子どもの意思を尊重し、面会、外出、一時帰宅については、児童相談所等と協議し、個別性に配慮しながら、一定のルールや基準を定めて実施している。
- 親子が必要な期間一緒に過ごせるような設備を施設内に設けて、家族支援の趣旨に沿った活用がなされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立し、家族への定期的な面接やカウンセリング、また、ペアレンティング指導や心理教育を行うなど、あらゆる側面からの支持・支援が、家族関係再統合に向けて家族支援計画をもとに行われていること、また、子どもと家族の関係づくりとその評価のために施設が行う面会や外出、一時帰宅等の具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○社会的養護は、様々な子どもと親の問題状況の解決や緩和を目指して、それらに的確に対応するため、児童相談所、里親、施設等の担い手が各々の専門性を発揮し、連携し合って、親とともに、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達・養育を保障していく包括的な取組です。

○平成 28 年の児童福祉法改正では、親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨が明確化され、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 75 条に児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図ることが規定されています。

○再構築とは、親子が安定した関係を保ち続けられるような適度な距離を見つけ維持するための支援をさします。具体的には一緒に暮らす再統合だけでなく、別に暮らしながら週末だけ家庭に外泊することで、関係を維持するようなスタイルも再構築にあたります。

○職員は、日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に定期的に又は随時知らせる必要があります。家庭との関係調整には、家庭支援専門相談員の活用が重要です。

○家族は、子どもの協働養育者であるという視点に立つことが大切です。家族関係の調整のために、家族との信頼関係づくりが基本となります。

○また第 78 条には児童相談所等の関係機関と密接に連携して家庭環境の調整に当たらなければならないと規定されています。家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議が行われる必要があります。

○取組には、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。

○家族関係の再構築に向けて、面会・外出・一時帰宅を積極的かつ効果的に行うことが重要となります。

(3) 評価の留意点

- 家族との信頼関係を構築するために、どのような具体的な努力がなされているかを（たとえば、電話連絡、面接や家庭訪問の実施状況等について）を確認します。
- 施設として、面会、外出、一時帰宅の実施に関する取り決め（規程）があるか。また、その際の子どもの様子や家族の関係などは、どのように把握しているのかを記録の上で確認します。面会、外出、一時帰宅の際に、施設が子ども、保護者等との協議の上で目標を立てているかどうかを書面などから確認します。
- 面会、外出、一時帰宅後、家族からの聴取と、子どもの様子を注意深く観察して、その効果や弊害について評価するとともに、家族からの不適切なかかわりの有無についても注意を払っているかを確認します。
- 学校と家族とが、授業参観や期末面談等で直接接する機会の有無について確認します。
- 家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもに対する具体的な対応について確認します。

A⑳ A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が積極的に行われている。
- b) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われていない。

評価の着眼点

- 通所機能や外来機能を利用して、退所後の支援を継続して行っている。
- 退所後何年経っても施設に相談できることを伝えている。
- 退所者の状況の把握に努め、記録している。
- 地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○アフターケアは、施設の業務であり、退所後何年経っても行っていくことになっています。本評価基準では、退所後の支援が、通所機能や外来機能などを利用して、適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○心理治療は、入所中に完結するものではなく、退所後も続くものです。20歳で支援が終わるということではなく、成人しても必要に応じて支援していくことが望まれます。

○退所後の支援が途切れないように、施設で続けられること、関係機関につなぐことを見定めながら行っていくことが必要です。

○施設退所者が集まれるような機会を設けて支援するなどの工夫もあります。

○自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報共有することも必要です。

(3) 評価の留意点

○アフターケアの仕組みがどうなっているか、実際にされているかを、退所後の支援に関する書類や支援記録などから確認します。

第三者評価共通評価基準（児童自立支援施設版）

I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

I-2 経営状況の把握

I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

I-3 事業計画の策定

I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮して

いる。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。.....

14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

Ⅲ-1-1 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-1-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-1-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。

Ⅲ-1-2 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-2-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-2-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-2-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-3 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-3-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-4 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-4-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-4-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

36 Ⅲ-1-4-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-5 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-5-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-5-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-5-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。

Ⅲ-2 支援の質の確保

Ⅲ-2-1 支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-1-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。

41 Ⅲ-2-1-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-2 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

第三者評価内容評価基準（児童自立支援施設）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

A② A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。

A③ A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活

A⑤ A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア

A⑥ A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本

A⑦ A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。

A⑧ A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

A⑨ A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。

A-2-(2) 食生活

A⑩ A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

A-2-(3) 日常生活等の支援

A⑪ A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。

A⑫ A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。

A⑬ A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。

A-2-(4) 健康管理

A⑭ A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

A⑮ A-2-(4)-② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。

A-2-(5) 性に関する教育

A⑯ A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。

A-2-(6) 行動上の問題に対する対応

A⑰ A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように徹底している。

A⑱ A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。

A-2-(7) 心理的ケア

A⑲ A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

A-2-(8) 学校教育、学習支援等

A⑳ A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。

A㉑ A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。

A㉒ A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。

A㉓ A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。

A-2-(9) 親子関係の再構築支援等

A㉔ A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

A-2-(10) 通所による支援

A㉕ A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。

第三者評価共通評価基準

判断基準、評価の着眼点、

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童自立支援施設解説版)

目 次

I 支援の基本方針と組織	1
I-1 理念・基本方針	1
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1
1 I-1-1 (1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	1
I-2 経営状況の把握	6
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	6
2 I-2-1 (1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	6
3 I-2-1 (1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	8
I-3 事業計画の策定	10
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	10
4 I-3-1 (1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	10
5 I-3-1 (1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	13
I-3-2 (2) 事業計画が適切に策定されている。	15
6 I-3-2 (2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	15
7 I-3-2 (2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	18
I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組	20
I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	20
8 I-4-1 (1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	20
9 I-4-1 (1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	23
II 施設の運営管理	25
II-1 施設長の責任とリーダーシップ	25
II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。	25
10 II-1-1 (1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	25
11 II-1-1 (1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	27
II-1-2 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	29
12 II-1-2 (2)-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	29
13 II-1-2 (2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	

.....	31
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成.....	33
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。.....	33
14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。.....	33
15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。.....	35
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。.....	37
16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。.....	37
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。.....	40
17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。.....	40
18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。.....	42
19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。.....	44
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。.....	47
20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。.....	47
Ⅱ-3 運営の透明性の確保.....	49
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。.....	49
21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。.....	49
22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。.....	51
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献.....	54
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。.....	54
23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。.....	54
24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。.....	56
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。.....	58
25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。.....	58
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。.....	60
26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。.....	60
27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。.....	63
.....	63
Ⅲ 適切な支援の実施.....	66
Ⅲ-1 子ども本位の支援.....	66

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	66
28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	66
29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	68
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	71
30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	71
31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	73
32 Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	75
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。	77
33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	77
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	80
34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	80
35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	82
36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	84
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。	86
37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	86
38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	89
39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	91
Ⅲ-2 支援の質の確保	93
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	93
40 Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	93
41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	95
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	97
42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	97

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。.....	100
	Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。.....	102
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。.....	102
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。.....	104

I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

【判断基準】

- a) 法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。
- b) 法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、法人、施設の使命や役割を反映した理念、これにもとづく支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。
- 法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

【理念と基本方針】

- 支援や経営の前提として、法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、支援する法人、施設の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。
- 理念は、法人、施設における施設経営や支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。
- 基本方針は、理念に基づいて施設の子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、支援への具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。
- 理念や基本方針は、職員の理解はもとより、子どもや保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。
- 理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。
- 本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

【職員の理解】

- 理念や基本方針は、施設の支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

(社会的養護共通)

○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解している必要があります。

【子どもや保護者等への周知】

- 理念や基本方針は、施設の支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、子どもや保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

(3) 評価の留意点

- 複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に依りて施設ごとに理念を掲げていても構いません。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したのものとして「基本方針」を位置づけています。
- 職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによりてその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 子どもや保護者等への周知については、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある子どもなど、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。
- 理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。
- 理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

(5種別共通)

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。
- 「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号 平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。
- 法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

《注》

*本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

【判断基準】

- a) 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 子どもの数・子ども像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と施設（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な支援に努めることが求められます。
- 社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・子ども像の変化、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。
- 施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

(社会的養護共通)

- 都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 2** I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。
- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

(3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。
- 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (**2** I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。
- 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、**4** I-3-(1)-①で評価します。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 経営や支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

評価の着眼点

- 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。
- 中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

(社会的養護共通)

- 施設長等の管理者のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分で、具体的の中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

(社会的養護共通)

- 都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。

(児童自立支援施設)

- 施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応に向けた医療との連携強化や心理療法担当職員の配置強化、退所した子どもに対するアフターケアの強化、一時保護された子どもの受け入れ等が考えられます。

【中・長期の事業計画】

- 「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。
- 中・長期計画については、以下を期待しています。
 - i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
 - ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、入所する子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については施設の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

(児童自立支援施設)

- 公立施設などをはじめ、中・長期的な計画を施設ごとに定めることが難しいと判断される場合には、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
- 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長等から聴取して確認します。
- 中・長期計画が策定されていない場合（4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に
行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。
- 事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子ども等の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

(社会的養護共通)

- 勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

(3) 評価の留意点

- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。
- 職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。
- 中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子どもや保護者等に周知していない。

評価の着眼点

事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。

事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。

事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。

事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、事業計画が、子どもや保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

(5種別共通)

- 事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

(児童自立支援施設)

- 事業計画の主な内容とは、支援（提供される生活や教育・医療、アフターケアなどの具体的な支援内容や行事計画等）、施設・設備を含む居住環境の整備（施設の改修や備品購入の予定等）等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。

- 子どもや保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。

- また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、子どもや保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

(児童自立支援施設)

- たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料を作成するなど、障害特性や発達段階、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。

- 子どもや保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。

(児童自立支援施設)

- 被虐待児の保護者など関係構築が難しいケースもあるため、保護者すべてに周知されているかを評価するのではなく、子どもの家庭環境等を考慮した範囲内での適切な周知がなされているかを評価します。

- 「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断基準】

- a) 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。
- 支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。
- 支援の質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。
- 施設においては、計画策定（P）→実行（D）にとどまり、評価（C）が十分に なされていないことが課題とされています。支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。
- 自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。
- 支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。
- 支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。
- 本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

(3) 評価の留意点

- 日常的な支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。
- 例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

(児童自立支援施設)

- 企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。日ごろの支援の質の向上に関する取組やしぐみを確認して総合的に評価します。

- I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。
- 改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。
- 中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を
図っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価の着眼点

- 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。
- 施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。
- 施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。
- また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。
- 施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

(3) 評価の留意点

- 施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。
- 施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(社会的養護共通)

- 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。
- 社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な支援を提供するよう努めなければならない」とされています。
- 施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

(5種別共通)

- 社会的養護関係施設は、子どもが選ぶことができない施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成23年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

(3) 評価の留意点

- 施設長が支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(社会的養護共通)

- 本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な支援の実施には不可欠となります。
- 施設長は、施設の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設長の自らの具体的な取組と、施設内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
- 施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

（社会的養護共通）

- 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。
- 計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。
- また、社会福祉士、心理職等の支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

(社会的養護共通)

- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

(児童自立支援施設)

- そのため、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。
- 採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

(児童自立支援施設)

- 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門職員の機能を活かしているか確認します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人、施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については¹⁷ II-2-(3)-①、教育・研修制度については¹⁸ II-2-(3)-②、¹⁹ II-2-(3)-③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。
- 「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。
- 職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

(社会的養護共通)

- 特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

- 福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

- 働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

(3) 評価の留意点

- 把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設としてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。
- 相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

(社会的養護共通)

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。
- 職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

(社会的養護共通)

- 職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

- 目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。
- 設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。
- 目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。
- 目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。
- 中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

(3) 評価の留意点

- 職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。
- 評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画の策定に反映することが必要です。

(3) 評価の留意点

- 施設が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 施設による支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員その他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の支援技術の向上等に取り組んでいる状況の評価します。

(2) 趣旨・解説

- 職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。
- 教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。
- 教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが重要です。
- 支援に関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。
- 必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。
- 施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制として、
 - ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
 - ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
 - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
 - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるといった取組が考えられます。

(3) 評価の留意点

- 研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- 研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。
- 「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(社会的養護共通)

○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。

○スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

Ⅱ－２－（４） 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
- c) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉の人材を育成すること、また、支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。
- 実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

(3) 評価の留意点

- 受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。
- さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【判断基準】

- a) 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。

評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
- 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設においては、支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 支援を実施する施設に対する、子どもや保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26 27)で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 支援に関わる施設においては、質の高い支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。
- 施設（法人）の経営・運営は、支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。
- 具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。
- さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。
- なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。
- 特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。
- このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

(3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
- また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

- 小規模な施設（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。
- 施設においては、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

(社会的養護共通)

- 子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

(児童自立支援施設)

- 児童自立支援施設では、子どもへの支援の観点からあえて行っていない施設もあります。評価にあたっては、地域との交流に関する施設の考え方を考慮する必要があります。

- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。
- 施設の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。
- 多くの施設が、さまざまにボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。
- ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、ボランティアの受入れや、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。
- マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、子どもや保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。
- 原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。
- 評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、子どもや保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設として、子どもによりよい支援を実施することと、退所後の支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもによりよい支援を実施し、退所後も支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。
- ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの支援の質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する支援等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、施設として重要な役割です。

(児童自立支援施設)

- 児童相談所と施設は子どもや保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

(3) 評価の留意点

- 社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

(社会的養護共通)

- 退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、支援の記録や聞き取りなどから確認します。

- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（5種別共通）

地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

(社会的養護共通)

- 国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。
- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。
- 施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。
- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。
- また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。
- さらに、日常的な支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。
- このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

(3) 評価の留意点

(5種別共通)

- 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。
- 施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をしていねいに把握して評価します。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 施設（法人）が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした施設（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

(社会的養護共通)

- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

(3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。

- 施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)-①で評価します。

Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。

○施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、支援の標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

(3) 評価の留意点

○施設の種別や子どもの年齢の違いによって、子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した支援が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した支援が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した支援が実施されている。
- 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した支援が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した支援における重要事項です。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子ども尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な支援においては、施設の子どもや支援の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子どもや保護者等に周知することも求められます。

(児童自立支援施設)

- 規程・マニュアル等に基づいた支援と合わせて、居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行うことが重要です。また、見学者等の受入れや対応については、回数、時間、場所など子どものプライバシー保護に配慮することも大切です。

(3) 評価の留意点

- 子どものプライバシーに配慮した支援の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。
- 支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- 入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、施設の子どもや支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等が支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 子どもや保護者等が支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等が支援を利用するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。
- 見学等の希望に対応している。
- 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、支援を必要とする子どもや保護者等が、支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。
- 資料は、子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。
- 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。
- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、子どもや保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

(3) 評価の留意点

- 支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、子どもや保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の子どもや保護者等に対して、パンフレットを渡すだけ、というような取組みの場合は「c」評価とします。

③1 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- 子どもが自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う支援について子どもが可能な限り主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
- 支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。
- 支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、支援の開始及び過程において、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行い、可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 支援の開始や過程においては、子どもや保護者等の自己決定に十分に配慮し、支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。
- 支援の開始や過程における説明は、子どもや保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。
- 説明にあたっては、前評価基準(30)Ⅲ-1-(2)-①と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

(社会的養護共通)

- 子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

(3) 評価の留意点

- 施設における説明は、どの子どもや保護者等に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。
- また、書面を確認することとあわせて、子どもや保護者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮している。
- b) 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、子どもへの支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、子どもや保護者等の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の施設への情報提供が必要な場合には、子どもや保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 施設を退所した後も子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、子どもや保護者等に伝えておくことも支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

(社会的養護共通)

- 社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

(児童自立支援施設)

- 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。

(児童自立支援施設)

- 措置変更先の施設や里親等と丁寧な連携を行っている。そのため日頃から、他の施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など連携に努める必要があります。

(児童自立支援施設)

- 里親、児童養護施設などから措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合の調整や、18歳に達する前に施設を退所した子どもに、必要に応じた再入所の措置に対応することも大切です。

(3) 評価の留意点

- 措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない支援の提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。
- 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
- 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。
- 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども本位の支援は、施設が一方向的に判断できるものではなく、子どもや保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

(社会的養護共通)

- 施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

(社会的養護共通)

- 施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

(社会的養護共通)

- 施設における満足は、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

- 子どもの満足に関する調査の結果は、具体的な支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

- 支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。

- 組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

- このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

(3) 評価の留意点

- 施設の事業種別や支援の内容の違いによって、子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

(5種別共通)

- 保護者等の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。

- 具体的には、子どもの満足に関する調査、子どもへの個別の聴取、子ども懇談会における聴取等があります。子どもの満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、子どもや保護者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、子どもや保護者等からの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて支援の質の向上を図る必要があります。

(3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、子どもや保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出した子どもや保護者等への経過や結果の説明、申出した子どもや保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

【判断基準】

- a) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもが相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもが相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を子どもに伝えるための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもが必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、子ども本位の支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。
- 相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 意見については、子どもや保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

(3) 評価の留意点

- 子どもの相談、意見に関する取組については、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。

(社会的養護共通)

- 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 子どもからの相談や意見の把握をしてない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、子どもからの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、支援の内容や生活環境の改善等に関する子どもからの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、子どもからの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、支援の質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、子どもの意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、支援の質と子どもからの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、子どもからの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、子どもの意見や要望、提案等にもとづく支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、子どもへの経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

(3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に支援の改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう子どもの意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。

(社会的養護共通)

- 意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

- リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設におけるリスクマネジメントの目的は、支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

(児童自立支援施設)

- 施設では、虐待を受けた子ども等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

(社会的養護共通)

- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。
- 感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

（社会的養護共通）

- 保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。
- 感染症の予防・対応についても、支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- 感染症については、季節、支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。
- 対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとで作成されていることも重要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に
行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、施設に入所（利用）している子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの安全を確保するためには、支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
- 施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに支援を継続することが求められます。「事業（支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。
- 通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

(3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

Ⅲ-2 支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。

【判断基準】

- a) 支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた支援が実施されている。
- b) 支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた支援の実施が十分ではない。
- c) 支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設における支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて支援が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における支援の実践は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準化とは、各施設における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

(社会的養護共通)

- 支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

(3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。

支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。

検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。

検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが実施されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 標準的な実施方法については、子どもが必要とする支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、支援の質の向上にとって必要です。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

(社会的養護共通)

- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別的な自立支援計画が策定されているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた支援において、子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（子ども一人ひとりについてニーズと具体的な支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から子どものより良い状態を検討する必要があります。

(社会的養護共通)

- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

(社会的養護共通)

- 児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。

(社会的養護共通)

- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。

(5種別共通)

- 発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生リスクやメカニズム等の知見に基づいて、子どもの抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

(社会的養護共通)

- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

- 子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子どもの希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく支援がなされているか、支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。
- 自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状況に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。
- アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。
- 子どもの意向の反映については、自立支援計画に子どもの意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。
- 施設としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。
- 子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

(社会的養護共通)

- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

(社会的養護共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

(3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する子どもの意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。
- 子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

(社会的養護共通)

- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

(社会的養護共通)

- 記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

(児童自立支援施設)

- 行動上の制限等を行った時など個別支援に関する記録も整備することとなっています（内容評価基準A②参照）。

(3) 評価の留意点

- 引継ぎや送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、子どもや保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもへの配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

(児童自立支援施設版)

目次

A-1	子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援	1
A-1-(1)	子どもの権利擁護	1
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	1
A②	A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	4
A③	A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	6
A-1-(2)	被措置児童等虐待の防止等	8
A④	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	8
A-1-(3)	子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活	10
A⑤	A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	10
A-1-(4)	支援の継続性とアフターケア	13
A⑥	A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	13
A-2	支援の質の確保	15
A-2-(1)	支援の基本	15
A⑦	A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	15
A⑧	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	17
A⑨	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	19
A-2-(2)	食生活	21
A⑩	A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	21
A-2-(3)	日常生活等の支援	25
A⑪	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	25
A⑫	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	27
A⑬	A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	30
A-2-(4)	健康管理	32

A⑭	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	32
A⑮	A-2-(4)-② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	34
	A-2-(5) 性に関する教育	37
A⑯	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	37
	A-2-(6) 行動上の問題に対する対応	39
A⑰	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	39
A⑱	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	42
	A-2-(7) 心理的ケア	45
A⑲	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	45
	A-2-(8) 学校教育、学習支援等	48
A⑳	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	48
A㉑	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	50
A㉒	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	52
A㉓	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	55
	A-2-(9) 親子関係の再構築支援等	57
A㉔	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	57
	A-2-(10) 通所による支援	60
A㉕	A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	60

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。

子どもに権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた支援が実施されている。

権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。

権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。

子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した支援への取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。
- 子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- また、子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。
- マニュアルや掲示物等での周知だけでなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

(3) 評価の留意点

- 子どもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。
- 権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。

○子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。

A② A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。

【判断基準】

- a) 子どもの行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。
- b) 子どもの行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ実施しているが、体制等が十分ではない。
- c) 子どもの行動制限等が適切に実施されていない。

評価の着眼点

施設として、子どもの行動制限等についての規程やルール、マニュアル等を定めている。

子どもの行動制限等は、規程やルール、マニュアル等に即して行われている。

規程やルール、マニュアル等を定期的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。

子どもの行動制限等について、職員間で検証・検討する場を設ける等により理解の共通化やより良い対応に向けた取組を行っている。

子どもの行動制限等を行った場合、必要に応じて児童相談所等に報告している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの安全を確保する等の理由により、やむを得ず子どもの行動制限等をする等の場合の施設の取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 本評価基準でいう「行動制限等」とは、一定期間、他の子どもたちと異なる日課による個別的な支援を行うこと、とします。（例：特別支援日課等）
- 一定期間、他の子どもたちと異なる日課による個別的な支援が必要になる場合に、その内容や予定する期間等については、施設で定める規程やルール、マニュアルのもとで行われることが必要です。
- 規程やルール、マニュアルには、行動制限等を行う場合の基準や決裁手続、実施期間中の留意事項、実施後の報告・検証の方法を定めておく必要があります。
 - ・どのような行為をした場合に、どのような内容でどの程度の期間個別的な支援を行うか
 - ・個別的な支援を行う際の手続き（決裁）について
 - ・実施中の留意事項（記録等）
 - ・実施後の報告、検証
- 実施後は、その効果等について実施報告書を作成する等を含め検証することが求められます。

(3) 評価の留意点

- 子どもの行動制限等を行う場合、その内容や期間などが子どもの最善の利益の観点から適当であり、恣意的に行われるものではないことを確認します。

A③ A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが十分ではない。
- c) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。

評価の着眼点

- 定期的に全体場で権利についての理解を深めるように子どもたちに説明している。
- 日常生活の中で起こる出来事を通じて、子どもの自身や他者の権利について正しい理解につながるよう努めている。
- 権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく随時説明している。
- 子どもの状態に応じて、権利と責任の関係について理解できるように説明している。
- 年齢に配慮した説明を工夫している。（例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会）
- 定期的に職員研修として、子どもの権利に関する学習機会を持っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもが、自己や他者の権利について正しく理解できるようにするための取組状況について評価を行います。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの権利条約で子どもの権利（生きる・育つ・守られる・参加する権利）が定められおり、施設全体で子どもの権利を十分に理解するためのマニュアル等の整備、研修機会の確保が必要です。
- 子どもが自己肯定感を高めて成長していくためにも、子どもが自分の持っている権利について理解していることが必要です。
- 職員は、日常生活の中で子どもの権利について話し合う機会を持つなど、権利について日頃から職員が互いに意識しながら支援することが必要です。
- 子どもに対しても、権利ノートなどを活用し、発達段階に合わせた説明が求められます。その際、権利には「権利」と「責任」があることも併せて伝え自己理解や他者への理解を促すことも求められます。
- 子どもが困った時に施設内だけではなく、外部機関などへ相談できる苦情解決のシステムや意見箱により権利が守られることを知らせることも重要です。

(3) 評価の留意点

- 職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることが分かる取組を具体的に確認します。
- 子どもの状態に応じて、権利と義務・責任の関係について子どもが理解できるように説明し、話し合う機会が持たれているか確認します。
- 不適切な養育を受けた子どもは、権利について意識することが少ない状況に置かれる傾向にあるため、特に配慮が必要であり、そのための取組を確認します。
- 日常生活のかかわりを通じて、自己や他者の権利について理解を深めるかかわりについて具体的に確認します。

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 不適切なかかわりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 会議等で取り上げる等により不適切なかかわりが行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。
- 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。
- 被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設において子どもの人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設は、子どもへの不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。
- 研修等においては、不適切なかかわりの具体的な例を示して職員にその防止を徹底するとともに、実際に行われていないことを施設として確認していることが必要です。
- また、不適切なかかわり防止の視点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、職員体制（配置や担当の見直し等）の検討等を行うことも大切な取組です。
- 不適切なかかわりの具体例を示し、子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、子どもからの訴えを受け止める体制整備等も求められます。
- 不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や子どもの対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。
- なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知するとともに、子どもに対しても届出・通告制度があることの説明を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じている具体的な内容を確認します。
- 子ども間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止するための取組を確認します。

A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活

A⑤ A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。
- b) 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。

評価の着眼点

子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動を実施している。

子どもたちが施設の行事・余暇活動の企画・運営等にかかわることができる。

子どもが生活上の問題や課題について主体的に考え、その上で取組、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。

生活全般について、日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行っている。

子どもの発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得に向けた支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、実際に営むことができるよう発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得を含めた施設としての支援、取組の状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもが生活の主体であることを確認し、その生活について子どもの意見を聞くことや子ども同士が話し合う機会を定期的に設けることが必要です。また、行事の企画や運営に参加するなど子ども一人ひとりが生活の主体者であることを意識できるような取組が求められます。

○子どもから出された施設での生活に関する意見等は、施設の機能等を踏まえて対応できるもの、できないものがあるものの、十分な検討とていねいな対応が必要です。

○また、子ども一人ひとりが自らの生活における課題を主体的に考え、自主的に営んでいくことができるような施設の支援・取組を評価します。

○子どもが自立した生活をめざして自己の成長や問題解決力を高めるためには、日々の生活において多様な経験を積むための機会を確保するとともに、つまずきや失敗を受け止め、子どもとともに解決していこうとする職員の姿勢も大切です。

○子どもは、日常生活で直面する困難な問題を解決していく過程で生じた苦悩、葛藤、熟考、理解、判断などによって、知性、道徳性、情緒などを育てていきます。

○あわせて、子どもの自立した生活に向けては、生活習慣（食事、睡眠、排泄、掃除等）・生活技術（防犯、金銭管理等）を身につけることが必要であり、その支援のあり様は子ども一人ひとりの発達段階等によって大きく異なるため、きめ細かな対応が求められます。

○子どもによっては、自身の出生や生い立ち、家族の状況について知らせることが必要になる場合もあり、その際にはその子どもの発達段階に応じて適切に知らせることが大切です。

(3) 評価の留意点

○子どもを権利の主体として位置づけ、常にその最善の利益に配慮した支援が行われているか確認します。

- 施設が行う支援・取組が、子どもが健全で自主的な生活を営むことをめざし、発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得とともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的として行われているか確認します。
- なお、本評価基準では施設での集団生活にかかわる支援の状況と、子ども一人ひとりに着目した支援の双方を評価しますが、子ども一人ひとりに対する支援等については自立支援計画との関係で評価します。

A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア

A⑥ A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。
- b) 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っているが十分ではない。
- c) 退所後の継続的な支援は行っていない。

評価の着眼点

- 退所した子どもの自立のための通所支援を積極的に実施している。
- 定期的かつ必要に応じて訪問による支援を実施している。
- 退所した子どもの来所を温かく受け入れ、自立を励まし、支援する取組を行っている。必要な場合は短期間の宿泊による支援を実施している。
- 退所した子どもの自立のための通所による支援を実施するうえでの課題や条件整備について前向きに検討している。
- アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝えている。
- 退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備している。
- 必要に応じて、児童相談所と協議の上、市町村の担当課と情報共有し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、退所後に子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などによる支援の実施状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

○退所した子どもの自立の支援等のためのアフターケアは、施設の業務であり、退所後何年たっても行っていくことになっています。

○施設は、退所後のアフターケア支援計画に基づいて定期的な通信、訪問、通所等を行い、子どもが困っていることや家庭の様子を把握することが必要です。

○保護者等からの支援が受けにくい子どもや、無理な自立を強いられる子どもが多いのが現状です。施設は精神的にも拠り所となるような機能を準備することが望まれます。

○また、子どもが困り感を訴えることがない場合でも、退所先の学校や就労先と連絡を取り合い、状況を確認するなどの支援を行うことが重要です。

(3) 評価の留意点

○施設内外でのアフターケアに関する具体的な実施状況について確認します。

○退所後も施設として子どもが相談できる窓口を設置するなど、家族や子どもからの相談にいつでも応じられる体制が整っているかを確認します。

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本

A⑦ A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。
- b) 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと職員の信頼関係が十分構築されておらず、家庭的・福祉的アプローチも十分ではない。

評価の着眼点

- 職員は、子どもたちが日常生活の中で「大切にされる体験」を積み重ね、信頼関係や自己肯定感を取り戻すことができるように支援している。
- 子どもに安心・安全な生活を提供して不安の解消を図るとともに、子どもの良さ、強み、潜在的な可能性を見つけるなど、子どもに対する受容的・支持的かわりを心がけている。
- 子どもたちがお互いにその人格を尊重し、お互いの長所を認め合い、助け合うことのできる良質な集団づくりを行うなど、集団生活の安定性を確保するための取組がなされている。
- 一人ひとりの子どもと良好な関係が持てるよう、職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保したり、施設全体の行事とは別に小集団での行事等を子どもと計画を立て実施するなどの工夫がなされている。
- 子どもの集団生活の状況に応じて、臨機応変に生活の内容を変えて対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、児童自立支援施設における支援基盤というべき、子どもと職員との信頼関係の構築に向けたかかわりや、集団生活の安定性の確保の取組と支援の基本的なあり方としての家庭的・福祉的アプローチの取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における支援は、子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠であり、そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的かかわり、真摯に向き合うことが求められます。
- また、生活の中で子どもが安心感を得ることのできる雰囲気施設から醸し出され、一人ひとりが大切にされていると感じる状況となっていること、子どもにとっての安心で安全な居場所となっていることが大切です。
- 児童自立支援施設の特徴として、集団生活の安定性を確保した支援が重要となります。その支援基盤にたつて、職員と子どもの信頼関係のもとに子どもが自立する力を育むために、子どもが愛され大切にされているという家庭的・福祉的アプローチが重要です。
- なお、施設においては、子ども同士の相互の影響力が非常に大きく作用することが多く見られることにも着目します。

(3) 評価の留意点

- 個々の子どもとの信頼関係の構築と理解のために寄り添い、向かい合う姿勢が持たれていることを、寮日誌、面接記録、自立支援計画等で確認します。
- 自身が大切にされ、権利を認められている存在であることをきちんと伝えているかインテークの手順や権利ノートの周知等で確認します。
- 継続的なかかわりへの配慮については、支援形態によって差が生じやすいことも考慮します。
- 家庭的雰囲気を醸し出すために、暖かな生活環境の提供に努めていることを間取り、家具、什器の準備や配置などについて確認します。
- 行事の実施状況などについては年間行事予定、行事計画、実施報告書、記録（写真、動画）で確認します。
- 子どもの生育歴や養育環境などの理解に基づき、ニーズに応じた「育て直し」に取り組んでいることをケースカンファレンス記録、支援会議録、自立支援計画、寮日誌等で確認します。

A⑧ A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

【判断基準】

- a) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
- b) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない。
- c) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる取組を行っていない。

評価の着眼点

- 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。
- 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。また、子どもたちにわかりやすく具体的に文書等で示している。
- 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。
- 地域社会への参加等を通じて、社会的ルールを習得する機会を設けている。
- 子どもが個々のニーズに応じて主体的に余暇活動などを行い、それを通して、協調性や社会性を養うように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための支援について、職員の態度や子どもとのかかわり方のほか、施設のルールづくりへの子どもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

(2) 趣旨・解説

- これまでの生活文化を振り返り、新たな内容の獲得や修正、維持できるような生活が営まれることも大切です。
- 他者の存在や自分と異なる考えのあることを認めて、互いに協力し合う関係を構築し、他者への配慮等が体得できる機会が保障されていることが求められます。
- 子どもにとって今後の生活の規範となる各種のルールや態度等について学ぶ機会が確保されていることが大切です。
- 施設特有のルールから社会のルールに順応していくプロセスが用意されていることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 社会参加や体験学習などで社会的ルールを学ぶ機会が用意されていることを、年間行事予定表、行事実施要領、実施報告書などで確認します。
- 施設で守るべきルールが明文化され、提示されていることを確認します。
- 社会ルールの体得のためのリーピングケアが行われている。そのためのSSTの実施計画や実施報告書などで確認します。
- 協調性を養うための集団活動が行われていることを、寮日誌、クラス活動などで確認します。

A⑨ A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしている。
- b) 自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしているが、十分ではない。
- c) 自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしていない。

評価の着眼点

- 加害行為を行った子どもが自分の行為を振り返り、きちんと向き合うための支援を行っている。
- 振り返る際、行動上の問題が発生した要因等について自己理解を深め、その軌道修正をはかることができるよう支援している。
- この取組を通して成長できたという成長感や自己肯定感などを育成できるように支援している。
- 入所後の行動上の問題への対応について、職員間でケース会議を行い、検証を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもが入所前に行った暴力・加害行為などにより被害を受けた人に対する影響や自分自身に対する影響、あるいは、社会に対する影響や責任について考えさせ、子どもの人間性の回復に向けての取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自らの不適切な行為によって被害を受けた人の存在を知り、その影響を理解する取組を進めること、被害者に対する責任について学ぶ機会を作ることが必要です。
- 加害の状況について振り返りを行い、自らの心の動きを認識することによって、問題の再発回避に向けた取組を行う必要があります。
- 施設は、子どもの行動上の問題の発生を抑制しすぎることなく、あえて小さな行動上の問題が発生することも想定し、その際には大きな問題に至らないように早期発見・早期対応による適切な支援を行うことも大切です。それを通して、子ども自身がその問題の原因や背景について検討し、自己認識を深め、自己責任感などを育てます。

(3) 評価の留意点

- 加害行為を行った子どものなかには、虐待等不適切な養育を受けた子どももあり、一人ひとりの子どもに応じた支援が行われていることを確認します。
- 自らの行為で被害を受けた者の存在を理解し、その責任に加えて、社会的責任について考える機会が用意されているかについて自立支援計画や個別日課プラン、面接記録や寮日誌等で確認します。
- 行動上の問題発生メカニズムについて個別に検討していることをケース会議録、自立支援計画、ケースカンファレンス記録等で確認します。
- 個別対応の時間を確保し、信頼関係の形成や家族関係の調整などに充て、自己肯定感の体得に努めていることを面接記録や寮日誌で確認します。

A-2-(2) 食生活

A⑩ A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を行っているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。

評価の着眼点

子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身に着けることができるよう食育を推進し、団らんの場として明るく楽しい雰囲気の中で食事ができるよう工夫している。

温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。

子どもの個人差（年齢、障害等）や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。

食に関する課題のある子どもへの具体的な取組を行っている。

陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。

定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。

子どもの発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。

□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組に加え、子どもの生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活への子どもの参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設としての食育に関する基本的な考え方を確かめます。

○栄養に配慮されたおいしい食事をゆったりと、くつろいで楽しい雰囲気の中で食べることができるような環境づくりがなされているかを、聞き取りなどから確認します。

○食事は、子どもの健やかな成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。

○従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。

○食事の時間は、子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。

○調理器具や台所用品などが適切に利用でき、調理体験の機会が確保されていることが大切です。

○季節の料理、郷土料理、伝統料理などに接し食文化の継承を考えていく必要があります。

○偏食への支援は、あせらず、ゆったりとした信頼関係の中で、少しずつ改善していくことが大切です。その背景には、苦痛な体験のある場合等もあり、無理に食べさせようとするのではなく、職員がおいしそうに食べたり、嫌いな物の姿が見えないようにする工夫なども必要になります。

(3) 評価の留意点

○食事に関する支援の際に、明るく楽しい食事の雰囲気を壊さない配慮がなされているか聞き取りなどから確認します。

○一覧表やファイルを作成するなど、個々の子どものアレルギーがすぐ分かるようになっているかを確認します。

○子どもの発達段階や課題を把握したうえで習得すべき食習慣を決め、それが習得できるように支援しているか聞き取りなどから確認します。

- 日課として、寮で子どもたちが調理する機会があるか「寮日誌」等の記録で確認する。また、調理実習や教科での調理などについては授業計画や実施要項等で確認します。
- 食に関して課題のある子どもへの支援について、記録などから確認します。
- 施設外への通学や職場実習などで帰宅が遅れるなどの時、定例の食事時間以外でも適温で食事を提供するための設備が用意されているか確認します。

A-2-(3) 日常生活等の支援

A⑪ A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。
- b) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
- c) 衣服に配慮を欠いたものがある。

評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
- 年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
- 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
- 生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。
- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の習得を支援している。
- 破れやほつれなどの修繕が迅速に行われている。
- 衣服は、ほつれ、ほころび、穴等、また汚れが無いものが着用されている。
- ボタン付けや簡単な修繕ができるように支援している。
- 用途や体に応じた靴を提供し、清潔な靴を大切に使う習慣を身につけられるよう支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、衣生活の支援について施設の取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○気候や生活場面に柔軟に対応し、清潔な衣類が用意されているとともに、状況に応じて適切な衣服の選択ができること、着替えや衣類の整理、保管等の衣習慣が獲得できるよう支援をすることが求められます。

(3) 評価の留意点

○適切な衣類の提供だけでなく、TPO に合わせた服装や衣替えの習慣など、子ども達が衣習慣を習得できるよう支援していることを確認します。

A⑫ A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。
- b) 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、や快適さ、あたたかさなどに配慮していない。

評価の着眼点

- 建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、子どもを取り巻く住環境から、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようにしている。
- 子どもが私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備している。
- 日常的な清掃や大掃除を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。
- 居場所となるように家庭的な環境としてくつろげる空間などを確保するように努めている。
- 必要に応じて入浴やシャワーが利用できるようになっている。
- 中学生以上は個室が望ましいが、子どもの状況に応じて配慮を行っている。
- 疾病時などに静養できる個室や特別な部屋等を確保している。
- 着替えなどプライバシーを守れる環境を整備している。
- TV、DVD、音楽プレイヤー、楽器や本など子どもが楽しめる環境を整えている。

□子どもが安心して十分に睡眠がとれるように配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として子どもにとっての安心・安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもにとって施設は、生活の全てであるという認識のもと、環境を整えることが必要です。何を設置しているかいないのかで評価するのではなく、何のためにそれがあり、子どもが安心して生活できる環境のために必要であるかどうかで判断をする必要があります。

(3) 評価の留意点

○子どもの成長発達と権利擁護に配慮された生活の場である建物や設備となっているかを確認します。

○子どもたちのプライバシーが守られる工夫がなされ、居住スペースにプライベートゾーンとパブリックゾーンの棲み分けが出来ているか確認します。

A⑬ A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。

【判断基準】

- a) スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図れるように積極的に支援している。
- b) スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図れるように支援しているが十分ではない。
- c) スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、自己肯定感の向上を図れるような支援を行っていない。

評価の着眼点

スポーツ活動（クラブ活動）は、身体能力を育てるだけでなく、忍耐力、責任感、協調性、ルール（規範）を身につけ、自己肯定感を醸成する機会として実施している。

子どもの興味、好みを可能な範囲で取り入れ、体制を整えて支援している。

子どもの発達段階に応じた内容が取り入れられ、子どもが達成感を得られやすい目標設定で支援している。

ルールを尊重するとともに、子ども間の協力やチームワークなど、子どもの社会性の発達を支援している。

子どもが自主性や自発性を持った活動を行い、最後までやり通せるように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、スポーツ活動や文化活動を通して健康な体づくり、忍耐力、責任感、協調性の醸成といった心身の育成を図るとともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図るための支援の状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

- スポーツ活動（クラブ活動）においては、身体能力を育てるだけでなく、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養い、ルール（規範）を身につける機会として実施されていることが重要です。
- 学習面で力が発揮できにくい子どもであっても、スポーツ活動や文化活動を通じて優れた能力を発揮することで、自尊心や、自己肯定感を高めるきっかけとなります。
- さらに、スポーツ活動や文化活動を通じて、余暇の過ごし方や趣味の発見の機会を得ることで、精神の安定や自己コントロールのための方法を身に付ける一助となります。

(3) 評価の留意点

- スポーツ活動、文化活動の実施にあたって、目的、実施内容や実施結果等を実施要領、実施後の反省をまとめた記録等で確認します。
- スポーツ活動や文化活動を通して、子どもたちが、どのような力をつけることができたのか、達成感を感じることができたのか、実施後の反省のまとめ、育成記録等で確認します。

A-2-(4) 健康管理

A⑭ A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価の着眼点

- 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、服薬や薬歴のチェック等を行い、日頃から注意深く観察している。
- 感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努めている。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。
- 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。
- 子どもの心身の異常の訴えに適切な対処を行っている。
- インフルエンザの予防接種など接種できるように配慮している。
- 保健師や養護教諭（分校等）と連携をとっている。配置のない場合は配置に努めている。
- 定期的な健康チェックを実施するなど、子どもの健康状態・発達状態の把握や健康管理に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの健康管理について定期的な健康診断など日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況とともに、必要時の対応方法等について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの健康を維持していくためには、定期的な健康診断や医療機関との連携は不可欠です。また、日常的に職員が子どもの健康状態や発達状況を把握していることが必要です。

○近年、発達障がい等を有する子どもの入所が増加していることから、支援のあり方について医療機関等と連携し行動特性や服薬の管理などについて情報を共有することが必要です。

(3) 評価の留意点

○嘱託医等への診察状況や、通院の回数、内容等を確認します。

○感染症対応マニュアル等の整備や服薬の管理や方法が適切に行われているか確認します。

○また、医療機関のほか、子どもの障害特性等に応じた療育支援を行う機関等との連携も考えられます。

A⑮ A-2-(4)-② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援している。
- b) 身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 身体の健康や安全について自己管理ができるような支援をしていない。

評価の着眼点

- 医療機関との連携による取組を通して、子ども自身が身体の健康や安全を自己管理できるよう支援している。
- 常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
- うがいや手洗いの習慣を養うように支援している。
- 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう支援している。
- 定例的に理美容をしている。
- 子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。
- 軽いケガや疾病などの処置ができるような体制を整備している。
- 基本的な疾病やケガに関する知識や対処方法を学ぶ機会を設けている。

□施設内における危険箇所を把握し、職員、子どもに注意喚起が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康や安全に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。

(2) 趣旨・解説

○身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となります。

○子どもの発達段階に応じ、健康や清潔、安全に対する自己管理や基本的な生活習慣を身に付けることができるよう支援する工夫が必要です。

(3) 評価の留意点

○OSST講座などで健康などに関するテーマを取り上げているかどうか確認します。

A-2-(5) 性に関する教育

A⑯ A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。

【判断基準】

- a) 性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価の着眼点

- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
- 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を理解する機会を設けている。
- 児童自立支援施設に相応しい性教育についての職員の学習会を実施している。
- 必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施している。
- 日頃から職員の間で児童自立支援施設に相応しい性教育のあり方等について意見交換している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○児童自立支援施設に入所する子どもの中には、性についての逸脱行動をとった経験のある子ども、性被害にあった子ども、性犯罪を行った子どもなど、性に関する課題への支援のあり方について特別な配慮と対応が求められる子どもがいます。

○そのため、日頃から職員の間で児童自立支援施設に相応しい性に関する課題への支援のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。

(3) 評価の留意点

○児童自立支援施設における性教育としては、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう支援していることを確認します。

○人として生きていくために必要な人間の体と心の全体について子どもが学習できるよう具体的に対応していることを確認します。

A-2-(6) 行動上の問題に対しての対応

A⑰ A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組を行っていない。

評価の着眼点

- 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。
- 問題の発生予防のために、施設内の密室・死角等の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
- 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、個別支援を行っている。
- 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。
- 子ども間の性的加害・被害の発生予防に努め、発生した場合においても適切に対応している。
- 職員では暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等の協力を得ながら対応している。
- 暴力防止プログラムの活用など、子どもに対して暴力防止に向けた支援を展開している。
- 施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを子どもと話し合う機会を持っている。

生活グループの構成や部屋割りなどには、子ども同士の関係性に配慮している。

暴力やいじめについての対応マニュアルを作成している。

子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、施設内における子ども間のいじめや暴力等の防止と、万が一発生した場合の対応策について施設の取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○暴力やいじめ、差別に対しては、重大な人権侵害であり許されない行為であることを子どもたちに理解させ、人権に対する意識を育むよう支援を行うことが必要です。

○そのためには職員が日頃から他者を慈しむ雰囲気醸し出すことに努めるとともに、子ども間の力関係等について把握しておくことが必要です。

○他の子ども、特に弱い子どもに対する暴力、いじめ、差別などは、他人の人格に対する重大な侵害として、人間として絶対に行ってはならない行為であり、こうした行為を見逃さないということが大切です。

○また、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。

○評価の着眼点にある「毅然とした対応」とは、事実関係を正確に把握し、真摯な姿勢で子どもと向き合い、子どもの声に耳を傾ける対応をいいます。

(3) 評価の留意点

○施設内で子ども間の暴力（性的加害・被害を含む）やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底するための取組を確認します。

A⑱ A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもに行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。
- b) 子どもに行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて対応しているが、十分ではない。
- c) 子どもに行動上の問題があった場合に、関係のある子どもも含めて対応をしていない。

評価の着眼点

- 行動上の問題のある子どもについて、子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。
- 緊急事態に対する対応マニュアル等を作成し、組織的な対応を行っている。
- 施設が、子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。
- 行動上の問題のある子どもについては、問題となる行動を観察・記録するとともに子ども本人からの訴えを傾聴し、発生の要因やメカニズムなどについて子どもと共に分析して、子どもに説明をしている。
- 職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な支援技術を習得できるようにしている。
- 他の子どもの安全、安心な生活を破壊し、施設の生活を成り立たせなくする暴力行為等に対し、施設全体で対応する仕組みを設け、周囲の子どもの安全を図る配慮をしている。
- 集積した子どもの行動上の問題に対して、多角的に検証して原因を分析したうえで適切に対応し、また、記録にとどめ、以後の対応に役立てている。

□児童相談所、警察機関などの関係機関と日常的に連絡を取るなど、緊急事態への対応が円滑に進むよう対策を図る。

□関係機関を含めてケースカンファレンスを実施し、その対応策などについて検証している。

□影響を受けた子どもへの配慮ある支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合の対応や日常的な対応について本人および関係のある子どもを含めた取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもたちが起こす様々な行動の問題を必要最小限にとどめるためには、まず施設が子どもにとって癒しの場になるような配慮が必要です。その中で起こってくる行動上の問題に対しては、子どもからの必死なサインであるという認識の下、子どもの訴えたいことを受け止めるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で適切に対応し、記録にとどめ、以後の対応に役立てることが重要です。

○行動上の問題のある子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有し、連携して対応できるようにすることや、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行うなど日常的な対応が求められます。

(3) 評価の留意点

○子どもの行動上の問題により、影響を受けた子どもや生活環境についての対応（生活秩序の回復、子ども間の関係修復、生活環境の立て直しなど）を評価します。

○パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合に、タイムアウトを行うなどして、子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図っているかどうかを確認します。

A-2-(7) 心理的ケア

A⑱ A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。
- b) 必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。

評価の着眼点

心理的なケアを必要とする子どもには、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理的な支援プログラムが策定されている。

心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。

子どものニーズに応じて、有効なプログラムを柔軟に組み合わせたり修正したりして、心理的な支援プログラムを作成している。

心理的な支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的な支援が実施されている。

日常生活の中で、心理的な支援が行える体制ができている。

必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。

子ども個々に心理的ケアの担当者を決め、定期的に心理的な支援を実施している。

定期的かつ必要に応じて心理検査などを行い、ケースカンファレンスを通じて、ケア効果について評価し、見直しを行いながら、継続的に心理的な支援を実施している。

□良質な生活環境づくりを行い、施設での生活そのものが心理的ケアとなるような生活環境の提供に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく個々の子どもにニーズに対応した心理的な支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等について評価します。

(2) 趣旨・解説

○心理的なケアを必要とする子どもに対しては、子どもや保護者等への説明と同意の下、それぞれの発達段階や自立支援計画に基づき個別的に柔軟な心理的ケアが実施されることが必要です。

○また、心理的ケアだけが独自になされるわけではないので、心理療法担当職員や嘱託医の面接等から作成された心理支援のプログラムや生活の支援のポイントなどを施設内で共有することが重要です。

(3) 評価の留意点

○心理療法担当職員や嘱託医が施設の生活を担当する職員等と十分な連携や協働ができ、施設全体として支援に活かされている体制ができているかヒアリングや記録等で確認します。

A-2-(8) 学校教育、学習支援等

A⑳ A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。

【判断基準】

- a) 生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われている。
- b) 生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われているが、十分ではない。
- c) 生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われていない。

評価の着眼点

- 日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。
- 原籍校と連携を図り、子どもが不利益をこうむらないように、学習進路等の支援を行っている。
- 施設と学校が個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。
- 学校で生じた行動上の問題に対しては、学校と協力して対応している。
- 学校との協議に基づき、子どもの個々の学習計画を立て、それに応じて支援し、計画の見直しを行っている。
- 施設は子どもにとって学校で認められ、活躍できる居場所となるように支援を行っている。
- 個別ケース会議には、原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。
- 家庭復帰を目指す場合は、退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、個々の子どもに対する生活支援、学習支援、進路支援について、学校との連携及び相互協力に基づいて学校教育を保障している状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 学校と施設それぞれの専門性を発揮しつつ、互いに重り、連携する支援体制を築いて、子どもが認められ活躍できる居場所となるように支援を行うことが重要です。
- 平成9年の児童福祉法改正により、児童自立支援施設は、学校教育を導入することが義務付けられました。各自治体により実施方法の詳細には違いがありますが、子どもにとって施設生活が、最善の利益となるように学習環境を整えることが重要です。また、導入されていない場合には、よりよい実施方法を探りつつ導入に向けて取り組むことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 個々の子どもに応じた学習支援計画を連携して実施していることを評価します。
- 具体的な連携システムの構築状況を確認します。
- 学校教育が実施されていない場合は「c」評価としますが、実施されていない場合においても、学校教育の実施に向けた取組が行われているか、原籍校との連携や施設における教育内容の充実など、施設内での教育内容が子どもの最善の利益を目指したものであるかを確認します。

A(21) A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っているが十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価の着眼点

- 忘れ物や宿題の未提出が無いよう支援している。
- 辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、中学生、高校生、受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。
- 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう支援している。
- 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。
- 学習ボランティアや学習塾など社会資源を活用して学習支援をしている。
- 就業に結びつく資格取得や検定を受ける機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○児童自立支援施設には、子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが求められます。

○学習に課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育について、学校と施設は連携をとり、その子どもに応じた学習支援を実施することが求められます。

(3) 評価の留意点

○個々の子どもの発達段階、学力の習得状況、障害の有無等により、それぞれに応じた具体的な取り組み状況や工夫等がなされているか確認します。

A② A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。
- b) 職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 職場実習や職場体験に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
- 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めている。
- 各種の資格取得を積極的に奨励している。
- 職場実習に対する施設としての取組について、規定を設けるなどして、職員が共通認識をもって、子どもの自立支援に取り組んでいる。
- 子どもが、作物などの育成過程を通して、協働して作業課題を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛練を図れるように支援している。
- 仲間との共同作業などを通して、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性を培うように支援している。
- 働く体験を積み重ねることで、根気よく最後まで取り組む姿勢など社会人として自立するために必要な態度や行動を育てている。
- 自然の環境の中での作業体験を通して、情操の育成が図られるように支援している。
- 作業カリキュラムが策定されている。

□ソーシャルスキルトレーニングなどを積極的に実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職場実習や職場体験等の機会を通じた豊かな人間性や職業観の育成への取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童自立支援施設では「働く力を養う」（作業支援）ことに重きを置いてきた歴史があります。仲間との共同作業などを通じて、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性を養うことが重要です。
- また、社会資源を利用した職場体験や職場実習等を積極的に導入し、社会体験を積む機会を提供することや、計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施や、退所生による講話等により、自己の職業観を育むことが出来るような取組が求められます。

(3) 評価の留意点

- 職場体験や職場実習、ボランティア活動を設定するなど、社会体験の機会を積極的に提供しているか評価します。
- 施設内での作業支援については、自然環境等を利用し情操の育成が図られ、根気よく最後まで取り組む姿勢を獲得することを目的に、計画的に実施されているかどうかを確認します。

A(23) A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 進路を自己決定できるよう支援している。
- b) 進路を自己決定できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 進路を自己決定できるような支援はしていない。

評価の着眼点

- 進路選択に当たって、必要な資料を収集、多様な選択肢と判断材料を示して子どもと十分に話し合っている。
- 進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。
- 奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。
- 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。
- 中卒児・高校中退児に対して、施設入所を継続し、子どものニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をしている。
- 高校卒業予定の子どもが入所している場合、進路支援をしている。
- 進路支援カリキュラムが策定されている。
- 退所後に不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用し、進学あるいは就職した子どもや継続して自立支援を必要とする子どもに対しての支援を継続している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、学校を卒業する子どもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。
- あわせて、進路決定後のフォローアップや失敗した場合の対応、あるいは進路変更等についても対応を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について、最善の利益にかなった自己決定をしていくためには、保護者等、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。
- 児童自立支援施設に措置された子どもは「行動上の問題」に目を向けられがちで、不利益な扱いを受けることがないとは言えません。また、子ども自身にも自己肯定感が低い傾向があり、進路選択については慎重な支援が求められます。

(3) 評価の留意点

- 子どもの最善の利益にかなった自己決定を実現するための十分な情報提供がなされているか確認します。
- 特に、進路の選択肢となる進学先・就職先の情報については、オープンキャンパス等への体験入学への参加やハローワークの活用など、具体的に情報提供する取組を確認します。

A-2-(9) 親子関係の再構築支援等

A⑭ A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 自立支援計画には、アセスメントに基づく家族支援の計画が記載されている。
- 家族支援の計画は、保護者や児童相談所などの関係機関等と協議して策定され、必要に応じて見直している。
- 親子の関係改善を目的に、日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を家族に随時知らせたり、施設行事などへの参加を積極的に促し、その際、受容的なかわりを心掛けて、信頼関係を築くようにしている。
- 面会、外出、一時帰宅は、子どもと保護者等との協議によって目標を立て、必要に応じて児童相談所とも連携して実施している。
- 子どもや保護者等の安定した関係に配慮し、保護者等の養育力の向上に資するよう支援している。
- 家族の抱える課題に対して、児童相談所と連携しながら、または独自に、保護者等と定期的に面接やカウンセリングあるいは家族支援プログラムを行うなど、具体的な支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、親子関係再構築等のために、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立するとともに、家族への支援に積極的に取り組んでいるか評価します。

(2) 趣旨・解説

- アセスメントに基づいて、親子関係の再構築支援等に向けた具体的な目標と支援内容（家族支援の計画）が自立支援計画に記載、実施されていることが必要です。
- また、家族支援の計画が保護者や児童相談所などの関係機関等と協議のもとで策定され、必要に応じた見直しが行われることも大切です。
- 家族への支援の過程では、日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を家族に随時知らせたり、施設行事などへの参加を積極的に促し、その際、受容的なかわりを心掛けて、信頼関係を築くことが基本となります。
- 支援の一環として行う面会、外出、一時帰宅は、子どもと保護者等との協議によって目標を立て、必要に応じて児童相談所とも連携して実施します。また、事後には面接を実施し、家族からのその時の様子を聞くなどして、家族関係を把握してその後の支援につなげていきます。
- 家族から子どもへの交流が途絶えた場合、施設や子どもから手紙や電話で働きかけをしたり、家庭訪問や親との面接などを通じ、家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
- 家族との関係調整では、必要に応じて児童相談所等と家族の状況や入所後の経過について、情報を共有し、被虐待児をはじめ家庭内で不適切な養育につながるようなリスク要因を取り除くための手立てなどについての協議や連携を図ることも必要になります。
- なお、子どもが面会や交流等を希望した際、そのことが子どもにとって不利益になる場合もあるので児童相談所等との緊密な連携のもとで適切に対応することが求められます。

(3) 評価の留意点

- アセスメントに基づいて、親子関係の再構築支援等に向けた具体的な目標と支援内容（家族支援の計画）が自立支援計画に記載されていることを確認します。
- 家族に対して積極的に信頼関係が構築されるよう働きかけを行っている具体的な取組を確認します。

- 面会、外出、一時帰宅の際に、施設が子ども、保護者等との協議の上で目標を立てているかどうか確認します。
- 家庭との調整における様々な場面において、児童相談所と協議や協働など連携を図っているか確認します。

A-2-(10) 通所による支援

A② A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。

【判断基準】

- a) 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。
- b) 地域の子どもに対する通所による支援を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の子どもに対する通所による支援を行っていない。

評価の着眼点

- 通所支援に必要な予算・人員等が確保されている（又は、予算・人員等の特別な確保はないが、既存枠内で対応できている）。
- 通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）。
- 通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われている。
- 通所支援により、地域の子どもに対して医療的・心理的ケア等の支援を行っている。
- 必要に応じて訪問による支援を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、地域の子どもへの通所措置による支援および児童自立支援施設の専門性を活かして自主的に実施する地域の子どもに対する医療的・心理的ケア等の支援の実施状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を活かし、通所機能を活用して地域の子どもに対して医療的・心理的ケア等の支援を実施することが望まれます。
- 通所による支援は、児童相談所による措置決定が必要な支援に加え、施設独自の取組として地域の子どもに対する医療的・心理的ケア等の支援の実施があります。児童自立支援施設の専門性を活かし、支援の幅を増やすために、通所部門を持つことが期待されています。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている地域の子どもには、地域の子育て家庭の子どもだけではなく、他の施設に入所している子どもや里親等に委託されている子どもも含まれます。
- 通所支援に必要な予算・人員等の確保状況、通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）ことを確認します。
- 通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われていることを確認します。
- 通所支援の状況、家庭訪問などについては、通所支援の規定や実施記録などから確認します。
- 通所によるアフターケアの取組については、[A⑥](#)A-1-(4)-①で評価します。
- 本評価基準は、通所による支援を実施していない場合は「c」評価としますが、通所による支援を実施するためには、設備や人員の整備に加え、公立施設等では自治体との調整が必要となるため、実施されていない場合においても、施設における通所支援実施に向けた取組を確認します。

第三者評価共通評価基準（母子生活支援施設）

I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

I-2 経営状況の把握

I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

I-3 事業計画の策定

I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-1 (1) 施設長の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II-1-1 (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 II-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

II-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつ

ための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。

Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

Ⅲ-2 支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。

第三者評価内容表評価基準（母子生活支援施設版）

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

A-1-(2) 権利侵害への対応

A② A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。

A③ A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。

A④ A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

A-1-(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

A⑤ A-1-(3)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

A-1-(4) 主体性を尊重した日常生活

A⑥ A-1-(4)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

A⑦ A-1-(4)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア

A⑧ A-1-(5)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本

A⑨ A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

A-2-(2) 入所初期の支援

A⑩ A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。

A-2-(3) 母親への日常生活支援

A⑪ A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

A12 A-2-(3)-2 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。

A13 A-2-(3)-3 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。

A-2-(4) 子どもへの支援

A14 A-2-(4)-1 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。

A15 A-2-(4)-2 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。

A16 A-2-(4)-3 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。

A17 A-2-(4)-4 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

A-2-(5) DV被害からの回避・回復

A18 A-2-(5)-1 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。

A19 A-2-(5)-2 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。

A20 A-2-(5)-3 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。

A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応

A21 A-2-(6)-1 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。

A-2-(7) 家族関係への支援

A22 A-2-(7)-1 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

A23 A-2-(8)-1 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

A-2-(9) 就労支援

A24 A-2-(9)-1 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。

A25 A-2-(9)-2 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。

第三者評価共通評価基準（自立援助ホーム）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

I-2 経営状況の把握

I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-1 (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

3 I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

I-3 事業計画の策定

I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

5 I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-1 (2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

7 I-3-1 (2) -② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-1 (1) -① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

9 I-4-1 (1) -② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

II 施設の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。

10 II-1-1 (1) -① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

11 II-1-1 (1) -② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II-1-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12 II-1-1 (2) -① 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

13 II-1-1 (2) -② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮し

ている。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 利用者地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。

31 Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-(3) 利用者の満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立して

いる。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

第三者評価内容評価基準（自立援助ホーム）

A-1 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援

A-1-（1） 利用者の尊重

A① A-1-（1）-① 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。

A② A-1-（1）-② 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。

A③ A-1-（1）-③ 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。

A④ A-1-（1）-④ 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしている。

A-1-（2） 被措置児童等虐待の防止等

A⑤ A-1-（2）-① 利用者に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

A-1-（3） 主体性、自立性を尊重した日常生活

A⑥ A-1-（3）-① 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。

A-1-（4） 支援の継続性とアフターケア

A⑦ A-1-（4）-① 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。

A⑧ A-1-（4）-② 利用者が安定した社会生活を送ることができるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。

A-2 支援の質の確保

A-2-（1） 支援の基本

A⑨ A-2-（1）-① 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。

A⑩ A-2-（1）-② 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。

A⑪ A-2-（1）-③ 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にし、利用者が自ら判断し行動することを保障している。

A⑫ A-2-（1）-④ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。

A-2-（2） 食生活

A⑬ A-2-（2）-① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。

A-2-（3） 衣生活

A14 A-2-(3)-① 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。

A-2-(4) 住生活

A15 A-2-(4)-① 居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

A-2-(5) 健康管理

A16 A-2-(5)-① 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。

A-2-(6) 性に関する教育

A17 A-2-(6)-① 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

A-2-(7) 行動上の問題への対応

A18 A-2-(7)-① 利用者の暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。

A-2-(8) 心理的ケア

A19 A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。

A-2-(9) 社会生活支援（進路支援、社会経験等）

A20 A-2-(9)-① 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

A21 A-2-(9)-② 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。

A22 A-2-(9)-③ 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。

A23 A-2-(9)-④ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。

A-2-(10) 家族とのつながり

A24 A-2-(10)-① 本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。

第三者評価共通評価基準

判断基準、評価の着眼点、

評価基準の考え方と評価の留意点

(自立援助ホーム版)

目 次

I 福祉サービスの基本方針と組織	1
I-1 理念・基本方針	1
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。	1
1 I-1-（1）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	1
I-2 経営状況の把握	4
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。	4
2 I-2-（1）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	4
3 I-2-（1）-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	6
I-3 事業計画の策定	8
I-3-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	8
4 I-3-（1）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	8
5 I-3-（1）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	11
I-3-（2） 事業計画が適切に策定されている。	13
6 I-3-（2）-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	13
7 I-3-（2）-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	16
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	18
I-4-（1） 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	18
8 I-4-（1）-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	18
9 I-4-（1）-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	21
II 施設の運営管理	23
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	23
II-1-（1） 管理者の責任が明確にされている。	23
10 II-1-（1）-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している。	23
11 II-1-（1）-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	25
II-1-（2） 管理者のリーダーシップが発揮されている。	27
12 II-1-（2）-① 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	27
13 II-1-（2）-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	29

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	31
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	31
14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	31
15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	33
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	35
16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	35
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	38
17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	38
18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	40
19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	42
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	45
20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	45
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	47
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	47
21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	47
22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	49
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	52
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	52
23 Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	52
24 Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	54
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	56
25 Ⅱ-4-(2)-① 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	56
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	59
26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	59
27 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	62
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	65

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	65
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	65
28 Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	65
29 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	67
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	69
30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	69
31 Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	71
32 Ⅲ-1-(2)-③ 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	73
Ⅲ-1-(3) 利用者の満足の向上に努めている。	75
33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	75
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	78
34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	78
35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	80
36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	82
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。	84
37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	84
38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	87
39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	89
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	91
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	91
40 Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	91
41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	

.....	93
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	95
42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	95
43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	98
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	100
44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	100
45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	102

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-(1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

【判断基準】

- a) 法人、事業所の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者や家族等への周知が図られている。
- b) 法人、事業所の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、事業所の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、事業所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、事業所が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人、事業所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、法人、事業所の使命や役割を反映した理念、これにもとづく福祉サービスに関する基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が十分に図られていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。
- 法人、事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

【理念と基本方針】

- 福祉サービスや経営の前提として、法人、事業所の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、福祉サービスを実施する法人、事業所の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。
- 理念は、法人、事業所における事業経営や福祉サービスの拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、事業所のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、福祉サービスの内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。
- 基本方針は、理念に基づいて事業所の利用者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは組織が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや利用者への接し方、福祉サービスへの具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、福祉サービスに対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、組織に対する安心感や信頼にもつながります。
- 理念や基本方針は、職員の理解はもとより、利用者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。
- 理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。
- 本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、法人、事業所の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

【職員の理解】

- 理念や基本方針は、組織の福祉サービスに対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

(社会的養護共通)

○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

【利用者等への周知】

○理念や基本方針は、組織の支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、利用者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、利用者等に対して理念や基本方針を周知することによって、福祉サービスに対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められます。

(3) 評価の留意点

○複数の事業所を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各事業所の実情に応じて施設ごとに理念を掲げていても構いません。

○事業所によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したのものとして「基本方針」を位置づけています。

○職員への周知については、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○利用者等への周知については、訪問調査において利用者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障害のある利用者など、個別的な配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。

○理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。

○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに福祉サービスが提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

《注》

*本評価基準における「管理者」とは、組織を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、管理者と同様の姿勢が求められます。

*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用されるすべての職員を指しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 利用者数・利用者像等、福祉サービスのニーズ、潜在的に支援を必要とする利用者に関するデータを収集するなど、事業所（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に福祉サービスのコスト分析や福祉サービス利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、事業経営の基本として、事業経営をとりまく環境と事業所（法人）の経営状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 組織においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、利用者に良質かつ安心・安全な福祉サービスの提供に努めることが求められます。
- 社会福祉事業全体の動向、事業所が位置する地域での福祉に対する需要の動向、利用者の数・利用者像の変化、福祉サービスのニーズ、潜在的に支援を必要とする利用者に関するデータ等は、事業経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。
- 事業所の経営状況について定期的に分析しておくことも、事業経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。実施する福祉サービスの内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

(社会的養護共通)

- 都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画についても、理解することが求められます。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また事業所における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。
- 事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「**4** I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等の経営企画を担う者）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- I-2-(1)-①事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、組織として確立されたうえで実施される必要があります。経営者や管理者が個人的に行っているだけでは、組織としての取組に位置づけることはできません。

(自立援助ホーム)

- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等の経営企画を担う者）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

(3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定するなど、組織的な取組が必要との観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。

(自立援助ホーム)

- なお、自立援助ホームは任意団体や個人が設立したところもあります。この評価項目における「役員」とは、経営企画を担う人を言います。

○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。

○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、 I-3-(1)-①で評価します。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

評価の着眼点

- 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。

- 中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化をはかるための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

(社会的養護共通)

- 管理者のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して組織の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。

(社会的養護共通)

- 都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、組織の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、組織が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中・長期的なビジョンをもつことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、高機能化・多機能化を進めることとされており、事業所として今後、明確なビジョンをもって組織運営していくことが重要です。

(自立援助ホーム)

- 高機能化・多機能化の取り組みとしては、退居した利用者の自立支援や心理的支援等が考えられます。

【中・長期の事業計画】

- 「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。

- 中・長期計画については、以下を期待しています。

- i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
- ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
- iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
- iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、利用者の増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については事業所の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき施設（法人）の全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。
- 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支予算）は、当該年度における具体的な事業、福祉サービス提供に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが必要です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支予算が適切に策定されていることが要件となります。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について管理者から聴取して確認します。
- 中・長期計画が策定されていない場合（**4** I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に
行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。
- 事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては利用者等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や利用者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、組織の状況、利用者や地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

(社会的養護共通)

- 勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。

(3) 評価の留意点

- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。
- 職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。
- 中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を利用者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を利用者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を利用者等に周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、利用者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- 事業計画の主な内容を利用者会（ミーティング）等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、事業計画が、利用者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

(自立援助ホーム)

- 自立援助ホームは、就労等による収入から自ら寮費を支払い、自立をめざし生活をする場です。事業所は、共に生活をつくっている人たちに対し、その生活やサービスについて説明責任を果たす必要があります。事業計画は、基本的な生活習慣、生活住環境等、利用者の生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を利用者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

- 事業計画の主な内容とは、支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の利用者の生活に密接にかかわる事項をいいます。
- 利用者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。
- また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において利用者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、利用者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

(自立援助ホーム)

- 例えば、利用者が集まる機会に説明を行う、利用者向けの資料の作成等も考えられます。

- 利用者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。
- 「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断基準】

- a) 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組を実施している。
- 福祉サービスの内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、福祉サービスの質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉サービスの質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、事業所が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。
- 福祉サービスの質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、福祉サービスの質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。
- 事業所においては、計画策定（P）→実行（D）にとどまり、評価（C）が十分になされていないことが課題とされています。福祉サービスの質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価基準にもとづく自己評価の実施や、第三者評価を受審することが考えられます。
- 自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。
- 福祉サービスの内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、組織としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。
- 福祉サービスの質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、評価実施後の各評価基準で示された改善課題が総合的、継続的に取組まれることを通じて実現されるものです。
- 本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

(3) 評価の留意点

- 日常的な福祉サービスの質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。
- 例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な福祉サービスの質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

(自立援助ホーム)

- 企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。日ごろの福祉サービスの質の向上に関する取組やしくみを確認して総合的に評価します。

- I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を組織がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。
- 改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。
- 中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を
図っている。

【判断基準】

- a) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価の着眼点

- 管理者は、自らの事業所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。
- 管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（事故、災害等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、管理者が事業所の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 管理者は、事業所の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 管理者が、組織をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い福祉サービスの実施や、効果的な経営管理は、管理者だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、管理者の要件といえます。
- 事業所の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（事故、災害等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、管理者と同様の姿勢が求められます。

(3) 評価の留意点

- 管理者の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において組織の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、組織内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 管理者は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 管理者は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 管理者は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準については、管理者が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることを総合的に評価します。

(2) 趣旨・解説

- 事業所（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した事業経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、事業所（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。
- 管理者は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。
- また、事業所における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。
- 事業所（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

(3) 評価の留意点

- 管理者自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、事業所の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることを総合的に評価します。
- 事業所として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 管理者は、実施する福祉サービスの質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 管理者は、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- 管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(社会的養護共通)

- 管理者は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、管理者が福祉サービスの質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(2) 趣旨・解説

- 事業所における福祉サービスの質の向上において、管理者の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。
- 社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な養育・支援を提供するよう努めなければならない」とされています。
- 管理者は、理念や基本方針を具体化する観点から、事業所における福祉サービスの質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして取組を進める必要があります。

(3) 評価の留意点

- 管理者が福祉サービスの質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(社会的養護共通)

- 本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、事業所の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、管理者が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 管理者は、経営資源を有効に活用して、事業所（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な福祉サービスの実施には不可欠となります。
- 管理者は、事業所の将来性や継続性、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 管理者の自らの具体的な取組とともに、組織内に同様の意識を形成して職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる具体的な取組を総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【判断基準】

- a) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 福祉サービスの提供に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
- 事業所（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

（社会的養護共通）

- 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、組織として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。
- 計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。
- また、社会福祉士、心理職等の福祉サービスの提供に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

(社会的養護共通)

- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として福祉サービスに取り組む体制が確立していることが大切です。

(自立援助ホーム)

- そのため、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。
- 採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該事業所に関する具体的な考え方や取組を評価します。

(自立援助ホーム)

- 心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしているか確認します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人、事業所の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○事業所における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人、事業所の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、事業所の特性等を踏まえながらも、同地域、同事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自らの将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な事業所については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な事業所を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度については **17** II-2-(3) -①、教育・研修制度については **18** II-2-(3) -②、**19** II-2-(3) -③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を事業所内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、事業所の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉サービスの内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。
- 「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。
- 職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、ハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置するなどが挙げられます。

(社会的養護共通)

- 特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。

- 福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

- 働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

(3) 評価の留意点

- 把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価します。
- 相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば管理者に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、事業所内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

(社会的養護共通)

○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、組織の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 目標管理制度は、事業所（法人）の理念・基本方針をはじめとする事業所の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。
- 職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、福祉サービスの実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

(社会的養護共通)

- 職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。

- 目標管理では、前提として「期待する職員像」（事業所（法人）の理念・基本方針、支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、事業所の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。
- 設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。
- 目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、事業所や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。
- 目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、管理者等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。
- 中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

(3) 評価の留意点

- 職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。
- 評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 組織が目指す福祉サービスを実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している福祉サービスの内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 福祉サービスの質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。

(3) 評価の留意点

- 組織が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、福祉サービスの質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。組織として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 組織による福祉サービス全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして組織の取組を評価します。

(自立援助ホーム)

- 個人が運営する自立援助ホームも、本評価項目の趣旨を踏まえた取組が必要です。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

(社会的養護共通)

- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や事業所の組織力の向上に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。あわせて、組織がスーパービジョンの体制を確立し、職員の支援技術の向上等に取り組んでいる状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

○職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。

○教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。

○教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されることなどが必要です。

○福祉サービスに関わるニーズの複合化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。

○必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。

○事業所において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

(社会的養護共通)

○スーパービジョンの体制として、

- ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
- ・管理者、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
- ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
- ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、組織全体の福祉サービスの質を向上させる

といった取組が考えられます。

(3) 評価の留意点

○研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。

○研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

○「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、事業所において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(社会的養護共通)

○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。

○スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

(自立援助ホーム)

○個人が運営する自立援助ホームも、本評価項目の趣旨を踏まえた取組が必要です。

Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
- c) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の福祉サービスの専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉の人材を育成すること、また、福祉サービスに関わる専門職の研修・育成への協力は、事業所の社会的責務の一つです。地域の特性や事業所の種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。

(自立援助ホーム)

○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな利用者への配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等の社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生等幅広い人材をいいます。

(3) 評価の留意点

○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、利用者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生等の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する利用者への配慮等について聴取します。

○さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

(自立援助ホーム)

○なお、自立援助ホームは、令和 2 年度から「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 2 条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日付社席第 29 号）」（厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知）により、実習指定施設になっています。

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【判断基準】

- a) 事業所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 事業所の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 事業所の事業や財務等に関する情報を公開していない。

評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、事業所の理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 事業所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
- 事業所の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、事業所の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、組織の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 組織においては、実施する福祉サービスを必要とする利用者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 事業所の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による福祉サービスを実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 支援を実施する事業所に対する、利用者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公開などの支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、事業所のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26 27)で評価する事項が適切に公開されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 事業所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 事業所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 事業所においては、質の高い福祉サービスを実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、福祉サービスを実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。
- 事業所の経営・運営は、福祉サービスの提供及び、業務執行に関わる「内部統制」＝事業経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。
- 具体的には、事業所（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか事業所（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。
- 事業所（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど組織経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。
- さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。
- なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。
- 特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。
- このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

(3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
- また、事業所（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

- 小規模な事業所（法人）については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。事業所における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、事業所経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 事業所や利用者への理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 利用者の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、利用者の地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者が地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、利用者の活動範囲を広げるための大切なプロセスです。
- 事業所においては、利用者の地域活動への参加を推奨し、利用者が参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 利用者と地域の人々との交流は、地域と事業所の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。事業所が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、利用者の地域への参加は大きな意味を持つといえます。
- 利用者の買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

(社会的養護共通)

- 利用者の地域との交流を広げるために、事業所の職員等が町内会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。（但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。）

(自立援助ホーム)

- 職員のもつ専門的なノウハウを活用した若者支援や相談機能、地域の方の参加できる催し物の開催、事業所の様子のわかる通信等の発行も有効です。

(自立援助ホーム)

- 事業所の支援の趣旨に賛同した地域の人々が、法人や事業所を支える会、後援会等を組織している場合もあります。

(自立援助ホーム)

- 利用者の地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動への参加を支援することも大切です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、利用者の地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。利用者が地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、事業所や利用者への理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されておらず、受け入れについての体制が整備されていない。

評価の着眼点

- ボランティア等の受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ボランティア等の受入れについて、登録手続、ボランティア等の配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティア等に対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地域のボランティア等の受入れに対する基本姿勢や体制について評価します。

(2) 趣旨・解説

(自立援助ホーム)

- 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と事業所をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。

○事業所の特性や地域の実情等にそくした、ボランティア等の受入れを検討・実施することが求められます。

○多くの事業所が、さまざまにボランティアの受入れ等への協力等を実施しているものと思われます。事業所側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に利用者と直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する利用者への配慮が重要です。

○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

(3) 評価の留意点

(自立援助ホーム)

- 本評価基準では、ボランティアの受入れ等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。

○マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、利用者等への事前説明、ボランティアの協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。

(自立援助ホーム)

○原則として、ボランティア等の受入れに係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、事業所の特性や地域性に鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育の状況等を総合的に勘案し評価します。

○評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、利用者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって確認します。

(自立援助ホーム)

○事業所の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに事業所をより深く理解してもらう取組をしているか確認します。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 利用者によりよい福祉サービスを実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 利用者によりよい福祉サービスを実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 利用者によりよい福祉サービスを実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、利用者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、事業所として、利用者によりよい福祉サービスを実施することと、退居後のサービスの継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法の体系的な把握や、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者によりよい福祉サービスを実施し、退居後もサービスの継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域のさまざまな機関や団体との連携も必要となります。
- ここで言う「必要な社会資源」とは、利用者へのサービスの質の向上やその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- また、事業所が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、利用者に対するサービス等の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、利用者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図り支援を実施していくことも、組織として重要な役割です。

(自立援助ホーム)

- 児童相談所と事業所は利用者等の情報を相互に提供することが重要です。

(3) 評価の留意点

- 社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況进行评估します。

(社会的養護共通)

- 退居が近い利用者の自立支援計画に退居後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、支援の記録や聞き取りなどから確認します。

- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認
します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

事業所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

（社会的養護共通）

組織のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

（自立援助ホーム）

地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じられるよう努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、事業所（法人）が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

(社会的養護共通)

- 国は地域共生社会の実現を目指しています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

- 事業所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。

(自立援助ホーム)

- また、事業所（法人）の有する専門性や特性を活かして、たとえば思春期問題等の相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。

- さらに、日常的な支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。

- このほか、事業所等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

(3) 評価の留意点

(自立援助ホーム)

- 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、社会福祉を目的とする事業を実施する事業所として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。

- 事業所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等を
ていねいに把握して評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 事業所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、事業所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 事業所（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための事業所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした事業所（法人）の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、事業所（法人）において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
- 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
- 事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
- また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

(社会的養護共通)

- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて利用者等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

(3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する事業所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。

- 事業所（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、事業所（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等の評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、事業所（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 事業所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21Ⅱ-3-(1)-①で評価します。

（自立援助ホーム）

- なお、本評価基準における取り組みは、社会福祉法において社会福祉法人に求められており、その取り組み内容を評価します。自立援助ホームの経営主体の半数以上がNPO法人であるため、社会福祉法人以外の事業所にはこの取り組みは求められていませんが、社会福祉法人以外の自立援助ホームにおいても、本評価項目の趣旨を踏まえどのように取り組みを実施しているか確認します。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 利用者を尊重した福祉サービスの提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 利用者を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢が、個々のサービスの標準的な実施方法等に反映されている。
- 利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- 利用者の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、利用者を尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉サービスの実施では、利用者の意向を尊重することは当然ですが、さらに、利用者のQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。
- 組織内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、利用者の尊重や基本的人権への配慮に関する組織内の勉強会・研修や、実施する福祉サービスの標準的な実施方法への反映、虐待防止等についての周知徹底等が挙げられます。

(3) 評価の留意点

- 事業所の種別や利用者の年齢の違いによって、利用者の尊重の具体的な留意点は異なるので、組織としての基本姿勢と、組織全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。組織の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 利用者の尊重について、組織内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

【判断基準】

- a) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービス提供が行われている。
- b) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービス提供が十分ではない。
- c) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- 一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- 利用者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解をはかるための取組とともに、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。利用者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、たとえば、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。利用者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な福祉サービスの提供においては、事業所の利用者や福祉サービスの特性とあり方を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、利用者のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を利用者等に周知することも求められます。

(自立援助ホーム)

- 規程・マニュアル等に基づいた支援と合わせて、居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行うことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、組織の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。
- 福祉サービスの場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- 通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、事業所の利用者や福祉サービスの特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。
- 個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。⁴⁵ Ⅲ-2- (3)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 利用者希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用者希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用者希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、支援の内容や組織の特性等を紹介した資料を準備している。
- 事業所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 事業所に入居予定の利用者等については、個別にていねいな説明を実施している。
- 見学等の希望に対応している。
- 利用者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、福祉サービスの利用希望者が、福祉サービスを選択するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。
- 資料は、利用者の視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。
- 事業所に入居予定の利用者等については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。
- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、利用者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

(3) 評価の留意点

- 福祉サービス内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、利用者等が情報を簡単に入手できるような取組、利用者等にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 実施する福祉サービスの内容等について組織が積極的に情報提供を行うことを求めています。入居予定の利用者等に対して、パンフレットを渡すだけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- サービス開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- 説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- サービス開始・変更時の福祉サービスの内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。
- サービス開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な利用者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、福祉サービス開始及び変更時に、利用者等にわかりやすく説明を行い、同意を得ているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉サービスの開始や変更の際には、利用者等の自己決定に十分に配慮し、福祉サービスの具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。
- 福祉サービスの開始や変更時における説明は、利用者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点からも必要な取組です。
- 説明にあたっては、前評価基準（Ⅲ-1-(2)-①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

(社会的養護共通)

- 利用者の自己決定にあたっては、必要に応じて利用者の気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と利用者の利益が守られるような福祉サービスを選択できるように自己決定のためのサービスを行う必要があります。

(3) 評価の留意点

- 事業所における説明は、どの利用者等に対しても、組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人の理解度に応じて、事業所がどのような援助の方法をとっているかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、利用者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。
- また、書面を確認することとあわせて、利用者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮している。
- b) 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 福祉サービスの内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の事業所や地域・家庭への移行にあたり、福祉サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 福祉サービスの利用が終了した後も、組織として利用者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 福祉サービスの利用が終了した時に、利用者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者の状態の変化や家庭環境の変化等で、福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等を行う場合、利用者への支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、利用者等の意向を踏まえ、他の事業所や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の事業所への情報提供が必要な場合には、利用者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 福祉サービス終了後も利用者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、利用者等に伝えておくことも福祉サービスの継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

(自立援助ホーム)

- 自立援助ホームでは、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、事業所退居後のアフターケアが利用者の安定、安心した生活に欠かせないことから、各事業所が有する専門性を活かした取組が求められます。

(3) 評価の留意点

- 事業所の変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない福祉サービスの提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の事業所等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 利用者の満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の満足を把握する仕組みを整備し、利用者の満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者の満足を把握する仕組みを整備し、利用者の満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者の満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- 利用者の満足に関する調査が定期的に行われている。
- 利用者への個別の相談面接や聴取等が、利用者の満足を把握する目的で定期的に行われている。
- 職員等が、利用者の満足を把握する目的で、利用者会（ミーティング）等に出席している。
- 利用者の満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、利用者の満足を把握する仕組みを整備し、利用者の満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者本位の福祉サービスは、事業所が一方的に判断できるものではなく、利用者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。福祉サービスにおいては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、利用者の満足を組織的に調査・把握し、これを福祉サービスの質の向上に結びつける取組が必要です。

(社会的養護共通)

- 組織における満足の把握は、利用者等の視点から事業所を評価するもので、サービスを向上するために必要なプロセスです。利用者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、利用者の尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

(社会的養護共通)

- 組織における満足は、日常生活において利用者の人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

(社会的養護共通)

- 組織における満足は、福祉サービスを含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該事業所において福祉サービスの基本方針や利用者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

- 利用者の満足に関する調査の結果は、具体的な支援の改善に結びつけること、そのために組織として仕組みを整備することが求められます。

- 実施する福祉サービスの質を高めるためには、組織として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応と言うことはできません。

- 組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

- このような仕組みが機能することで、職員の利用者の満足に対する意識を向上させ、組織全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

(3) 評価の留意点

- 組織の事業種別や福祉サービスの内容の違いによって、利用者の満足の具体的な内容は異なるので、組織として利用者の満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また利用者の満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

- 具体的には、利用者の満足に関する調査、利用者への個別の聴取、利用者懇談会における聴取等があります。利用者の満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 福祉サービスの実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、利用者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た利用者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情相談内容にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

(自立援助ホーム)

- 社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（管理者、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが組織の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、福祉サービス内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり福祉サービスの質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 組織においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて福祉サービスの質の向上を図る必要があります。

(3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、利用者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出た利用者等への経過や結果の説明、申出た利用者等に不利にならない配慮をしたうえでの公開、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、組織として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、福祉サービスの質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公開等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公開を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

【判断基準】

- a) 利用者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを利用者に伝えるための取組が行われている。
- b) 利用者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを利用者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 利用者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、利用者が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が組織として整備されているか、また、その内容を利用者に伝えるための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、利用者本位の福祉サービスにおいて不可欠であることは言うまでもありません。組織として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。
- 相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは組織において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 意見については、利用者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。

(3) 評価の留意点

- 利用者の相談、意見に関する取組については、利用者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において組織としての取組を聴取し、書面の確認及び事業所内の見学等で確認します。

(社会的養護共通)

- 利用者が自由に意見を表明できるよう、利用者との関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 普段の利用者の表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 十分に意思を表明することができない利用者について、権利擁護の観点から職員等が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。

(社会的養護共通)

- 相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを利用者が理解していることを確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 利用者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 利用者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 利用者からの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の福祉サービスの実施において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、利用者からの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、福祉サービスの内容や生活環境の改善等に関する利用者からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。組織においては、利用者からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、福祉サービスの質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、利用者の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、福祉サービスの質と利用者からの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、利用者からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する組織の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、利用者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

(3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に福祉サービスの改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している事業所の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう利用者の意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において組織としての取組を聴取し、書面等で確認します。

(社会的養護共通)

- 意見、要望、提案等への対応は、利用者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、利用者の安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

- リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- 利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、利用者の安心と安全を確保し福祉サービスの質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 組織におけるリスクマネジメントの目的は、福祉サービスの質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と事業所の実態にそくした効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、福祉サービスの質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 福祉サービスの実施に関わる設備・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に利用者の安心・安全に配慮した支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、組織の特性に応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では管理者のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

(自立援助ホーム)

- 事業所では、虐待を受けた利用者等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各事業所の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

(自立援助ホーム)

- 強引な引き取りがあった際の対応について職員間で検討し、統一的な対応が図られるよう周知徹底しているか、等の視点も大切です。

(社会的養護共通)

- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と利用者の安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。
- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。
- 感染症に関するリスク（対策）については、次項「Ⅲ－１－（５）－②」で評価します。

(社会的養護共通)

- 保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する利用者の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する利用者の安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な利用者の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者の生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。
- 感染症の予防・対応についても、福祉サービスの質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、組織内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- 感染症については、季節、支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。
- 対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に
行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
- 利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、事業所に入居（利用）している利用者の安全確保のための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者の安全を確保するためには、福祉サービス上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
- 組織においては、災害時においても、利用者の安全を確保するとともに福祉サービスを継続することが求められます。「事業（福祉サービス）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、利用者及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

(自立援助ホーム)

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じているか確認します。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。

【判断基準】

- a) 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた福祉サービスが実施されている。
- b) 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた福祉サービスの実施が十分ではない。
- c) 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、利用者の尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、組織における福祉サービスの標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて福祉サービスが適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 組織における支援の実践は、利用者の状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、福祉サービスを提供する職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共有化することであり、個別的な支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての利用者に対する画一的な福祉サービスの実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準化とは、各事業所における利用者の状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による福祉サービスの水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に見現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの利用者の個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、福祉サービスの実施時の留意点や利用者のプライバシーへの配慮、設備等の事業所の環境に応じた業務手順等も含まれ、支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない福祉サービスが提供されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

(社会的養護共通)

- 福祉サービスの標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

(3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた福祉サービスの実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった福祉サービスの実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- 福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 標準的な実施方法については、利用者が必要とする福祉サービス内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、組織として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、福祉サービスの質の向上にとって必要です。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や利用者等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、福祉サービスの質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が組織として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

(社会的養護共通)

- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 利用者一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 利用者一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 利用者一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別的な自立支援計画が策定されているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者の特性や状態、必要な支援等の内容に応じた支援において、利用者のニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別的な自立支援計画（利用者一人ひとりについてニーズと具体的な福祉サービスの内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、組織での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また利用者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、利用者の心身の状況や生活状況等を把握するとともに、利用者にとどのような支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。利用者の状況を適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 支援開始直後には、事前に把握していた心身の状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が組織として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、利用者全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっても、総合的な視点から利用者のより良い状態を検討する必要があります。

(社会的養護共通)

- 様式の中には、利用者の強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、利用者の担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

(社会的養護共通)

- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的なサービス内容・方法を定めています。支援目標は、利用者理解できる目標として、表現し、努力目標として利用者に説明し、合意と納得を得て決まります。

(社会的養護共通)

- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

- 措置入所により利用者一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる場合については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、利用者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく福祉サービスの提供がなされているか、福祉サービスの質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。
- 自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、組織の状況に応じて異なりますので、組織として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていることと評価します。
- アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。
- 自立支援計画は利用者の人生を支援するためのものであり、利用者とともにつくっていくことが大切です。利用者の意向の反映については、自立支援計画に利用者の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていることと評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、利用者数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。
- 組織としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。

(自立援助ホーム)

- 利用者一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。措置入所により自立支援計画の策定が法令上求められる場合については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画どおりに福祉サービスが提供されていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、利用者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に実施できていない内容（ニーズ）等、福祉サービスの質の向上に関わる課題等が明確にされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者一人ひとりに対する福祉サービスの質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する組織として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、福祉サービスの実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での福祉サービスの実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる場合はもとより、それ以外の事業所についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に実施できていない内容（ニーズ）など、福祉サービスの質の向上に関わる課題等が明確にされて、福祉サービスの質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

(社会的養護共通)

- 計画の見直し時には、福祉サービスの実施方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、組織全体の福祉サービスの向上に反映させる仕組みを構築します。

(社会的養護共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

(3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する利用者の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる場合については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 利用者一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 利用者一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 利用者一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 利用者の身体状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづくサービスが実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、組織内で情報を共有する仕組みが整備されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、利用者一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者一人ひとりに対する福祉サービスの実施状況は、組織の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのようなサービスが実施されたのか、その結果として利用者の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- また、記録のほか、利用者の状況等に関する情報の流れや共通化について、組織としての取組を評価します。
- 利用者の状況等に関する情報とは、利用者の状況、福祉サービスの実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、利用者に関わる日々の情報すべてを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、利用者の状態の変化や支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

(社会的養護共通)

- 利用者の強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。

(社会的養護共通)

- 記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

(3) 評価の留意点

- 引継ぎや申送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、組織の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、利用者数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、利用者の状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 利用者に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 利用者に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 利用者に関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、利用者等に説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の利用者の記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 事業所が保有する利用者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は利用者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない事業所（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで利用者や保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、利用者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、利用者への配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

社会的養護関係施設第三者評価 内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

(自立援助ホーム版)

目次

A-1 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援	1
A-1-(1) 利用者の尊重	1
A① A-1-(1)-① 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。	1
A② A-1-(1)-② 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	3
A③ A-1-(1)-③ 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。	5
A④ A-1-(1)-④ 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしている。	7
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等	9
A⑤ A-1-(2)-① 利用者に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	9
A-1-(3) 主体性、自立性を尊重した日常生活	11
A⑥ A-1-(3)-① 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。	11
A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア	13
A⑦ A-1-(4)-① 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。	13
A⑧ A-1-(4)-② 利用者が安定した社会生活を送ることができるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。	15
A-2 支援の質の確保	17
A-2-(1) 支援の基本	17
A⑨ A-2-(1)-① 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。	17
A⑩ A-2-(1)-② 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	19
A⑪ A-2-(1)-③ 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切に、利用者が自ら判断し行動することを保障している。	21
A⑫ A-2-(1)-④ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。	23
A-2-(2) 食生活	25
A⑬ A-2-(2)-① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。	25
A-2-(3) 衣生活	27

A⑭	A-2-(3)-①	衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。	27
	A-2-(4)	住生活	29
A⑮	A-2-(4)-①	居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	29
	A-2-(5)	健康管理	31
A⑯	A-2-(5)-①	利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。	31
	A-2-(6)	性に関する教育	33
A⑰	A-2-(6)-①	他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	33
	A-2-(7)	行動上の問題への対応	35
A⑱	A-2-(7)-①	利用者の暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。	35
	A-2-(8)	心理的ケア	37
A⑲	A-2-(8)-①	心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。	37
	A-2-(9)	社会生活支援（進路支援、社会経験等）	39
A⑳	A-2-(9)-①	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	39
A㉑	A-2-(9)-②	進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	41
A㉒	A-2-(9)-③	自立に向けて就労支援に取り組んでいる。	43
A㉓	A-2-(9)-④	金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	45
	A-2-(10)	家族とのつながり	47
A㉔	A-2-(10)-①	本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。	47

A-1 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援

A-1-(1) 利用者の尊重

A① A-1-(1)-① 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。

【判断基準】

- a) 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申し込みができるよう十分に配慮している。
- b) 入居に際して、事業所での生活や約束事を説明し、利用者が理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮しているが、十分ではない。
- c) 入居に際して、利用者が理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮していない。

評価の着眼点

- 入居の際に、事業所での生活状況や約束ごとを十分に説明している。
- 説明だけでなく事前見学や体験入居等の機会を設け、利用者が事業所での生活状況等を深く理解したうえで入居申込みができるよう配慮している。
- 利用者自身の自己決定権を尊重している。
- 事業所での生活についての約束は、形式にこだわらず、利用者が十分に理解し納得した上で交わしている。
- 入居後においても、適時利用者と約束の内容について確認している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 自立援助ホームは、なんらかの理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった原則として15歳から20歳まで（状況によって22歳まで）の利用者に暮らしの場を与える施設です。本評価基準では、そうした自立援助ホームの特性を踏まえ、利用者からの入居相談や入居申込み等の際に、事前の情報提供等がきちんと行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自立援助ホームへの入居は、利用者の申し込みが前提となり、入居希望者と事業所との契約による入居となります。そのため、自立援助ホームの入居申込みにあたっては、申込み者本人の意思が最も尊重されなければなりません。
- また、事業所は共同生活をする場であること、地域住民の一人であることから、周りの人と協調性を持って生活できることが入居の条件となります。さらに、独り立ちができることが目標となるため、生活の安定、就労の安定が不可欠であり、そのためにも入居前に事業所での生活状況や約束ごとなどが、十分に利用者に伝わっていることが重要です。
- 事業所での生活状況や約束ごとなどへの理解を深めるために、必要に応じて事前見学や体験入居等の取組が求められます。
- 利用者が社会人となり、働くようになると、雇用契約、賃貸契約など様々な契約を結んでいくこととなります。契約は約束であるという意味で、事業所との約束は、今後の社会生活における契約を利用者が学ぶ一環と捉えるとよいでしょう。
- 自立援助ホームには20歳以上の利用者も入居しています。飲酒や喫煙のできる年齢の利用者もいますが、事業所がどのような方針で運営をしているかについてきちんと説明し、事業所の方針を守るよう伝えることが必要です。
- 事業所での生活について交わす約束は、約束を交わした相互がその約束を守ることが前提です。しかし、この約束の目的はあくまでも入居時の目的や希望を忘れないためであり、規則優先の生活環境とならないよう注意する必要があります。この約束は、書面にこだわる必要はありません。口頭で取り組んでいる場合についても評価の対象とします。
- 初心を忘れないことは、利用者ばかりでなく職員にとっても重要な視点です。約束とは、あくまでも相互関係の上に成り立つものであり、利用者だけに約束を守る責任を押しつけることのないよう注意する必要があります。

(3) 評価の留意点

- 自立援助ホームは利用者が自らの意思によって、児童相談所に申請を行い、児童相談所が当該事業所に受け入れの可否を確認したのちに、入居となる施設です（自立援助ホームが利用者に代わって児童相談所に申請することも可能です）。
- 入居の際に契約書の内容をていねいに説明するとともに、利用者の意向を尊重しているかを評価します。

A2 A-1-(1)-② 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 利用者の権利擁護に関する取組が行われているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- 利用者の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 利用者の権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた福祉サービスが実施されている。
- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
- 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- 利用者の思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、利用者の権利擁護の視点から、虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応等の徹底について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自立援助ホームを利用する入居者は義務教育を終了した子どもから 20 歳（状況によっては 22 歳の年度末）までの若者です。18 歳未満の利用者については、子どもの権利条約で謳われる権利が守られるとともに、児童福祉法の範囲を超える利用者についても、成人としての権利を含め、等しく人権に配慮した対応が求められます。
- 利用者の権利擁護においては、自立や社会参加を実現する支援・取組とともに、虐待等の権利侵害の防止や権利侵害が発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であり、これらの取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- 自立援助ホームには、これまでの生活環境で自分の意志や考えを表出する機会が保障されてこなかった利用者が多く入居しています。自ら声を上げる経験の多くなかった利用者の権利を保障するための取組は重要です。
- また、利用者に権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく福祉サービスの提供が確実に行われなければなりません。
- マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等を通じて、権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底をすすめることが重要です。
- 共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、事業所としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

(3) 評価の留意点

- 利用者の権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- ただちに権利侵害とはいえないが、利用者に対する職員の気になる言動等に対して、事業所内でどのような注意喚起等の取組が行われているかを具体的に聞き取り、確認します。
- 利用者の尊重と権利擁護は、事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。
- 職員が日常的に、ケアの視点として利用者の権利を尊重していることを評価します。
- 権利侵害等が発生しないよう日頃からのさまざまな取組が重要です。過去 3 年程度における権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 利用者の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 宗教の理念を事業所の理念として運営されていることがあります。その結果、宗教研事等への参加や宗教的行為を日常生活の中で奨励している事業所もあります。しかし、これらのことは強制してはならず、利用者等の信教の自由は保障されなければなりません。

A③ A-1-(1)-③ 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう具体的に支援している。
- b) 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援していない。

評価の着眼点

- 利用者が自らのもつ権利についての理解を深められるよう、それぞれの利用者の状況に応じた説明を工夫し、日常生活を通して支援している。
- 良好な人間関係を築くために、職員は、利用者の支援に必要な個別的な時間を確保している。
- 職員は、利用者からの信頼を得られるよう、利用者の抱えているさまざまな問題・課題を含めて利用者を理解するよう意識的に努力している。
- さまざまな生活体験や多くの人たちとの関わりを通して、他者への心遣いや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。
- 利用者間でトラブルが生じた時、基本的には利用者同士で関係を修復できるよう支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員との信頼関係をもとに、利用者が自尊心を育み、自他の権利を尊重できるようになるための取組がどのように行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者は、これまでの生活の中で自己選択の機会が保障されてこなかった傾向があります。自分の意志や考えを表出することができない環境下に置かれていた利用者は、自分の意思を表出することが苦手な場合があります。
- 安心感の持てる場所で大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感を取り戻していけるようにしていくことが必要です。
- そこで、職員は、利用者と個別に関わる時間を確保し、利用者からの信頼が得られるよう努める必要があります。こうした職員との信頼関係を通して利用者が自ら選択し、自分で判断する機会を保障され困難を乗り越える力を獲得するよう支援していくことが大切です。
- 利用者は、職員との緊密な関係を通して人間の尊厳を理解し、他人の権利を尊重できるようになります。そのためには、まず、自分自身の人格や権利が大切にされているという実感や経験を積むことが大切です。
- 利用者間で生じたトラブルは可能な限り本人同士で解決することを支援する等、職員のていねいな関わりも重要となります。
- また、円滑な人間関係を育てていくためにも、可能な限り同年齢との関係をつくる機会や、異年齢交流の機会等を設けることも求められます。
- こうした、信頼関係のもとに多くの人たちとのふれあいを通じて、人格の尊厳や自他の権利を尊重できる人間性を養えるよう援助することが必要です。

(3) 評価の留意点

- 日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深める取組を評価します。
- 日常的に利用者と職員や他の利用者とはコミュニケーションをとり、良好な人間関係をつくるよう努めているか、その関わりを確認します。
- 事業所によっては、自己や他者の権利に関する研修を実施しているところもあります。また、ホーム会等で利用者同士が対話する機会を保障し、自分の意見が受け入れられる経験を保障するとともに、自分の意見と異なる他者の意見を尊重し、他者の権利を理解する経験をする 것도大切です。

A④ A-1-(1)-④ 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、
どのように生きるかを考えるための支援をしている。

【判断基準】

- a) 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための十分な支援をしている。
- b) 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしているが、十分ではない。
- c) 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしていない。

評価の着眼点

- 可能な限り事実を伝えようと努めている。
- 事実を伝える場合は、利用者の理解力や心理状況等を考慮し、丁寧に対応している。
- 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
- 利用者が自分自身や家族のことを知ることで強い心理的苦痛を持つ場合があることを十分に認識し、利用者がその情報を整理できるよう、十分なケアを提供している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、利用者本人の出生や家族の状況等に関する情報提供やその整理をするための対応等について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者は、自分自身の出生の状況や生い立ち、家族の現状について知る権利があります。また、そうした自身の「過去」に関する情報が整理できていないと、利用者は自分自身の現状を肯定し、肯定的な将来展望を持つことが極めて困難となります。
- 職員は、こうした認識に基づいたうえで、利用者に寄り添いながら、利用者自身が生い立ちを整理できるよう援助する必要があります。
- 利用者の知りたいという気持ちを尊重しつつ、理解力や発達状況への配慮、伝える内容やタイミング等は慎重な検討が必要であり、また、職員の利用者への深い洞察力が求められます。
- また、親をはじめとする家族情報の中には、親等が利用者に知られたくない内容があることもあります。こうした場合は、児童相談所等との連携により、できる限り利用者に伝えられるよう調整する必要があります。

(3) 評価の留意点

- 利用者の置かれた状況によっては、出生や生い立ちの整理が心理的な苦痛をもたらすこともあります。今後、自立援助ホームから巣立っていく利用者に、生きる力とよりよく生きていくことを保障することが大切であり、利用者自身が主体的に生きていくために、利用者の置かれた状況を整理するという視点が大切です。

A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等

A⑤ A-1-(2)-① 利用者に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、管理者が職員・利用者双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。
- 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず管理者に報告することが明文化されている。
- 所管行政への虐待届け出・報告についての手順等を明確にしている。
- 利用者が自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、利用者に周知し、利用者自らが訴えることができるようにしている。
- 虐待が疑われる事案が生じたときに、事業所内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。
- 虐待の届出・通告制度について説明した資料を利用者等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、管理者が自ら訴えることができるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、事業所における体罰や利用者の人格を辱めるような行為も含み、不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 身体的暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、ハラスメント等、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。
- 組織においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 不適切なかかわりに迅速に対処できるように、利用者からの訴えには組織的な対応を図るとともに、サインを見逃さないよう留意していることが重要です。また、不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにすることが必要です。
- 虐待の届出・通告制度について、研修会などで職員に周知をしていることが重要であり、利用者の権利を擁護する風土が組織全体に行きわたっていることが重要です。
- また、利用者間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止・早期発見しなければなりません。
- 虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、組織内で検証し、第三者の意見を聞くなど、組織運営の改善を行い、再発防止に努めることが求められます。

(3) 評価の留意点

- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っていることを評価します。
- 平成20年の児童福祉法改正において、被措置児童等虐待の規定が盛り込まれました。自立援助ホームについては、対象事業者に含まれていませんが、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日 雇児福発0331002・障障発0331009 各都道府県知事・各指定都市市長・各児童相談所設置市市長・各民生主管部（局）長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長連名通知）において、対象事業者の対応に準じ、「今回の制度化の考え方を踏まえた対応をするもの」とされています。
- よって、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、管理者や職員が十分理解していることを確認します。

A-1-(3) 主体性、自立性を尊重した日常生活

A⑥ A-1-(3)-① 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 利用者自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。
- b) 利用者自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 利用者自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない。

評価の着眼点

- 利用者自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるよう支援している。
- 事業所の提供する援助内容・方法について事前に利用者に十分説明している。
- 目標実現に向かって発展していけるよう、利用者の主体性を尊重しつつ、過保護にならないよう援助している。
- 生活全般について、日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行っている。
- 利用者の自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
- 利用者の興味や趣味にあわせて、自発的な活動ができるよう配慮し、外部の文化・スポーツ活動への参加や習いごとを積極的に進めている。
- 利用者の生活文化を保障し、自由に活動ができるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、利用者自身が自らの生活を主体的に考え、実際に営むことができるよう、生活習慣や生活技術の習得を含めた事業所としての支援、取組の状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者が生活の主体であることを確認し、その生活について利用者の意見を聞くことや利用者同士が話し合う機会を定期的に設けることが必要です。また、行事の企画や運営に参加するなど利用者一人ひとりが生活の主体者であることを意識できるように取組が求められます。
- 利用者から出された事業所での生活に関する意見等は、事業所の機能等を踏まえて対応できるもの、できないものがあるものの、十分な検討とていねいな対応が必要です。
- また、利用者一人ひとりが自らの生活における課題を主体的に考え、自主的に営んでいくことができるような事業所の支援・取組を評価します。
- 利用者に対する適切な情報提供や説明は、利用者の知る権利を守ることであり、主体性のある「力」(エンパワメント)を高めることにつながります。
- あわせて、情報提供は利用者の意見表明や自己決定の前提となるものであることから提供する情報の内容や、その方法にも十分な配慮が求められます。
- 利用者が自立した生活をめざして自己の成長や問題解決力を高めるためには、日々の生活において多様な経験を積むための機会を確保するとともに、つまずきや失敗を受け止め、利用者とともに解決していこうとする職員の姿勢も大切です。
- 利用者は、日常生活で直面する困難な問題を解決していく過程で生じた苦悩、葛藤、熟考、理解、判断などによって、知性、道徳性、情緒などを育てていきます。
- あわせて、利用者の自立した生活に向けては、基本的な生活習慣(食事、睡眠、排泄、掃除等)・生活技術(防犯、金銭管理等)を身につけることが必要であり、その支援のあり様は利用者一人ひとり大きく異なるため、きめ細かな対応が求められます。

(3) 評価の留意点

- 利用者を権利の主体として位置づけ、常にその最善の利益に配慮した支援が行われているか確認します。
- 事業所が行う取組が、利用者が健全で自主的な生活を営むことをめざし、生活習慣や生活技術の習得とともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的として行われているか確認します。
- なお、本評価基準では事業所での集団生活にかかわる支援の状況と、利用者一人ひとりに着目した支援の双方を評価しますが、利用者一人ひとりに対する支援等については自立支援計画との関係で評価します。

A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア

A⑦ A-1-(4)-① 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。

【判断基準】

- a) 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を十分話し合った上で退居を決定している。
- b) 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合った上で退居を決定しているが、十分ではない。
- c) 利用者と退居後の生活について話しあわずに、退居を決定している。

評価の着眼点

- 利用者の自立への気持ちをもとに、退居にむけた取組を行っている。
- 退居後の生活について、利用者と十分に話し合ったうえで計画を作成している。
- 退居後のフォローアップ体制が整えられ、利用者に提示している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、リービング・ケア（自立援助ホームから退居する直前のケア）を評価の対象とし、その取組について評価します。
- 退居がある程度見える時点になった時から、利用者自身の意志で決定して行動しなければならない社会での生活を想定した支援に関する具体的な取組状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自立援助ホームからの退居は、本人の意向を尊重し、児童相談所と協議したのちに決定します。
- 退居を決定する場合は、退居後の生活が自立的かつ積極的に臨めるよう、利用者の精神面での準備ができていることが前提であり、事業所と利用者との間の十分な話し合いが必要となります。
- 退居後、社会での安定した生活を送るためには、利用者自身が有する課題だけではなく、利用者を取り巻く環境に対処できるだけの力を身につける必要があります。
- また、基本的な生活習慣や金銭管理、生活技術の獲得以上に、利用者が職員との信頼関係を築き、困ったときに相談できるようになることも重要です。
- 退居の決定にあたり、必要に応じて、退居後も活用できる制度や社会資源を明確に提示するなど、事業所による退居後のフォローアップの体制を明らかにするとよいでしょう。
- 必要に応じて退居後の生活の計画が作成されることも大切です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、退居に向けた支援の状況について、その目標設定や具体的な支援の内容を自立支援計画の内容や聞き取り等によって確認します。
- あわせて、地域の関係機関（児童相談所やハローワーク、若者サポートセンター、出身施設、里親など）との連携や協働の状況を確認します。
- 退居時の関係性や状況に関わらず、いつでも相談できる環境を整えているかを確認します。

A8 A-1-(4)-② 利用者が安定した社会生活を送ることができるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者が安定した生活を送れるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。
- b) 利用者が安定した生活を送れるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っているが十分ではない。
- c) 退居後の継続的な支援を行っていない。

評価の着眼点

- 退居後の継続的な支援の一環として、事業所側から電話を入れたり、訪問をするなどしている。
- 退居後の利用者の相談などに、適時適切に応じている。
- 退居後、いつでも事業所を訪れることができることを説明し、そのための受入れ態勢を事業所や職員がつくっている。
- 利用者が事業所との関係を断ち切らない限り、事業所側から利用者との関係を断ち切ることはないようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、退居後に利用者が安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などによる支援の実施状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者は退居後に、実社会の中で自活しながら様々な失敗を経験し、自分で乗り越えることで、地域社会で定着できるようになります。そのため、退居後の相談支援は、利用者にとって大切であり、支援者側から関係を断ち切ることがあってはいけません。
- 支援の方法は、メールや手紙、電話連絡、職場訪問、アパート訪問、来所や通所、通信や誕生日にメッセージカードの送付、忘年会、新年会の誘い等、様々な方法があります。
- また、退居した利用者が気兼ねなく遊びに来られるとともに、いつでも迎え入れることができる態勢を作っておくことも大切です。入居者と退居者の交流は、入居者が実社会での生活のイメージを想起することにもつながります。

(3) 評価の留意点

- 事業所内外でのアフターケアに関する具体的な実施状況について確認します。
- 退居後も事業所として利用者が相談できる窓口を設置するなど、利用者等からの相談にいつでも応じられる体制が整っているかを確認します。

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本

A⑨ A-2-(1)-① 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。

【判断基準】

- a) 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを積極的に行っている。
- b) 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っているが、十分でない。
- c) 利用者と職員の信頼関係構築を意図した、受容的・支持的な関わりを行っていない。

評価の着眼点

- 利用者一人ひとりを受け入れ、受容的・支持的な関わりを通じて信頼関係の構築につなげている。
- 利用者の視点に立って個々の気持ちを汲み取っている。
- 利用者が相談しやすいような働きかけを意識的に行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員が利用者に寄り添い、利用者職員との間に信頼関係が構築されているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自立援助ホームの利用者が抱えている課題は、個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかることが多くあります。利用者にとって、安心感、安全感、満足感につながる環境を保障することが重要になります。
- 事業所における援助は、利用者の基本的信頼感を構築することが不可欠であり、そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的な関わりや深い洞察力による課題把握と対応が求められます。
- 職員は、どこか安心感を抱かせる大人となって、利用者一人ひとりを深く理解し、対応できる寄り添いの専門家となることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 職員が利用者とのようにかかわっているか、信頼関係を構築するためにどのような支援をしているかを確認します。

A⑩ A-2-(1)-② 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を常に行っている。
- b) 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っていない。

評価の着眼点

- 利用者一人ひとりを理解し、発達段階や課題を考慮して支援している。
- 利用者に問題行動等があった場合、単にその行為を取りあげて制限するのではなく、背景にある心理的な問題の理解に努めている。
- 利用者の生活を束縛するような管理や操作をしていない。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、職員が利用者を理解しようとする態度で寄り添っているか、また、利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者はさまざまな表出行動を見せますが、その行動の背景にある心理的な問題が何なのかを理解することが必要です。

(3) 評価の留意点

○ケース会議の記録や自立支援計画を確認します。

A⑪ A-2-(1)-③ 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にし、利用者が自ら判断し行動することを保障している。

【判断基準】

- a) 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にし、利用者が自ら判断し行動することを保障している。
- b) 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にし、利用者が自ら判断し行動することを保障しているが、十分でない。
- c) 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切にしていない。

評価の着眼点

- 利用者がやらなければならないことや当然できることについては、利用者自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
- 職員は必要以上の指示や制止をしていない。
- 利用者を見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
- つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、日常生活において職員が利用者の力を信じて見守る姿勢を大切にしているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者が自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験するさまざまなつまづきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。
- 利用者は、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感します。またそのことを職員が気づきメッセージとして発信することが大切です。
- こうした体験を日常生活の中で数多く経験することが大切です。そのためにも、支援者側の意図を利用者にわかりやすく説明し、利用者の力を信じて見守る姿勢や、利用者の自己変容への取組を待つことが大切です。利用者は職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準については、直接福祉サービスの場面に立ち会って評価することが重要です。
- 「見守り」、「管理」の意味について、評価者は理解しておく必要があります。これらの言葉は、利用者の受け止め方によっては、支援者側の意図と相反するものにもなり得ます。見守りの姿勢を持ちながらも、利用者の成長のために管理することもあることに留意します。また、利用者が主体的に取り組むことを「待つ」姿勢もあることに留意します。
- 利用者の年齢や理解力、過去の経験などから、利用者のもつ特性に対して見通しをもった支援をしているかを確認します。

A⑫ A-2-(1)-④ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。
- b) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援していない。

評価の着眼点

- 利用者が社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、利用者がそれらを習得できるよう支援している。
- 利用者と職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。
- 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。
- 身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。
- 電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、福祉サービスが職員との関係性を基盤として、個々の利用者の状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、利用者と共に日常生活をいとなむことを通して、基本的な生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、さまざまな生活技術が習得できるよう支援しているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- そのような学びの根幹は、職員との関係性を基盤にした生活にあります。穏やかで安全性や快適さに配慮された生活によって、利用者自身が決まりや約束を守ることによって事業所での生活そのものを守ろうとする意識が醸成されることが大切です。
- 日頃から職員がその振る舞いや態度で模範を示すことが大切ですが、入居して短い時間で利用者が基本的な生活習慣等を習得するのは難しいと思われるので、利用者の状況を把握することが大切です。また、外来者へ常識ある対応がとれることも重要です。

(3) 評価の留意点

- 基本的な生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、様々な生活技術の習得のために、どのような工夫がなされているかを評価します。部屋の飾り付けや家電、家具の配置等の生活感のある雰囲気にも目を向けることも重要です。
- 健康の保持や衛生管理、安全（事故防止）について利用者が理解し、その方法を身につけることができるような支援が行われていることを評価します。
- SNS やインターネットの知識や実体験を得る取組が行われているかを聞き取りなどから確認します。

A-2-(2) 食生活

A⑬ A-2-(2)-① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。

【判断基準】

- a) バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう具体的に配慮している。
- b) バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮しているが、十分ではない。
- c) 食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮していない。

評価の着眼点

- 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
- 食事時間が他の利用者と違う場合でも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 食事の時間は職員や利用者同士のコミュニケーションの場となるよう工夫している。
- 利用者の個人差や利用者の体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
- 定期的に残食の状況や利用者の嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。
- 利用者が基本的な調理等のできる環境が整っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、安心感を得ながら食事ができる場所となるような工夫や、利用者の学校や就労状況等、生活時間にあわせた食事の時間の設定の取組について評価します。
- また、利用者の自立・自活を考え、基本的な生活習慣の確立につながる取り組みや、一緒に食事づくりをする機会の取組についても評価します。

(2) 趣旨・解説

- 食事は、単に空腹を満たし栄養を摂取するためだけのものではありません。おいしく楽しく食べることにより、幸福感や精神的な充足を得ることができ、心の安定のために重要な役割を果たします。
- 食事が楽しい時間であること、調理方法や味付けに配慮すること、そして利用者の嗜好を考慮した食事を提供することが必要です。
- 食事の時間は、利用者の基本的な生活習慣の確立につながるよう設定するとともに、食事に要する時間にも個人差に配慮して可能な限り幅とゆとりをもつ必要があります。
- また、学校や就労状況に応じた利用者の生活時間に配慮した対応が求められます。
- 入居前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、食習慣が身につけていない利用者も少なくありません。ここでの食習慣は食事の場面にまつわることだけでなく、食材の買い出しから後片付けに至るまで食事に関わるすべてのことが含まれます。
- 日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進することが求められます。利用者の状況に応じて、調理方法や買い物を手伝って材料の選び方等を知る機会を設けたり、食器洗いや配膳等を習慣化したり、また職員が範を示すことで、基本的な食習慣の習得に向けた支援が行われることが大切です。
- 季節感や行事に配慮した食事やそこに込められた願い、考え方を伝えることも大切です。

(3) 評価の留意点

- 食卓に、人間関係などその生活集団の雰囲気や関係性が反映されることを踏まえれば、食事の時間が、職員と利用者、利用者同士のコミュニケーションの場として機能し、和やかな雰囲気となっているのかも確認します。
- 利用者の自立・自活を見据えて、職員と一緒に食事をつくる機会をもつことも大切です。
- 食物アレルギーを持つなど食事に特別な配慮が必要な利用者が増えています。病気などのときなど健康状態に配慮した食事を含めて、利用者一人ひとりの状況に応じた食事の提供が行われているかを確認します。

A-2-(3) 衣生活

A⑭ A-2-(3)-① 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。

【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、TPOに応じた服装となるよう助言している。
- b) 衣服は清潔で、TPOに応じた服装となるよう助言しているが、十分ではない。
- c) 衣服の清潔や服装について助言していない。

評価の着眼点

- 衣服は常に清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用するよう助言している。
- 年齢に応じて、TPOに応じた服装ができるよう助言している。
- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 衣服を通じて利用者が適切に自己表現をできるように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、利用者一人ひとりの身だしなみが配慮の届いたものとなっているのか、また利用者が衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるよう支援がなされているのかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 多くの利用者は、衣類を自分で決めることのできなかつた生活期間が長く、化粧や髪型などのおしゃれに目覚めることもあります。そのため、自分で決めることを保障しながらも、TPO に合わせた適切な身だしなみ、服装ができることと、自己表現の手段として個性が尊重されることが大切です。
- あわせて、利用者自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが必要です。

(3) 評価の留意点

- 清潔で体に合い、季節に合ったものを身に付ける等、身だしなみに対する意識の醸成をすることが大切です。

A-2-(4) 住生活

A⑮ A-2-(4)-① 居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

【判断基準】

- a) 居室等事業所全体は、生活の場としての安全性や快適さに十分配慮したものに
なっている。
- b) 居室等事業所全体は、生活の場としての安全性や快適さに配慮しているが、十
分ではない。
- c) 居室等事業所全体は、生活の場としての安全性や快適さに欠けている。

評価の着眼点

- 利用者が居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行って
いる。
- くつろげる空間を確保するよう努めている。
- 清潔な環境が保たれるとともに、破損個所については必要な修繕を迅速に行ってい
る。
- 日常的な掃除や大掃除を行い、居室等の整理・整頓、掃除等の習慣を身につけられ
るよう援助・指導している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、事業所の中に利用者一人ひとりの居場所が確保され、安全性や快適さに配慮しているかどうか、事業所の工夫や取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者は、自身が所属するグループの一員であることが実感できるような住環境の中で安心して生活することで、自己肯定感を育むことができ、そのことが自己アイデンティティの確立へとつながっていきます。
- 利用者一人ひとりの居場所が確保され、「自分が大切にされている」と感じる場所があり、帰るとほっとできる家庭的な空間が用意されていることは大切なことです。
- 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいでありたいものです。そのために職員が率先して美化に努める必要があります。一方、居室については、きれいに保つことができない利用者もいますが、利用者の状況に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくように支援することが大切です。

- 利用者の自立にむけては、生活習慣の確立が必要であり、事業所においてはそのための援助・指導を行うことが求められます。

- 職員は、利用者一人ひとりのおかれた状況等を正しく理解して援助・指導することが求められます。

(3) 評価の留意点

- 利用者個人の空間が確保されていることを評価します。
- 利用者が私物を収納できるようなロッカー、タンス等の整備も求められます。
- また、一人ひとりの利用者の生活時間に合わせて、必要に応じて入浴やシャワーが利用できるようにすることも必要です。
- 利用者を取り巻く住環境が、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などにいたるまで、そこにくらす利用者が大切にされているというメッセージを感じられるように工夫されていることを評価します。
- 破損箇所をそのままにしたり、壊れた物が放置されていたりすると、生活の潤いがなくなり、利用者の心がすさんでしまいます。不適切な環境を放置し、その環境が当たり前になってしまわぬよう、速やかな修繕が行われていることを確認します。
- 本評価基準は、利用者の状況に応じた生活習慣の確立に向けた援助・指導の取組について評価しますが、援助効果は評価の対象とはなりません。

A-2-(5) 健康管理

A⑯ A-2-(5)-① 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。

【判断基準】

- a) 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。
- b) 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援し、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応しているが、十分ではない。
- c) 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるような支援や医療機関等との連携をしていない。

評価の着眼点

- 職員は、利用者の健康状態や、睡眠や食事などの生活状況を把握している。
- 健康や清潔に対する意識を醸成するよう援助・指導している。
- 危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための援助・指導をしている。
- 特別な配慮を要する利用者については、医療機関等と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。
- 職員間で医療や健康に関して話しあいや情報共有などを行い、知識を深める努力をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、利用者が自らの心身の健康を管理するための支援の取組や、医療機関等との連携について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 心身の健康（清潔、病気、安全など事故防止等）は、利用者の健全な生活の基本となります。
- 入居前の不適切な養育環境により、心身の健全な発達上、課題のある利用者が多いです。職員は一人ひとりの状態を常に把握し、健康な生活を送ることができるよう、支援をすることが求められます。
- 利用者の健康状態は、日々変化します。病気やケガだけでなく、心の悩みや友人関係のつまずきや家族関係等で健全な状態が急変することもあります。健康管理は、日頃から注意深く観察することで適時に適切な対応が求められます。
- 利用者の体調に変化があった時は、職員間で情報交換をし、職員の勤務の交替（あるいは担当者の交替）があっても、確実に継続して支援を行える体制を整えなければなりません。
- また、利用者の心身の問題に対応するため、日頃から医療機関等との連携を含めて適切に対応することが必要です。

(3) 評価の留意点

- 身体的な健康だけでなく、心理・情緒面での健康にも配慮した支援が行われているかを確認します。また、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含んだ取組について評価します。
- うがいや手洗い等の生活習慣、洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、爪切り等の身だしなみを自ら行えるとともに、ひげそりやカミソリ等、感染のもととなるものは自分のものを使うような援助・指導も大切です。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう援助・指導しているかも確認します。
- 利用者が自分の体調や病気、障害についてことばで表現でき、必要な治療や服薬についても理解できるよう支援が行われているかにも留意します。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑰ A-2-(6)-① 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価の着眼点

- 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。
- 性をタブー視せず、利用者の疑問や不安に答えている。
- 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。
- 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や利用者に対して実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者の性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。性をめぐる諸課題についての正しい理解を糸口にして、自分自身のいのちと向き合うことは重要な意味を持ちます。そしてそのことを大前提として、他者のいのちも尊重できるようにする支援が求められます。

○性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達状況に応じて性についての正しい知識、理解が持てるよう支援していくことが求められます。

○また、実生活のうえでも年齢にふさわしい関係において他者の性を尊重し、思いやりのある心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けることが必要です。

○利用者の年齢から考えると、妊娠や出産に直面することも考えられます。利用者に寄り添って支援するとともに、利用者自身にも、そうしたことが起こりうる年齢であることを伝える必要があります。

○日頃から職員の間でも性をめぐる諸課題への支援のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要です。

(3) 評価の留意点

○集団生活において利用者同士の性的な加害・被害関係が起こることのないよう、異性間のみならず、同性間においても日常生活場面での十分な注意が行われているかを確認します。

A-2-(7) 行動上の問題への対応

A⑱ A-2-(7)-① 利用者の暴力・不適應行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。

【判断基準】

- a) 利用者の行動上の問題（暴力、不適應行動等）に適切に対応し、その理由が利用者にわかるよう十分説明している。
- b) 利用者の行動上の問題（暴力、不適應行動等）に適切に対応し、その理由を利用者にわかるよう説明しているが、十分ではない。
- c) 利用者の行動上の問題（暴力、不適應行動等）に適切に対応していない。

評価の着眼点

- 行動上の問題（暴力、不適應行動等）の発生予防のために、事業所内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
- 職員相互の信頼関係が保たれ、利用者がそれを感じ取れるようになっている。利用者間での暴力（性的暴力を含む）やいじめが発覚した場合には、管理者が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
- 事業所が、行動上の問題があった利用者にとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の利用者の安全を図る配慮がなされている。
- 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。
- 必要に応じ、児童相談所、司法機関、専門医療機関と協力し、対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、利用者の暴力（性的暴力を含む）、いじめや差別等の不適応行動の防止のための日常的な取組と、万が一発生した場合の対応について事業所の取組を評価します。
- 行動上の問題をとった利用者への対応だけでなく、損なわれた秩序の回復、一緒に暮らす成員間の関係修復、生活環境の立て直し、暴力を受けた他の利用者や職員への配慮など、利用者の行動上の問題により引き起こされる状況への対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

- ケアニーズの高いケースが増え、利用者個々の支援が必要となっています。児童相談所・病院・学校・市町等の関係機関との連携や活用を積極的に展開し、予防も事後の対応も速やかに行える体制があることが求められます。
- 利用者同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応について、職員間の連携や管理者の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが必要です。
- 利用者は人間不信に陥っていたり、それにより他の利用者との関係を築いていくことが困難な場合があります。利用者は抱え込んでいた感情や心理的なストレスを問題行動として、ときに暴力という形で表出することもあります。日頃からコミュニケーションをとり、事業所が利用者にとって安心感の持てる場所になるよう配慮することも求められます。
- 利用者が訴えたいことの受容と、行動上の問題の表出を許容してしまうことを混同しないことに留意が必要です。
- 暴力や不適切な行動をとる利用者の要因や課題を分析し、支援するとともに、一緒に生活して被害を受けた利用者への対応も同時にすることが必要です。とくに、守られるはずの事業所で暴力にさらされてしまうダメージは深いからです。また、利用者の家族関係の状況によっては、被害を受けた利用者の家族等への説明も必要です。
- パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合には、タイムアウトを行うなどして利用者の心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の利用者の安全を守ることも必要です。
- 利用者の暴力が自分自身に向かってくるとともに職員にとってはとても辛いことであり、大きな無力感に職員がさいなまれることもあります。適切な対応のためには、利用者を理解するとともに職員相互の支援体制が求められます。

(3) 評価の留意点

- 利用者間の暴力（性的暴力を含む）やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を事業所全体に徹底しているかを評価します。
- また、利用者同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入することができているかも確認します。
- 行動上の問題を生じやすい利用者の特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしておくことや、くり返し児童相談所や司法機関、専門医療機関等と協議を行うなどの対応を、自立支援計画や記録等からも確認して評価します。

A-2-(8) 心理的ケア

A⑱ A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的ケアが必要な利用者には、関係機関と十分に連携して心理的な支援を行っている。
- b) 心理的ケアが必要な利用者には、関係機関と連携して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的ケアが必要な利用者には、関係機関と連携して心理的な支援を行っていない。

評価の着眼点

心理的ケアの必要性に応じて、より具体的なケアの体制を組み込んでいる。

事業所における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が事業所全体の中で有効に組み込まれている。

心理的ケアが必要な利用者への対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。

職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、虐待体験、分離体験などによる心理的ケアが必要な利用者に対する心理的な支援について、その実施体制や実施状況等を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 心理的支援の実施に当たっては、児童相談所等と連携しその指導・助言に基づくよう努めること等が必要です。また、職員間の連携、ケース会議への出席、相談や助言、研修等も求められています。
- 心理的ケアの有資格者は、すべての自立援助ホームに配置されているわけではありませんが、そうした場合でも、近隣の児童養護施設に配置されている心理職や児童相談所の児童心理司、精神科医等の関係機関・専門家と連携することが必要です。

(3) 評価の留意点

- 利用者が落ち着いて心理的ケアを受けられる環境が確保されているかを確認します。

A-2-(9) 社会生活支援（進路支援、社会経験等）

A⑳ A-2-(9)-① 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 利用者が進路の自己決定ができるように支援している。
- b) 利用者が進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 利用者が進路の自己決定ができるように支援していない。

評価の着眼点

- 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、利用者に判断材料を提供し、利用者と十分に話し合っている。
- 進路選択に当たって、本人、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画を作成し、各機関と連携し支援をしている。
- 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、利用できる仕組みや経済的な援助についての情報提供をし、活用に向けた支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、利用者の最善の利益にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者にとっての「最善の利益」を考え、利用者の希望と可能性、能力を把握したうえで、進路選択への支援を考えることが大切です。
- 特に、進路選択という利用者の人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、利用者の不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった援助が必要です。
- 新たな情報が加わったり、利用者の状況が変化した場合は、すぐに再アセスメントを行い、自立支援計画を見直すことが大切です。利用者とともに生活等の状況を振り返り、利用者の意向を確認しながら自立支援計画を見直すことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 利用者の適切な自己決定を確保するため、十分な情報提供が行われているかを確認します。
- 利用者が活用できる仕組みは都道府県によって異なります。各都道府県においてどのような仕組みが設けられているか確認するとともに、活用に向けた支援の取組を確認します。

A⑳ A-2-(9)-② 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っていない。

評価の着眼点

- 高校（全日制、定時制、通信制）や短大、大学、専門学校、高校卒業程度認定試験等のための情報提供やサポートを行っている。
- 進学することを選択した利用者や在学中の利用者が静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースを用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、サポート体制をつくっている。
- 学校教師と十分な連携をとり、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、進学を希望する利用者に対する学習環境の整備と学習支援について、事業所の具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 利用者の学習権を保障し、より良い自己実現に向けて学習に対する利用者の意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが自立援助ホームに求められます。
- 学習支援においては、物理的な学習環境だけでなく、その人らしく力が発揮できる事を願うかかわりが大切です。
- 学力が低かったり、本来持っている能力を十分発揮できていない利用者については、潜在的可能性を引き出していけるように学習環境を整備していくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 近年、高校や大学等に在学中の利用者が増えています。進学に向けた学習環境の整備とともに、在学中の利用者の学習権が保障されているかも確認します。

A22 A-2-(9)-③ 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。
- b) 自立に向けて就労支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 自立に向けた就労支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 社会の仕組みやルールなど、社会人として就労していくうえでの心構えや責任について話し合っている。
- 就労に向け、利用者と一緒に仕事を探し、履歴書の書き方や面接の練習など、就職活動に必要な支援を行っている。
- 採用後は、就労を継続できるよう支援を行っている。
- 各種の資格取得を奨励し、資格取得に興味関心を持っている利用者には積極的に情報を提供している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、入居者の安定した就労に向けた支援の取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○自立援助ホームは、若くして自立を余儀なくされている利用者に対し、自分で収入を得て自活できるよう支援する場所でもあります。

○18歳未満の利用者や中卒で入居している利用者にとっては、希望する職種や条件の仕事が見つからないこともあります。限られた条件であっても利用者に寄り添い、一緒に仕事を探し、採用されるよう支援をしていくことが求められます。

○そのためにも、利用者本人の興味、関心事をていねいに聞くという主体性を尊重した支援とともに、本人の意向と能力に応じた支援を行っていくことが必要です。

○また、必ずしも希望の職に就くことが難しいことを鑑み、採用後も、職場訪問や上司に連絡を取るなどして仕事の様子や職場での人間関係などの情報を得ながら継続できるよう支援していくことも大切です。

○資格取得につなげる支援も必要です。

(3) 評価の留意点

○利用者の就職に向けた取組を自立支援計画等で確認します。

○利用者と一緒に仕事を探したり、履歴書の書き方や面接の練習などの支援の取組を確認します。

○採用後において、利用者が就労を継続できるよう、どのような支援を行っているかを確認します。

A23 A-2-(9)-④ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。

【判断基準】

- a) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう、利用者の状況に応じて具体的に援助している。
- b) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助しているが、十分ではない。
- c) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助していない。

評価の着眼点

- 金銭を自己管理できるよう援助している。
- 無駄づかいをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を勧めている。
- 経済観念や金銭感覚が身につくよう相談・援助・指導している。
- 用途については、利用者の自主性を尊重し、不必要に制約していない。
- 一定の生活費の範囲で生活することを学べるよう援助している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者の金銭管理や使い方など経済観念の確立に向けた事業所の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者が社会で生活していくためには、さまざまな生活技術が習得されていなければならず、なかでも経済観念の確立はその基本となるものです。

○経済観念の確立にむけては、利用者の状況に応じて生活費やこづかいの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための援助が必要となります。

(3) 評価の留意点

○利用者は、事業所を巣立つことに大きな不安を抱えています。自立へ向けて、経済観念の確立に向けた計画的な準備が行われているかを評価します。

A-2-(10) 家族とのつながり

A⑭ A-2-(10)-① 本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 事業所は本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。
- b) 事業所は本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 事業所は家族との関係調整に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 家族との関係調整においては、利用者の意思を尊重するとともに、利用者が家族と適切な距離をとることを支援している。
- 家族との関係調整については、必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- 親との面接などを通して家族に働きかけ、親子関係の継続や修復に努めている。
- 利用者に関する情報を家族に伝える場合には、利用者の意向を考慮して行っている。
- 利用者の意向を考慮しながら面会、外出、一時帰宅などを取り入れ利用者と家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。
- 面会、外出、一時帰宅後の利用者の様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、利用者と家族との関係調整を図るため、児童相談所や関係諸機関と連携・協力する取組について、具体的ななかかわり方等を通して評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自立援助ホームへの入居は、利用者の最善の利益を念頭に置いた関係再構築の出発点であることを認識して、利用者の意思を尊重しながら、ケースの見立て、改善すべき課題は何かを絞り込み、児童相談所等との合意形成と連携を行い、多面的に家族支援を行うこととなります。
- 利用者が家族との交流を望む場合は、積極的に支援を行うことが必要ですが、交流を希望しない場合はその意思を尊重した関わりが必要です。
- 利用者が家族との交流を拒否している場合、または家族による強引な引き取り等が予想される場合は、児童相談所等の関係機関と連携し入居先を教えないこともあります。
- 退居後に家族とのトラブルを抱えるケースもあります。自立援助ホームにおいては、今後、家族とどのような関係を築いていくのかについて、利用者とともに考えていくことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 家族との交流に関し、利用者の意思をどのように把握しているか確認します。
- 児童相談所等、関係機関との連携の状況を確認します。
- 個別の事例を参考にして、具体的な取組を記録や聴取で確認します。
- 家族への対応方針について、利用者本人も含め、職員全体で共有化され取り組まれているか評価します。

利用者調査の実施方法

(児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)

1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、子どもがどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではありません。

提供される支援及びその結果に対して、子どもの声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めます。

なお、子どもの回答が、子どものこれまでの家族関係、生活習慣、生育歴などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけではなく、回答の意図するところなどもくみ取る必要があります。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となります。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となります。

2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とします。

3. 調査対象

調査対象は、小学生4年生以上の入所児童の全数とします。ただし、実態に即し、無理のない範囲で実施することとし、子どもが回答したくないなど回収できない場合は、差し支えありません。

4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は、文例のように、子どもにわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多くないものとします。

5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票の子どもへの配布、調査の目的や方法の子どもへの説明、記入された調査票の回収を、評価機関が施設に依頼して行う方法によります。
- ② 評価機関は、調査票のほか、施設への依頼文、子どもへの説明文、回収用封筒、回収箱を用意して、あらかじめ施設に渡します。
- ③ 調査票は、無記名とし、記入した調査票は、回収用封筒に子ども自身が入れて、糊づけ等で封をして、子ども自身が回収箱に入れる方法によります。
- ④ 回収箱に投函された回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ送付します。

6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」「無回答」を集計します。自由記載については、主な事項を集約します。
- ② 調査結果については、個々の子どもの回答内容が施設にわからないように留意しつつ、集約したものを施設に示します。

利用者調査の実施方法（乳児院）

1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、保護者がどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではありません。

提供される支援及びその結果に対して、保護者の声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めます。

なお、保護者の回答が、保護者のこれまでの家族関係、生活習慣、価値観などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけではなく、回答の意図するところなどもくみ取る必要があります。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となります。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となります。

2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とします。

3. 調査対象

調査対象は、入所児童の保護者の全数とします。ただし、実態に即し、無理のない範囲で実施することとし、回答したくないなど回収できない場合は、差し支えありません。

4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は、文例のように、保護者にわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多くないものとします。

5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票は、保護者への郵送等により配布します。保護者への配布は、評価機関は保護者の氏名、住所を知ることができないため、評価機関から施設に依頼します。
- ② 評価機関は、利用者調査票のほか、施設への依頼文、保護者への回答の締切等を記載した説明文、評価機関の住所を記載し、返信用切手を貼付した返信用封筒、及び回収箱を用意して、あらかじめ施設に渡します。
- ③ 調査票は、無記名とし、記入した調査票は、保護者が回収用封筒で評価機関に郵送します。また、保護者が面会時に回収箱に投函することもできることとし、回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ送付します。

6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」「無回答」を集計します。自由記載については、主な事項を集約します。
- ② 調査結果については、個々の保護者の回答内容が施設にわからないように留意しつつ、集約したものを施設に示します。

利用者調査の実施方法（母子生活支援施設）

1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、母親及び子どもがどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではありません。

提供される支援及びその結果に対して、母親及び子どもの声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めます。

なお、母親及び子どもの回答が、これまでの家族関係、生活習慣、価値観などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけではなく、その回答の意図するところなどもくみ取る必要があります。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となります。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となります。

2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とします。

3. 調査対象

調査対象は、母親及び小学生4年生以上の入所者の全数とします。ただし、実態に即し、無理のない範囲で実施することとし、回答したくないなど回収できない場合は、差し支えありません。

4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は文例のように、母親及び子どもにわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多くないものとします。

5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票の母親及び子どもへの配布、調査の目的や方法の母親及び子どもへの説明、記入された調査票の回収を、評価機関が施設に依頼して行う方法によります。
- ② 評価機関は、利用者調査票のほか、施設への依頼文、母親及び子どもへの説明文、回収用封筒、回収箱を用意して、あらかじめ施設に渡します。
- ③ 調査票は、無記名とし、原則として、記入した調査票は、回収用封筒に母親及び子ども自身が入れて、糊づけ等で封をして、母親及び子ども自身が回収箱に入れる方法によります。
- ④ 回収箱に投函された回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ送付します。

6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」「無回答」を集計します。自由記載については、主な事項を集約します。
- ② 調査結果については、個々の母親及び子どもの回答内容が施設にわからないように留意しつつ、集約したものを施設に示します。

利用者調査様式例（児童養護施設・小学校 4 年生以上）

アンケートのお願い（子ども用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をよりよいものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

そのときに、みなさんの意見も参考としたいので、アンケートに協力してください。

このアンケートに答えたことで、生活がしづらくなったり、損をしたりすることはありませんので、安心して答えてください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で〇〇問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問には答えなくてもよいです。
- ② 書き終えたら、返信用封筒に入れ、封をして、〇月〇日までに、回収箱に入れてください。〇月〇日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります。評価機関の連絡先まで連絡してください。そのとき自分の名前は言わなくてよいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

子どもへのアンケート（児童養護施設・小学校4年生以上）

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたは？

- ① 小学生 ② 中学生 ③ 高校生・その他

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 食事の時間は楽しみですか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 施設の大人の人たちから、あなたは大切にされていると感じますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問5 施設の大人の人たちはこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 施設の大人の人たちは、あなたがいやがるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 施設の大人の人たちは、あなたの良いところをほめてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 施設の大人の人たちは、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問9 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がありますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

つぎ
次のページにつづきます

問10 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の外の大人の人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問12 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

アンケートのお願い（保護者用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をより良いものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

みなさんの意見も参考としたいので、アンケートの記入についてご協力くださいますようお願いいたします。

このアンケートにお答えいただいたことで、生活がしづらくなったり、不利益が生じることはありませんので、安心してお答えください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で〇〇問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問にはお答えいただかなくてもよろしいです。
- ② 書き終えたら、返信用封筒に入れ、〇月〇日までに、下記の評価機関に郵送してください。あるいは、あなたが施設に来られた時に、封をして回収箱に入れてください。〇月〇日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります。評価機関の連絡先まで連絡してください。そのときご自分の名前はお答えいただかなくてもよろしいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

ほごしゃ
保護者アンケート（乳児院・保護者用）

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、この施設に子どもを預けてどれぐらいになりますか？

- ①半年以内 ②半年から1年以内 ③1年から2年以内 ④2年以上

問2 この施設の雰囲気や生活環境は、子どもにとって暮らしやすいですか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 職員から、この施設の内容や決まりごとについて、わかりやすく説明をうけましたか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 職員は、あなたや子どもに対して大切に接してくれていると思いますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

つぎ
次のページに続きます

問5 子どものこれからのことについて、職員は相談にのってくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 この施設では、あなたやあなたお子さんのプライバシーは守られていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 この施設のことについて「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員に話すことができますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 この施設のことについて「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員以外の外部の人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページに続きます

問9 この施設しせつのことについて、良よかったと思おもうことを書かいてください。

自由意見欄じゆういけんらん：

問10 この施設しせつのことについて、他ほかに意見いけんや希望きぼうなどを何なんでも書かいてください。

自由意見欄じゆういけんらん：

ご協力きょうりょくありがとうございました

利用者調査様式例（児童心理治療施設・児童自立支援施設・小学校4年生以上）

アンケートのお願い（子ども用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をよりよいものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

そのときに、みなさんの意見も参考としたいので、アンケートに協力してください。

このアンケートに答えたことで、生活がしづらくなったり、損をしたりすることはありませんので、安心して答えてください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で〇〇問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問には答えなくてもよいです。
- ② 書き終わったら、返信用封筒に入れ、封をして、〇月〇日までに、回収箱に入れてください。〇月〇日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります。評価機関の連絡先まで連絡してください。そのとき自分の名前は言わなくてよいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

子どもへのアンケート（児童自立支援施設・児童心理治療施設）

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたはこの施設にきてどれぐらいになりますか？

- ①半年以内 ②半年から1年以内 ③1年から2年以内 ④2年以上

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 食事の時間は楽しみですか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 職員から、あなたは大切にされていると感じますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問5 職員はこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくださいませんか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 職員は、あなたが嫌がるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 職員は、あなたの良いところをほめてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 職員は、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい職員がいますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問9 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問10 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員以外の大人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

利用者調査様式例（母子生活支援施設・小学校4年生以上）

アンケートのお願い（子ども用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をよりよいものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

そのときに、みなさんの意見も参考としたいので、アンケートに協力してください。

このアンケートに答えたことで、生活がしづらくなったり、損をしたりすることはありませんので、安心して答えてください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で〇〇問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問には答えなくてもよいです。
- ② 書き終えたら、返信用封筒に入れ、封をして、〇月〇日までに、回収箱に入れてください。〇月〇日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります評価機関の連絡先まで連絡してください。そのとき自分の名前は言わなくてよいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

子どもへのアンケート（母子生活支援施設・小学校4年生以上）

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたは？

- ① 小学生 ② 中学生 ③ 高校生・その他

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 施設の大人の人たちから、あなたは大切にされていると感じますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 施設の大人の人たちはこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問5 施設の大人の人たちは、あなたがいやがるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 施設の大人の人たちは、あなたの良いところをほめてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 施設の大人の人たちは、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がいいますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問9 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問10 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の外の大人の人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

利用者調査様式例（母子生活支援施設・母親用）

アンケートのお願い（母親用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をより良いものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

みなさんの意見も参考としたいので、アンケートの記入についてご協力くださいますようお願いいたします。

このアンケートにお答えいただいたことで、生活がしづらくなったり、不利益が生じることはありませんので、安心してお答えください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で〇〇問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問にはお答えいただかなくてもよろしいです。
- ② 書き終えたら、返信用封筒に入れ、封をして、〇月〇日までに、回収箱に入れてください。〇月〇日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります評価機関の連絡先まで連絡してください。そのときご自分の名前はお答えいただかなくてもよろしいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

りようしゃ ほ し せい かつ し えん し せつ は は お や よ う
利用者アンケート（母子生活支援施設・母親用）

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたはこの施設にきてどれくらいになりますか？

- ①半年以内 ②半年から1年以内 ③1年から3年以内 ④3年以上

問2 この施設の雰囲気や生活環境は暮らしやすいですか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 この施設は安全だと思いますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 職員から、この施設の考え方や内容について、わかりやすく説明をうけましたか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

つぎ つづ
次のページに続きます

問5 職員は、あなたや子どもに対して大切に接してくれていると思いますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 日常生活、子育て、家族関係、友人関係や仕事関係で困ったとき、職員は相談にのってくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 あなたのこれからの生活に向けての目標について、職員は相談にのってくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 子どもやあなたのプライバシーは守られていると思いますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問9 職員による言葉の暴力、無視はありませんか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページに続きます

問10 ことでの暮らしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員に話することができますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 ことでの暮らしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員以外の外部の人にも話することができることを知っていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問12 ことでの暮らしで良かったと思うこと、書いてください。

自由意見欄：

問13 この施設での生活について、他の意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見欄：

〈このアンケートについて、どのように答えましたか？〉

- ①あなたが読んで、あなたが記入 ②職員が読んで、あなたが記入
③職員が読んで、職員が記入

ご協力ありがとうございました

入居者調査（利用者調査）様式例（自立援助ホーム版）

別添 7 - 9

ホーム名	
------	--

このアンケートは、自立援助ホームに入居する皆さんが日頃の生活の中で感じていることを聞かせてもらい、ホームが皆さんにとって過ごしやすい場として成り立っているのかを点検するものです。

また、回答してもらったことを参考にしながら、皆さんにとって必要な支援を考えていきたいと思いますので、協力をお願いします。

- ・このアンケートは無記名ですので安心してください。
- ・このアンケートの回答書は、外部の第三者評価の人が開封して確認をします。
- ・各設問への回答は、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」の中から、あなたの気持ちに一番近いと思われるものを一つだけ選んで○印をつけてください。
- ・各設問は、あなたに対するホームのかかわり方について尋ねています。自分の事として感じている素直な気持ちで答えてください。
- ・「はい」「いいえ」「どちらともいえない」を選ぶだけでなく、ご意見がある場合は自由に記入してください。
- ・質問の内容がよくわからない、特に援助を受けていない場合は何も記入しなくてもかまいません。
- ・設問は全部で20問になります。
途中、わからない文言等があれば質問してください。
- ・書き終えたら、返信用封筒に入れ、封をして、○月○日までに、回収箱に入れてください。○月○日に評価機関に送ります。
- ・わからないことはいつでも次に書いてある評価機関の連絡先まで連絡してください。そのとき、自分の名前は言わなくてよいです。
（評価機関名）
（担当者名）
（住所、電話番号）

ステージ 1

・ここでは、ホームに入居することになった経緯についてお聞きします。当時を思い出してお答えください。

問1	自立援助ホームを利用しようとした時、自立援助ホームがどのような所なのか納得できる説明を受けましたか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問2	自立援助ホームを利用する場合、寮費などの自己負担金が発生し、支払わなければいけないことの説明を受けましたか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問3	自立援助ホームを利用するときや、退居するときの手続きについての説明を受け、理解できましたか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問4	自立援助ホームを利用するにあたり、支援の内容についての説明を受けるとともに、自分の意見を聞いてもらい話し合いの中で納得できる計画になりましたか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

ステージ 2

・ここでは、ホーム生活の中の衣食住に関する支援・援助についてお聞きします。

問5	衣類や寝具について、季節に応じた衣類を自分で購入したり、好みに応じた提供を受けることができますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問6	仕事や学業、余暇活動等の自分の生活に沿った時間に、安心して暮らせる雰囲気の中で食事をすることができますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問7	ホーム全体や居室について、日頃からきれいに整理され清潔感が保たれているなど、安心して暮らせる環境になっていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問8	ホームでプライベートな場所や時間を持つことができますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

ステージ 3

・ここでは、あなたの健康・医療に関する支援援助についてお聞きします。

問9	十分な睡眠、適度な運動の機会など健康維持に取り組むことができるよう支援や助言をもらえていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問10	あなたの健康状態や心の状態等について話しやすいと感じていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問11	あなたが希望する医療を受けられるような情報提供や支援を受けることができているですか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問12	退居後の健康維持や医療機関の利用について相談したい場合に、どのようにすればよいかなどの話がありますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

ステージ 4

・ここでは、あなたの就労・就学等の進路に関する支援援助についてお聞きします。

問13	あなたの希望や想いを受け止めた上で、あなたに適した就労、就学などの進路について話し合うことができますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問14	就労(継続・退職)、修学(単位取得など)に関することで悩んだり迷ったりした時に、親身になって相談に乗ってもらえていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問15	将来の自立に必要と思う資格などについて、その資格所得に関する相談や手続き等についての支援を受けることができますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問16	退居後も仕事に関する相談に応じてもらえるとの説明を受け、相談できると感じていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

ステージ 5

・ここでは、ホームスタッフに関することについてお聞きします。

問17	スタッフは、あなたの気持ちを大切にしながら相談ごとや要望に応じてくれていると思いますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問18	スタッフは、あなたの大切にしている物や秘密にしたいと思っていることを守ってくれていると感じていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問19	スタッフは、ホームの支援活動時に適切な服装や言葉で対応していると思いますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

問20	あなたはスタッフ以外(第三者委員や地域の協力者・見守り会の方など)に相談できる方を配置してもらっていますか。	はい	いいえ	どちらともいえない
意見				

アンケートへの協力ありがとうございました。

このアンケートの結果については、あなたが特定できないように、パソコンで集計した結果のみをホーム長に報告いたします。安心してください。

さいごに、次の事柄についてお尋ねします。

1 このアンケートにどのように答えましたか。

① 自分で読んで自分で記入した

② 調査員が読んで自分で記入した

③ 自分で読んで調査員が記入した

④ 調査員が読んで調査員が記入した

⑤ その他 () 番

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

② 評価調査者研修修了番号

③ 施設の情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	名
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 名	非常勤職員 名
有資格 職員数	(資格の名称) 名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)

④ 理念・基本方針

⑤ 施設の特徴的な取組

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	年 月 日（契約日） ～ 年 月 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	年度

⑦ 総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◇改善を求められる点</p>

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

--

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1- (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1- (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2- (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2- (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
③	I-2- (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3- (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3- (1) —① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ—2—（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（４）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（2）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ—1—（2）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ—1—（2）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（3）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—（3）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（4）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—（4）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
〈コメント〉		

35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
〈コメント〉		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
〈コメント〉		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
〈コメント〉		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
〈コメント〉		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
〈コメント〉		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		

A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑥	A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑨	A—2—（1）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑩	A—2—（1）—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑪	A—2—（1）—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A—2—（2）食生活		
A⑫	A—2—（2）—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・b・c

〈コメント〉		
A-2-(3) 衣生活		
A⑬	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(4) 住生活		
A⑭	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑮	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑯	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑱	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑲	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
＜コメント＞		
A㉒	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		

第三者評価結果の公表事項(乳児院)

① 第三者評価機関名

② 評価調査者研修修了番号

③ 施設の情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	名
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 名	非常勤職員 名
有資格 職員数	（資格の名称） 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）

④ 理念・基本方針

⑤ 施設の特徴的な取組

(別紙)

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-1 (1) —① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ—2—（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（４）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（2） 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ—1—（2）—② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ—1—（2）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（3）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—（3）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（4）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—（4）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
〈コメント〉		

35	Ⅲ—1—(4)—② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
〈コメント〉		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
〈コメント〉		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
〈コメント〉		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
＜コメント＞		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
＜コメント＞		

内容評価基準（22項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
＜コメント＞		
A—1—(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		

A—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A—2—(1) 養育・支援の基本		
A③	A—2—(1)—① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		

A④	A-2-(1)-② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(2) 食生活		
A⑤	A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑥	A-2-(2)-② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑦	A-2-(2)-③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑧	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑨	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑩	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑪	A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑫	A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑬	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(4) 健康		

A⑭	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑮	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(5) 心理的ケア		
A⑯	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(6) 親子関係の再構築支援等		
A⑰	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑱	A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
A⑲	A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備		
A⑳	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(9) 一時保護委託への対応		
A㉑	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A㉒	A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

第三者評価結果の公表事項(児童心理治療施設)

① 第三者評価機関名

② 評価調査者研修修了番号

③ 施設の情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	名
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 名	非常勤職員 名
有資格 職員数	（資格の名称） 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）

④ 理念・基本方針

⑤ 施設の特徴的な取組

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	年 月 日（契約日） ～ 年 月 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	年度

⑦ 総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◇改善を求められる点</p>

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

--

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童心理治療施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 20 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 治療・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
③	I-2-（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞		

I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a・b・c
〈コメント〉		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
〈コメント〉		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
〈コメント〉		

Ⅱ—2—（４）実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（４）—① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ—4—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の治療・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（2）治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ—1—（2）—② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ—1—（2）—③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（3）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—（3）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（4）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—（4）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
〈コメント〉		

35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
〈コメント〉		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
〈コメント〉		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

Ⅲ—2 治療・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
〈コメント〉		

43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅲ—2—（3）治療・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
＜コメント＞		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
＜コメント＞		

内容評価基準（20項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A—1—（1）—① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	a・b・c
＜コメント＞		
A②	A—1—（1）—② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
A③	A—1—（1）—③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	a・b・c
＜コメント＞		
A④	A—1—（1）—④ 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	a・b・c
＜コメント＞		

A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成		
A⑤	A-1-(2)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑥	A-1-(2)-② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援		
A⑦	A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑧	A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等		
A⑨	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		

A-2 生活・健康・学習支援

A-2-(1) 食生活		
A⑩	A-2-(1)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(2) 衣生活		
A⑪	A-2-(2)-① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(3) 住生活		
A⑫	A-2-(3)-① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。	a・b・c

〈コメント〉		
A⑬	A—2—(3)—② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A—2—(4) 健康と安全		
A⑭	A—2—(4)—① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑮	A—2—(4)—② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A—2—(5) 性に関する支援等		
A⑯	A—2—(5)—① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	a・b・c
〈コメント〉		
A—2—(6) 学習支援、進路支援等		
A⑰	A—2—(6)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		

A—3 通所支援

A—3—(1) 通所による支援		
A⑱	A—3—(1)—① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	a・b・評価外
〈コメント〉		

A—4 支援の継続性とアフターケア

A—4—(1) 親子関係の再構築支援等		
A⑲	A—4—(1)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家	a・b・c

	族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	
〈コメント〉		
A⑳	A—4—(1)—② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

① 第三者評価機関名

② 評価調査者研修修了番号

③ 施設の情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	名
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 名	非常勤職員 名
有資格 職員数	（資格の名称） 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）

④ 理念・基本方針

⑤ 施設の特徴的な取組

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	年 月 日（契約日） ～ 年 月 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	年度

⑦ 総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◇改善を求められる点</p>

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

--

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
③	I-2-（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2) —① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		
13	II-1-(2) —② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1) —① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
15	II-2-(1) —② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2) —① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3) —① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
18	II-2-(3) —② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
19	II-2-(3) —③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞		

II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
〈コメント〉		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（2）支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ—1—（2）—② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ—1—（2）—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（3）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—（3）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—（4）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—（4）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
〈コメント〉		

35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
〈コメント〉		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
〈コメント〉		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a・b・c
〈コメント〉		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
〈コメント〉		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
〈コメント〉		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
〈コメント〉		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
〈コメント〉		
A②	A—1—(1)—② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a・b・c
〈コメント〉		
A③	A—1—(1)—③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(2)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		

A⑤	A—1—(3)—① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑥	A—1—(4)—① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

A—2 支援の質の確保

A—2—(1) 支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑧	A—2—(1)—② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑨	A—2—(1)—③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A—2—(2) 食生活		
A⑩	A—2—(2)—① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A—2—(3) 日常生活等の支援		
A⑪	A—2—(3)—① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑫	A—2—(3)—② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑬	A—2—(3)—③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を	a・b・c

	支援している。	
〈コメント〉		
A-2-(4) 健康管理		
A⑭	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑮	A-2-(4)-② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(5) 性に関する教育		
A⑯	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑰	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑱	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(7) 心理的ケア		
A⑲	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(8) 学校教育、学習支援等		
A⑳	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a・b・c
〈コメント〉		
A㉑	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A㉒	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通し	a・b・c

	て自立に向けた支援に取り組んでいる。	
〈コメント〉		
A⑳	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(10) 通所による支援		
A㉒	A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 第三者評価機関名

② 評価調査者研修修了番号

③ 施設の情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）：	名
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 名	非常勤職員 名
有資格 職員数	（資格の名称） 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）

④ 理念・基本方針

⑤ 施設の特徴的な取組

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	年 月 日（契約日） ～ 年 月 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	年度

⑦ 総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◇改善を求められる点</p>

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

--

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
③	I-2-（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<コメント>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞		

II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
〈コメント〉		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ—1—(1)—② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
〈コメント〉		

35	Ⅲ—1—(4)—② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・b・c
〈コメント〉		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
〈コメント〉		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・b・c
〈コメント〉		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
〈コメント〉		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
〈コメント〉		
45	Ⅲ—2—(3)—② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
〈コメント〉		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
〈コメント〉		
A—1—(2) 権利侵害への対応		
A②	A—1—(2)—① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・b・c
〈コメント〉		
A③	A—1—(2)—② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・b・c
〈コメント〉		
A④	A—1—(2)—③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c

〈コメント〉		
A-1- (3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑤	A-1- (3) —① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1- (4) 主体性を尊重した日常生活		
A⑥	A-1- (4) —① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑦	A-1- (4) —② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1- (5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑧	A-1- (5) —① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

A-2 支援の質の確保

A-2- (1) 支援の基本		
A⑨	A-2- (1) —① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2- (2) 入所初期の支援		
A⑩	A-2- (2) —① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2- (3) 母親への日常生活支援		
A⑪	A-2- (3) —① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

A⑫	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑬	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑭	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑮	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑯	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑰	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑲	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑳	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・c

〈コメント〉		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A⑳	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉑	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A㉒	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(9) 就労支援		
A㉓	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A㉔	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

第三者評価結果の公表事項(自立援助ホーム)

① 第三者評価機関名

② 評価調査者研修修了番号

③ 事業所の情報

名称：		種別：	
代表者氏名：		定員（利用人数）：	名
所在地：			
TEL：		ホームページ：	
【施設の概要】			
開設年月日			
経営法人・設置主体（法人名等）：			
職員数	常勤職員：	名	非常勤職員
有資格 職員数	（資格の名称）	名	
施設・設備の 概要	（居室数）		（設備等）

④ 理念・基本方針

⑤ 事業所の特徴的な取組

(別紙)

第三者評価結果（自立援助ホーム）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	a・b・c
〈コメント〉		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
〈コメント〉		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
〈コメント〉		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
〈コメント〉		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
〈コメント〉		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ－２－（４）実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ－３－（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
22	Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ－４－（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
24	Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ－４－（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ－４－（２）－① 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ－４－（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

27	Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ－１－（１）利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
29	Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ－１－（２）福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
〈コメント〉		
31	Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
〈コメント〉		
32	Ⅲ－１－（２）－③ 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ－１－（３）利用者の満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ－１－（３）－① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ－１－（４）利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機	a・b・c

	能している。	
<コメント>		
35	Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・b・c
<コメント>		
36	Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<コメント>		
Ⅲ－１－（５）安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<コメント>		
38	Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		
39	Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント>		

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ－２－（１）提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ－２－（１）－① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが実施されている。	a・b・c
<コメント>		
41	Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<コメント>		
Ⅲ－２－（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c

<コメント>		
43	Ⅲ－２－（２）－② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<コメント>		
Ⅲ－２－（３）福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<コメント>		
45	Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<コメント>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A－１ 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A－１－（１）利用者の尊重		
A①	A－１－（１）－① 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。	a・b・c
<コメント>		
A②	A－１－（１）－② 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<コメント>		
A③	A－１－（１）－③ 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。	a・b・c
<コメント>		
A④	A－１－（１）－④ 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしている。	a・b・c

〈コメント〉		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A⑤	A-1-(2)-① 利用者に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1-(3) 主体性、自立性を尊重した日常生活		
A⑥	A-1-(3)-① 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア		
A⑦	A-1-(4)-① 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑧	A-1-(4)-② 利用者が安定した社会生活を送ることができるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑨	A-2-(1)-① 利用者と職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑩	A-2-(1)-② 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
A⑪	A-2-(1)-③ 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切に、利用者が自ら判断し行動することを保障している。	a・b・c
〈コメント〉		

A⑫	A-2-(1)-④ 生活の営みを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(3)-① 居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(5) 健康管理		
A⑯	A-2-(5)-① 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(7) 行動上の問題への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 利用者の暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。	a・b・c
〈コメント〉		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑲	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
〈コメント〉		

A-2-(9) 社会生活支援（進路支援、社会経験等）		
A⑳	A-2-(9)-① 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
＜コメント＞		
A㉑	A-2-(9)-② 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
A㉒	A-2-(9)-③ 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
A㉓	A-2-(9)-④ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	a・b・c
＜コメント＞		
A-2-(10) 家族とのつながり		
A㉔	A-2-(10)-① 本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		